

行政監察特別委員會議録第十七号

昭和三十年七月二十九日（金曜日）

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 篠田 弘作君

理事 佐々木秀世君 理事 高木 松吉君

理事 淺野 清吾君 理事 南 好雄君

理事 山中 貞則君 理事 山田 長司君

理事 神田 大作君

草野 一郎平君 牧野 良三君

松岡 松平君 山本 猛夫君

米田 吉盛君 鹿野 彦吉君

福永 一臣君 高津 正道君

辻原 弘市君 西村 力弥君

大西 正道君 小林 信一君

委員外の出席者

証人（日本教職員組合教育文化部長） 佐藤幸一郎君

本日（本日の）の会議に付した案件

調査経過報告書に関する件

小、中学校における教科書関係事件

○篠田委員長 これより会議を開きます。

前会に引き続き、小、中学校における教科書関係事件について調査を進めます。直ちに証人より証言を求めるところにいたします。

ただいまお見えになっておられる方は佐藤幸一郎さんですか。

○佐藤証人 そうです。

○篠田委員長 この際証人に一言申し上げます。現在わが国において小中学校における教科書は多種多様にわたり、大小出版業者が乱立の結果、これが

検定並びに採択等に関しとかく風評も生まれ、これが学童並びに父兄に及ぼす影響等を懸念し、世上大いに関心を抱いておる向きもありますので、義務教育の本旨にかんがみ、これが真相を明らかにすることはきわめて意義あることと考え、本委員会は本件の調査に着手した次第であります。証人におかれましては率直なる証言をお願いいたします。

それでは、ただいまより、小、中学校における教科書関係事件について証言を求めるところになります。証言を求めるところに証人に一言申し上げます。

昭和二十二年法律第二百二十五号、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によりまして、証人に証言を求めるときは、その前に宣誓をさせなければならぬことと相なっております。宣誓または証言を拒むことのできるの、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族もしくは三親等内の姻族または証人とこれらの親族関係のあった者及び証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するときは、またはこれらの者の恥辱に帰すべき事項に関するときは、及び、医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、産婆、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または神祇の職にある者またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であつて黙秘すべきものについて尋問を受けたときに限られておりまして、それ以外には証言を拒むことはでき

きないことになっております。しかし、証人が正当の理由がなくして宣誓または証言を拒んだときは一年以下の禁錮または一万円以下の罰金に処せられ、かつ宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは三月以上十年以下の懲役に処せられることとなつておるのであります。一応このことを御承知になつておいていただきたいと思います。

では、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。御起立を願います。

宣誓書の御朗誦をお願いします。

〔証人佐藤幸一郎君朗誦〕

宣誓書

良心に従つて、眞実を述べ、何事もなくさす、又、何事もつけ加えないことを誓います。

○篠田委員長 それでは、宣誓書に署名捺印して下さい。

〔証人宣誓書に署名捺印〕

○篠田委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際にはそのつど委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしておるときはおかけになつてよろしくござい

ます。お答えの際は御起立をお願いします。

○佐藤証人 証人の略歴について述べて下さい。

○佐藤証人 大正七年一月三日福島県安達郡に生まれました。数え年三十八歳であります。昭和十二年に福島県公立小学校の教員になりました。以来小

学校教員八年間、それから、昭和二十一年に福島県立中学校、今日の高等学校でありましたが、高等学校の教諭になりまして、以来今日までやつて参つております。

組合関係につきましては、昭和二十一年五月福島市の教員組合の結成に参画いたしました。福島市教員組合の総務部長になりました。そして、続いて七月福島県教員組合の結成に参画いたしました。福島県教員組合の書記長に選任され、以来三選いたしました。

それから、組織部長、書記次長その他中央委員、いろいろの組合の役員等をやりました。今日に至つたわけであり

ます。昨年の六月日教組札幌大会において日教組中央執行委員に選任されまして、中央執行委員会の互選によりまして教育文化部長に就任いたしました。今年同じく中央執行委員に選任され、教育文化部長に重任をいたしました次第でございます。

以上が私の略歴でございます。

○篠田委員長 日本教職員組合、あとは日教組と略称いたしますけれども、この組織並びに日教組と各都道府県教職員組合との関係について述べて下さい。

○佐藤証人 規約あるいは私の記録等がございまして、それを参照しながら答えますことをお許し願います。

日本教職員組合は、結成されましたときから、各都道府県の教員組合の連合体でございます。ということは、単位組合といふものは各都道府県組合で

ありまして、その後、特に公務員法の改正等によりまして、職員団体といふ一つの登録措置がございましたが、この際は、法律に規定された通り、各都道府県自体が、市町村単位の小学校、中学校の義務制の学校、つまり市町村立の学校は市町村立単位の組合を作り、そして県立学校といふものは原則として一本の組織を作る、こういう形で、その施行に際しましては、各都道府県自体が厳密な意味では連合体といふことになつたわけでありまして、従つて、日教組といふものは連合体のさうに連合体、こういうのが組織上に言われているものでございまして。しかし、日教組の活動といふものは、結成の当初から、各都道府県の教職員の自主的な決定によつて、大多數の意思のまとまることによつて行動をし、あるいは運動を起すということになつておりますので、その結成以来の経過並びに方式といふものは、今日に至つても踏襲されているわけでございまして。こういうのが日教組の組織であり、それから日教組と各都道府県組合との関係といふこととなります。特に、日教組の私どものような中央執行委員といふものは、全部各都道府県の教員組合の執行委員という信任を受け、そしてその中から候補者として出た者が日教組の大会においてさらに無記名投票によつて選挙を受ける、こういうふうにして執行委員といふものは構成されておるわけであります。すべての日教組の決議といふものは、日教組において

執行部がいろいろ各府県の実情や資料等に基づいて運動の方針に対する原案を作成しますが、その原案はすべて全組合員に周知徹底できるように措置いたしまして、それを各都道府県が責任を持って検討されたものが大会に集められ、大会において審議検討される、その決定によってこの執行部というものは大会の決定に許された範囲内において行動する、こういう組織でございます。

○篠田委員長 日教組の教育文化部の事業内容及びその活動状況について述べて下さい。

○佐藤証人 教育文化部の事業内容は、教育文化運動の具体的な推進というところが集約でございまして、その細案を具体的に申し上げますれば、一つは、全国の教員の組合員の教育研究運動を推進する、そのための中央執行部としての具体的な担当をいたします。それから、広い意味における文化運動、このことについての業務執行をいたします。それから、組合員のいろいろの要求に基きまして、組合員の考案方あるいは組合員自身の問題とすべき当面の具体的な情勢等に対する必要な資料を発刊いたします。それは、「教育評論」という雑誌を私が責任を持って発刊する、この機関紙活動があるというところでございます。具体的に申し上げますれば、このような仕組みによりまして各般の事業を行う次第でございます。

○篠田委員長 広い意味の文化運動というのは、教育者自身に対する啓蒙とか、そういう面も含められているのですか。

○佐藤証人 私が広い意味と申し上げ

ましたのは、今日日本教職員組合の教育文化部が主力をあげて仕事をいたしておりますのは、前四回やって参りました教育研究集会の運動推進でございますが、これは主として現場の教育実践のための共同研究というものに主力があるわけでありまして、地域の青年や婦人、父兄、大衆といった方々のさまざまな文化的諸要求がございまして、こういう諸要求に対する共同の活動というものを広い意味の文化活動と申し上げました。しかも、その場合には、現場の教育担当者であるという立場から、すべての父母との話し合い、青年との話し合い、こういう立場でこれをやっているということでございます。

○篠田委員長 文化活動、おもに外部的に向けられているのですか、それとも、内部的にも相当含まれておりますか。

○佐藤証人 文化活動は、本来は日教組の本部が活動するものではございませんで、すべて、たくさん全国の教師諸君が、現場の子供たちの教育活動、青年、婦人、父兄たちと接する場所においていろいろの文化的な営みをするわけでありまして、主としてこれは現場の教師の研究活動ということになるわけでございます。従って、日教組のわれわれとしまして、ただいまの御質問に對して端的にお答えしようとするならば、内部、つまり現場教師の活動のための必要な手だてに對して資料活動をするということになるわけでございます。

○篠田委員長 日教組は文部省の教科書検定事務に参画したことがありますが、その事実を具体的に述べて下さい。

○佐藤証人 文部省の教科書検定審議会、つまり審議会及び調査委員会等に對して、日教組は結成の当初は参画いたして参つたわけでありまして、その後、特に私の前の和田教育文化部長では、検定審議会の一に加わり得るや、あるいは調査員の中に加わり得るという意味合いにおいて参画をいたしております。したがって、大連文部大臣に至りまして、私が就任しました時期には、日教組の参加は拒まれまして、私たちはその参加ができなくなったわけでありまして、ただし、ここで私が特に証言申し上げますが、私どもとして申し上げます、教育行政中特に子供たちの教材の問題を扱う教科書の問題ということになりますれば、現場教師の長年にわたる研究資料というものがたくさんあります。しかも現場教師から文部省にこういう意向を伝えてほしいというようないろいろな希望もあつたので、やはり、本来的には、全国の現職教師の団体であり、しかも教育文化活動を中心に活動するという資料分野から見まして、当然われわれが参画できる状態が望ましいし、妥当であると考えますが、この点は、今日は実現できないという状態にあるわけでありまして、なお、私自身、昨年の六月就任でありまして、前の文化担当並に執行委員の方々の年月日を追つた具体的なものにつきましましては、私の記録には詳細にありませんけれども、拾い読みしなければなりませんので、若干時間がかかりましたから、概略だけを申し上げます。教科書検定事務に参画しておらないという

のは、日教組としては参画しておらない、日教組としてのメンバー個々には参画しておるわけでしょう。

○佐藤証人 私が申し上げましたのは、日本教職員組合の執行機関がその執行機関として現職教師の研究資料等をまとめたおるから、その立場で参画させてほしい、あるいはまた、私どもの推薦を認めてほしいということでありまして、それが拒否されておるといふことでありまして、数多い審議委員やあるいは調査員の中には組合員である方が多いことは事実のようでござい

○篠田委員長 文部省の教科書に對する検定事務は適正に行われておると思ふか、行われていないと認めるならば、その事実を具体的に説明して下さい。

○佐藤証人 検定に限定して申し上げます。教科書制度が実施されて七、八年でございまして、当初検定そのものに対するいろいろの論議があつたのでありますが、日本教職員組合としましては、検定教科書制度こそが新しい時代を作っていく教育としてはどうして必要であるという立場に立ちまして、検定制を要請もいたしまして、そのためのいろいろの研究もいたしたのでございまして、しかし、私どもが希望申し上げます、あるいは私どもが検討して要請しましたようなものが完璧に実現されるというところは、その当初からなかったように私は記憶しております。問題は、検定というものが、本来的に、数多い現場教育の実践の経験者であり、または学識深いその道のうんちくをきかめた学者、こういう方々が多くなるの信賴とお許しを得るような、つまり公選されるというような手だてによって

行われることが最も望ましいということでありまして、それから、検定基準にいたしまして、検定基準のその先に立ちますところの指導要領、この文部省が作ります指導要領にいたしまして、この指導要領自身が、つまり現場教師の各般の意見やあるいはその道の広い意味における研究者等の意見を網羅するといふ、しかもある長期間にわたります討議をするという機会を持ち得ずして、短期間に、しかも文部省の任命によって仕えるというようないふことで作られますので、そういう意味において、検定の基準となりますところの指導要領そのものが、やはりわれわれとしましては、もっと幅広く、もっとより根本的に現場の実情に即したものを作らなければ、教科書検定そのものが円滑にしかも効果的にならないといふことを指摘しておるわけであり

○篠田委員長 文部省の教科書に對する検定事務は適正に行われておると思ふか、行われていないと認めるならば、その事実を具体的に説明して下さい。

○佐藤証人 検定に限定して申し上げます。教科書制度が実施されて七、八年でございまして、当初検定そのものに対するいろいろの論議があつたのでありますが、日本教職員組合としましては、検定教科書制度こそが新しい時代を作っていく教育としてはどうして必要であるという立場に立ちまして、検定制を要請もいたしまして、そのためのいろいろの研究もいたしたのでございまして、しかし、私どもが希望申し上げます、あるいは私どもが検討して要請しましたようなものが完璧に実現されるというところは、その当初からなかったように私は記憶しております。問題は、検定というものが、本来的に、数多い現場教育の実践の経験者であり、または学識深いその道のうんちくをきかめた学者、こういう方々が多くなるの信賴とお許しを得るような、つまり公選されるというような手だてによって

行われることが最も望ましいということでありまして、それから、検定基準にいたしまして、検定基準のその先に立ちますところの指導要領、この文部省が作ります指導要領にいたしまして、この指導要領自身が、つまり現場教師の各般の意見やあるいはその道の広い意味における研究者等の意見を網羅するといふ、しかもある長期間にわたります討議をするという機会を持ち得ずして、短期間に、しかも文部省の任命によって仕えるというようないふことで作られますので、そういう意味において、検定の基準となりますところの指導要領そのものが、やはりわれわれとしましては、もっと幅広く、もっとより根本的に現場の実情に即したものを作らなければ、教科書検定そのものが円滑にしかも効果的にならないといふことを指摘しておるわけであり

○篠田委員長 文部省の教科書に對する検定事務は適正に行われておると思ふか、行われていないと認めるならば、その事実を具体的に説明して下さい。

○佐藤証人 検定に限定して申し上げます。教科書制度が実施されて七、八年でございまして、当初検定そのものに対するいろいろの論議があつたのでありますが、日本教職員組合としましては、検定教科書制度こそが新しい時代を作っていく教育としてはどうして必要であるという立場に立ちまして、検定制を要請もいたしまして、そのためのいろいろの研究もいたしたのでございまして、しかし、私どもが希望申し上げます、あるいは私どもが検討して要請しましたようなものが完璧に実現されるというところは、その当初からなかったように私は記憶しております。問題は、検定というものが、本来的に、数多い現場教育の実践の経験者であり、または学識深いその道のうんちくをきかめた学者、こういう方々が多くなるの信賴とお許しを得るような、つまり公選されるというような手だてによって

行われることが最も望ましいということでありまして、それから、検定基準にいたしまして、検定基準のその先に立ちますところの指導要領、この文部省が作ります指導要領にいたしまして、この指導要領自身が、つまり現場教師の各般の意見やあるいはその道の広い意味における研究者等の意見を網羅するといふ、しかもある長期間にわたります討議をするという機会を持ち得ずして、短期間に、しかも文部省の任命によって仕えるというようないふことで作られますので、そういう意味において、検定の基準となりますところの指導要領そのものが、やはりわれわれとしましては、もっと幅広く、もっとより根本的に現場の実情に即したものを作らなければ、教科書検定そのものが円滑にしかも効果的にならないといふことを指摘しておるわけであり

ために実施される検定制でございませうから、その検定制をより効果的に成功させるためには、政府としても、国家としても、十分それを成就させるに足るものの施設なり方法なり、このういものが十分手だてとして付合されるべきでありましたが、そういう面の手だてには不備があり、不十分さがあり、しかも予算的措置等におきまして、そういうものが十分されておりましたので、やはり実施運営というのはいさな意味から十全を期することのできないということが事実をもって証明されて参ったわけであります。そうして、特に私どもがここで指摘申し上げたいのは、検定の機関そのものが、当然調査員によって原稿が検討され、そしてそのものが十六人の審議委員に検討される、こういう一つのルールは立っておりませんが、この場合に、個別的に原稿に対するところのいろいろの修正意見の要請等が事前に行われてみたり、あるいは執筆者に対するところのいろいろな干渉的なものがあるといふことも聞いております。で、そういう意味合いから見ますと、執筆者が執筆の自由を持って、特に学問研究や教育の実践という立場から、教育に対して執筆上の責任を果そうとして執筆されたものに対して、秘密のうちいろいろな干渉が行われる、こういうような事実がたぐさん資料として出されておりますので、こういう意味合いにおいて大きな問題があるわけでありませう。それからまた、特にそれが調査員や審議委員からではなしに、文部省のその担当者の方から個別的にいろいろな干渉があるといふことも私どもは幾つか聞いておるのであります

が、そういうことによりまして、本来、検定教科書というものは、民間検定であり、民間編集であつて、それは特色のある公教育に対して責任の負えるものを作つて、それに対する検定を受けて、その検定にパスしたものが、現場教師の自主的な検討による採択によつて成果をあげる、こういうねらいであるのであります。検定といふものが、端的に申しますと、文部省の担当者によつて調査員等に対するいろいろな指図もあるがごとくに印象づけられますし、そして、その調査員といふようなものが各個ばらばらにこの内容について意見を言う、そういうようなことで、ずいぶんゆがめられて参つておる、こういうことが言えるわけでございます。なお、これらの資料につきましては、従来たくさん証言されておると思ひますし、特に読書新聞においても明らかにいたしましたし、それから、ごく最近、出版労組懇談会において、現行教科書制度の問題についてというパンフレットも発行しておりますが、これらの内容は私としては信憑性のあるものであるといふことが申し上げられますので、これらの内容を逐一申し上げることはこの場合ここでは避けてもよろしいのではないかと想ふ次第でございませう。

結論的に申しますと、検定制というものは、当初描いたごとくに民主的にこれが行われたい。つまり、検定審議機関の委員の選抜においても問題がございませうし、それから、その検定審議の運営の過程にも問題がございませうし、四十日間の調査期間といふものがあるにかかわらず、文部省のさまざまな事務手続のそご等がありまして、調査員が具体的に打けるのは十日内外であるといふこともありまして、わずかの期間に意見をまとめるというふうなことは当然できないといふところがあるわけでありませう。それから、もう一つは、調査員自身が秘密になつておりますので、この調査員自身が、どういふ人によつて、どういふ討論とどういふ角度から検討されたかといふことが全然明らかになれませんので、そういう意味合いから見まして、これはきわめて問題があるわけでありませう。私としては、当然調査員といふものはある意味における公選、民主的な公選であり、そして、それらの方々はすべて公開されて、そしてその逐一検討された討論過程といふものが明らかにになり、しかも、それが編集者なり執筆者に対して意見を言う場合には、その意見に必ずしも一致しない場合には、これは公共の良識、あるいは公聴会を持つ、こういうものがなければ、やはり執筆者の良識から行つたもの、あるいは編集意図といふものが明らかにされずに、文部省等において考えられる一つのワタの中に入られてしまふのではないか、こういう点を強く思うわけでありませう。それから、特にその基準になりますところの絶対基準と必要基準といふ場合、絶対基準の第一項の趣旨を生かそうとすれば、最近におきましては、第二項、第三項等によつて、それらの真実が生かされないといふような干渉事項も幾多あるように聞いておるのであります。こういう意味において、文部省の管轄されておるところの検定制についてはいろいろ問題がありませうし、より民主化するために、より効果的に、より実質的に公教育の

手だてとして役立たせるためには多くの改善点が必要であると考える次第でございませう。

○篠田委員長 教科書の採択は自由かつ公正に行われていと思ひますか。

○佐藤証人 この採択の問題につきましまして、昨年特に全国の教育研究集会を長野でやりまして、この研究集会において、教科書問題特別対策委員会といふものを設定いたしました。四日間にはわたつて数多い各県の現場の教師代表等によつて検討されたわけでありませうが、その際光明にこれらの問題は明らかにされたわけでありませう。そして、これは日教組が責任を持ちまして公正な立場からこれを記録しまして、「日本の教育」第四集としてこれを発行いたしました。これが一万部以上今日全国で購読されておりますので、この内容は公開されたわけでありませう。

それによりまして、この問題になりましたのは、採択が公正に行われるためには、当初検定教科書制度を実施いたします場合に論議されましたように、採択は、あくまでも、現場の教師が学校を単位として学校の教育計画を立てていく、その計画に基づいて、計画に適合した教科書をみずから選定をする、そして、その選ばれた教科書を学校長がまとめて、そして教育委員会に対してこの報告申請をする、その報告申請したものに対して教育委員会が許可を与える、こういう手順が立法精神通りに施行されますならばよいのであります。この採択権に対するところの解釈にその後いろいろの解釈が出て参りました。特に地方教育委員会の設定されましたときからそれが顕著になりまして、現場教師の選定というふうなことは参考意見として伺うだけのことなんだ、それらの選定、決定はすべて教育委員会が持つのだ、従つて教育委員会の選定といふものを内示して教師諸君にその賛同を求めるといふことでよいのだといふような解釈をするところもあつたりしまして、採択権といふものが当初の通り徹底しないのであります。この徹底を期するためには、当然文部省等において十分努力するべきであります。相当努力された形跡はあるのでございませうが、その徹底を見ないままにあるということが一つの問題であります。従ひまして、採択権はそういう意味でいまいになつておりますので、現場教師の積極的な共同討議によつた、この教科書にしようか、この教科書はどうだろう、こういうふうにして選定をして、これを教育委員会に許可を求めるといふことが、そういう意味合いでくずされていく向きがだいぶ多いのです。こういう意味合いで、採択の公正といふものが、そういう行政面から見まして、一つの不徹底を来している。これの徹底こそが一番必要な出発の第一であるといふことは申し上げることができませう。

それから、もう一つは、自主的に現場教師がたぐさんの教科書のうちから検討を加えてみずからの教育計画を照合しながら選ぶのでありますから、相当の時間も必要でありますし、そのための資料も必要であります。このために立法当時展示会といふものがその一つであります。その展示会といふものがきわめて短かい期間であつて、わずか十日間、そして、しかも全国各地の多い各府県に対して展示会の会場

が少い。こういうことのために、展示された教科書を克明に検討し合うというところが、いかにやろうとしてもできない。現に私は福島県の現場教師でございまして、郡部の場合ですと、郡部にたくさん学校の教師がおります。その学校の教師たちが郡の中心の町に行きまして全部を検討することはできませんので、仕方ありませんから、日や時間を割り当てたのです。従って、二、三時間しか割り当てられない学校さえ起ってしまう。しかも、それは、遠いところを、夜中から起きて、あるいは宿泊をしながら出て行って見る、こういうことでありますから、初めから全部の教師がこれに参画することはできないのであります。そういうことで、やはり代表によってこれをやらざるを得ない。しかし、代表自身も、わずかの時間で数多いものを見ようとして、それはできませんので、いかに良心をしばろうとしても、これを完全に自主的に採択するための検討はなし得ないというのが現状であります。従って、私も私としては、全教師の要求として、どうしても展示会というものは一定期間ではだめだから、常設展示制度というものを実施して、これによって常時研究ができるような体制をしいてもらわなければならない。そういうことがあって初めて、教材というものが、より具体的に、個別的な児童、生徒の要請、能力に応じた教材が与えられるのだ、こういう意味合いのことが今日非常に高い声となつておるのはその証左であると思われまゝ。この展示会制度の不備ということをもっと端的にあげることができません。それから、三つ目には、「日本の教

育」の第四集で責任を持って発行をいたしました、教科書の内容本位に、現場教師は子供たちの発達段階や能力別に見て、あるいは地域の事情等に照合して選ぶとするのであります。さつき申し上げましたように、検定されて出て参ります教科書自身が、これという特色が逐次薄れて、質的に前進している面はありますが、ある意味においては統一されている面もありまして、数多い教科書を個別に検討し、おのずから数多い出版業者は売り込みの競争によってこれを何とかしようという、つまり売り込み競争の激化が招かれてくるわけですが、そういうことから、現場教師に対するいろいろの工作が行われて、自主的に長期間にわたってじっくり落ちついて検討して採択をしていくというその意欲とその手だてに対していろいろの障害もあるようであります。

その一例を申し上げますと、私は日本教職員組合の担当者に就任して、特に感ずるものであります。これだけ重要な教科書というものが、現場の教師の自主的な研究や採択あるいは選定、そういう手続、討議というものが省略されざるを得ない状態において、出版業者の宣伝員の配置というところが、これによってやられるということがあったのは重大なことである、こういう意味合いで注目いたして、いろいろと検討して参りましたが、特に研究集会の資料等を照合してみますと、まず第一に問題なのは、地方駐在員というものがあつて、しかも、その駐在員というものが、すべての出版社にあるものでなければ、相当大きいものにあるために、その駐在員の活動によつていろいろとゆがめられる、こういう一つのものがあつて、一つは研究講習会戦術というものが明らかにされておりました。研究講習会があるというところは、研究講習会そのものではあるが、研究講習会そのものではなくて、それを機会に、集まつた人々に対して、それをきかめて些少なことと思ひますが、若干のお茶の提供があつたとか、こんなことがあつて、良心的な教師にとってはこれは非常に悪いところとして、非常に気分にも悪いところと言つておられるわけです。つまり、講習会戦術等によるところの業者の浸透方式が、従来は県単位ないしは郡市単位であつたものが、最近に至つては町村単位にこれを入れようという努力さえあつて、現場教師としては非常に迷惑して、こういうことも報告実証されておるといふことも申し上げておきます。それから、もう一つあるのです。有力な人々に対して、採択の資料にするということで、出版社が有力な校長さんとか研究会のメンバー等に対して原稿の寄稿を願う、そうしてそれに対して要求もしない稿料を無理に与えるというやうなことがあつたといふことも報告されておられるわけです。こういうこと、それから、もう一つ重大なことは、教科書見本というものがどこからとはなしにたくさん送られてくる、こういうことによつて、展示会において検討されることが見本本という

ような形式によつてやられる、あるいは地図とか指導書というものが無料で送附されてくる、こういうことによつて自主的な研究採択というものの対する一つのいろいろのゆがみや迷惑、干渉というものが起つておるといふことが報告されておるといふことがございまして。そうして、さらには、たくさん採択したところに対しては顕微鏡のよきな記念品、景品を贈るといふやうなことさえあつて、それをこぼむに非常な骨を折つておるといふ報告さえあるわけでございます。

こういうやうなことが実例として報告されたことを見ましても、今日問題とされておられますところの、私ども自身が願つてやまない自主的な採択というものの対しては、幾つかの障害が行政上の不備やあるいはその不徹底のために起る。検定の不備等がむしろそういう自主的な採択の価値を下げる。こういうやうなことで、自主的な採択、採択の公正というものが十全に行い得ない条件があるので、こういう点の改善が当然必要であるといふふうに考えられるのでございます。

○篠田委員長 それに対して日教組はどういう態度をとつておられますか、どういう処置をとつておられますか。

○佐藤証人 日教組としましては、これらの問題は、ああせい、こうせいといふやうな指図によつてできるものではない、あつて、そういう性質のものでは毛頭ございせん、そういうもので、あくまでも、現場教師の教育研究という立場の徹底以外にはないものであります。現場教師の研究活動を継続的にやるようにいたしておるわけです。そうして、それを四年越し日本教職員組合が主催をしまして、学者あるいは父兄大衆や良識ある方々の大きな賛同を得ましてやつて参りましたが、この教育研究運動そのものもその一助であるわけでありまして。これが第一義でございます。しかも、長野の研究集会で報告されましたが、たくさん自主的な研究採択の組織なり共同の話し合いの場というものが自主的に作られて、着々成果をあげて参つておるのが報告されております。しかし、それは、五十万、六十万もある教師から見まして、必ずしも全部の学校がやつておるといふところまでいきませんので、日本教職員組合の教研担当者として、自主的な研究を助長するための手だてといふことで、いろいろの資料活動を行なつていくわけでありまして。端的に御質問もあるのではないかと、端的に御質問もあつたことは、昨年度長野研究集会……。

○篠田委員長 ちよつと待つて下さい。質問したことだけで、質問のあることを予想しての答弁はいりません。

○佐藤証人 では、日教組としてやつたことだけ申し上げます。日本教職員組合としましては、自主的な研究、採択のいろいろの報告がございまして、それから、その報告というものをまとめまして、それに検討を加え、それから、特に、長野研究集会に教科書問題部会を担当しました東京大学の宗像教授や岡津助教授、こういう方々にも諮問をいたしまして、十分検討いたしまして、採択する場合にポイントとなる予想されるやうなものを私どもが研究をいたしまして、それを今回現場の共同討議の参考資料として提供した……。

○篠田委員長 証人、ちよつと。あな

たに聞いているのは、教科書の採択について、供応したり、あるいは顕微鏡を寄贈したり、あるいは宿屋へ連れて行ってめしを食わせたり酒を飲ませたり、そういうような働きに対して、日教組としてはどういう処置をとっておるかというのを聞いていますので、答弁が少しずれてくるように私は考えます。もっと集約して要点だけを答えて下さい。

○佐藤証人 そういふ観点に立ちまして、委員長に問われた点を克明に申し上げたいと考えておりましたのであります。日本教職員組合としては、いろいろな報告に基きまして、やはり自主的な採択をゆがめる、たゞいま委員長の指摘されたような点について私ども聞きましましたので、これをやはり徹底的に排除することが何としても必要であるというところで、実は昨年もそのための申し合せの指示をやりました。今年もその指示をやったわけでありました。こういうふうにして、すべてのいろいろな研究集会やあるいは教員組合の集会等を通して、あるいは文書による指示等によりまして、これらの不正採択の誘惑を排除すること、それから、もう一つは、教育委員会とか校長会とか、こういうところで事前に統一採択をするというふうなことがあってはならないので、こういうものを十分話し合いによって排除すること、そして検定制度の立法の精神通りにこれが実施されるというこの運動を起しておるということでございます。自粛運動を起しておるということでございます。

○篠田委員長 運動というのは何か文書で通告するとか、そういうことをやっておるわけですか。

○佐藤証人 指示によりまして、公式に文書を発給いたしました。

○篠田委員長 あなたのさっきの話しは、日教組として個々にそういうことをやるべきものでないということをおっしゃいましたが、たとえば教科書の採択の基準を日教組が作って配付するとか、あるいはまた政治的な問題にしても、日教組の本部はある程度の指示を出しておるうちにわれわれは思っておるのだけれども、そういう、日教組として、あるいは教育者の団体としてぜひ改めなければならぬという問題について、個々に指示すべきものでないという見解はどういう見解ですか。もっと厳重にそういうものはやめろというふうなことをはっきりと言っておつたらいいじゃないですか。

○佐藤証人 委員長のおただしの趣旨が、私はつきりとわなぬのですが……

○篠田委員長 あなたが、採択の問題について、いろいろな見本を贈るとか、無料で指導書をよこすとか、顕微鏡を贈ってくるというふうな問題のほかに供応したりお金をよこしたり、いろいろあることがあると言われたのです。そういうことについて、これはもう、教科書の採択をゆがめるといふだけであつて、日本の教育をゆがめるといふのであるという見地から、日教組としてこれに対してどういふ対策をとっておるか、そういうことを聞いておるのです。

○佐藤証人 ですから、そのようなことが絶対に行われてはならない。従つて、現場教師としてはそういうものは拒否するようにすること、それから、業者あるいは教科書協会あるいは文部省等に対しては、そういう向きが絶対に行われぬように、やめるようにというこの要請をいたしております。

○篠田委員長 通知をいたしましたか。

○佐藤証人 通知をいたしました。

○篠田委員長 何か文書による通知をいたしておりますか。

○佐藤証人 そういふ働きかけを、各府県の教員組合も中央それから教育委員会等に対しても申し入れをするようにというさしずはいたしております。

○篠田委員長 何でしましたか。

○佐藤証人 指示でございます。

○篠田委員長 指示というものは文書ですか。その文書があつたらあつて出して下さい。

それから、日教組では、本年六月に、教科書の評価基準が採択基準を作つて各府県の組合長あてに通達されておる事実がありますか。そういう事実があるならば、その事実に関して説明を願いたい。まず第一に、評価基準を作つた趣旨もしくはその目的について、できるだけ簡明に言つて下さい。

○佐藤証人 御指摘通り、本年教育文化部として参考試案というものを各府県に提供いたしました。そうして、指示しましたのは、ここにもあります。これが現場のいろいろの研究実践といふものと照合をして、一つのポイント、参考として参考に資してほしい、こういう意味合いの指示をいたしましたわけでありました。その趣旨としましては、長野の研究集会におきまして、たくさんいろいろの研究のモデルが提供されましたが、日本教職員組合の本部としまして、いろいろの問題があるのだから、つまり報告されたもの

に様々の問題が提供されるのであるから、これを整理をして、そうして一応のポイントだけは明らかにわれわれに示す機会があつてほしい、しかしそれは現場教師の自主的な研究の立場から、それを参考検討のポイントにする、こういう立場でそれを出されることを望ましいという要請もございまして、こういうことがあり、もう一つは、私ども自身も多くの問題に——問題というよりも、教科書の評価に対してはいろいろのポイントがございまして、やはり内容本位に日本全国の教師が見る目がなければよい教科書が作れない、こういう立場から、内容を検討するための問題になり、そういうポイントだけを指摘をしまして、そうして現場の教師諸君の研究討論をする場合の素材にこれを提供した、こういうことで、これを出したのでございまして。

○篠田委員長 評価基準の概要について述べて下さい。

○佐藤証人 評価基準として出しましたのは、社会、家庭、職業、算数、これを中心にやつたわけでありました。そのポイントになります点は、社会科の場合ですと、地理、歴史、それから一般社会で扱います政治、経済、社会、こういう分野がございまして、それらの分野から、数多い教科書を個別に検討するといふような意味合いでもなければ、特定の教科書を素材にするという立場でもなしに、広い意味において、指導要領や、それから文部省の検定基準や、それから現場教師が実践して来ました資料等の立場から、ポイントになる点を二三分明かにして、これればよろしい、こういう意味合いの

ものを出したのであります。従つて、この内容で行け、この内容がいいのだというふうな意味のものではないわけでございます。

○篠田委員長 それでは、あとでそのことをお聞きしますが、前のことで、さつき採択の問題で、いろいろの障害とかスキャンダルというふうな問題について指示したと言われましたね。その指示されたものをそこにお持ちですか。

○佐藤証人 持っております。

○篠田委員長 ちょっとそこで読んでみて下さい。——どういふ趣旨か。

○佐藤証人 教科書の問題の情勢を説明いたしまして、そのあとに指示事項としまして、指示第十九号を発刊しましたのは本年五月七日であります。その五項に、「教科書展示会の時期を中心に教科書問題対策を強化推進せよ。」というところで……

○篠田委員長 そうじゃないのです。僕の言うことをよく聞いて下さい。今あなたの言われた教科書の採択を妨げている問題の中にも、制度の問題、それからいろいろの物質的な誘惑の問題等があります。あなた言えればスキャンダルにもなりかねないような問題もあるし、また学校に対する顕微鏡の寄付というものもある。個人に対するいろいろなものもある。そういうことに対して、あなたのほうの日教組として何かやるような指示をされたかという質問に対して、したというあなたの御返事です。だから、したという文書があるならばそれを読んでくれと、こう言うのです。

○佐藤証人 それを今読んだのです。

第6に、「とにかく批判的になつてきている販売と採択にともなう不正行為の排除についてはその徹底を期して教科書行政の腐敗を防止すること。」「昨年の指示においてもこれよりやや詳しいものを出してあったのであります。

○篠田委員長 全部議して下さい。

○佐藤証人 「1、職場会議を開き採択について、教科書の検討を行うと共に、反動的な教科書固定化の動きについての認識を深めるよう措置すること。2、支部に教科書採択委員会を設け、職場の意見を持ちより採択についての具体的対策を討議すること。3、県・支部共校長会、教委と採択について充分話し合い、あくまで民主的な採択方法をうちたてること。4、検定制の民主化、教科書固定化反対に必要な具体的資料を製作し、職場に流すこと。5、PTA等の集会において教科書固定化の弊害について、わかり易く解説し、固定化反対の与論を喚起するよう措置すること。6、ただいま申し上げましたもの7、展示会の常設化と民権国管反対、検定制の民主化の要求を教育委員会に働きかけ、対中央工作をさせること。」「これが本年五月に出しました指示の全文であります。

○篠田委員長 それで、採択基準の概要という問題にさらに移っていきますけれども、あなたはきわめて簡単にそれを説明しておられますが、採択基準がたたくさんあるうち、実際の、たとえば社会科の中において、歴史的な面からというものの八に、一揆についての史実が取り上げられているかどうか、——これは百姓一揆ですね。そういうような問題とか、平和が人権の伸張との関係において取り上げられてい

るか、あるいは平和を妨げているものについて説かれてはいるか、つまりそれが社会の矛盾から生まれてくるものであることの説明がなされているか、人権の尊重がいわゆる公共の福祉にすりかえられていないか、資本家と労働者、地主と小作人等の関係で生産の問題が考えられているか、悪いことをしないという消極的な道徳だけに終つていて、進んで世の中の矛盾をなくするよう働くことを励ますという面が軽視されている傾きはないか、こういったものをもう少し詳しく出しているのではないですか。違いますか。

○佐藤証人 ここにございますが、項目的に全部読み上げますれば時間がかかりますので、省略いたしました。その通りでございます。

○篠田委員長 そうしますと、この採択基準というものをわれわれが常識的に見ていくと、非常に教科書というものを階級的に考えていくようにと基準を作っているように思ふのですが、そういう気持はないのですか。

○佐藤証人 委員長が御指摘されましたような角度でそういう点をより強調するといふような意味合いのための資料といふものではございません。これは、教科書の執筆をされます場合に今日の研究の成果や学問の成果から見まして公平に資料といふものが片寄ることなく出されているかといふことを条件に検討するといふことを重点に、特にこういうものが漏れておつてはいかない、こういうものも内容の一つとして、資料の一つとしては述べられていたのが常道であるが、そういう点についてどう工夫が行われているかといふことを特に見る必要があるのだら

う、こういう意味で出したのでござい

ます。

○篠田委員長 あなたの方がそういう意味で出したと言われても、実際の問題としては、そういうものをずっと見ていくと、日教組といふものが、この教科書の採択基準をきめるに當つて非常に片寄り過ぎた基準をきめていくといふようにわれわれは解釈せざるを得ないのです。あなた方は、そういう点では、意識的にそういうことはやらない、こういうふうに言われるのですか。

○佐藤証人 私は、これをまとめます場合に特に努力いたしましたのは、長野の研究集会等においても提供されましたし、それから出版労働組合等においても資料を出しましたし、それから読書新聞等においてもいろいろの資料を提供されておりましたので、こういう点を参照しながら、特に、内容についてそれぞれの干渉等があつて、特別に筆の工夫をしてみたりあるいは削除したりしているといふようなこともあつて、学者の中にもさまざまな問題もありましたので、そういうような立場から見ても、教科書の資料といふものが検定機関において十分検討されておるものであるから間違ひはないと思ひますけれども、ただ、ポイントとして、公平に資料といふものが、文化的な側面、経済的な側面、それから政治的な側面とともに、農民やそれから一般の庶民の人々の活動してきたそういう資料、こういうものも関連連させて載せてあるかどうかといふことが、やはり教科書の内容の公正という立場から見て十分必要であるといふことで、これを出したのであります。

○篠田委員長 採択基準の作成を担当した人及びその人の略歴あるいは経歴。日本教育新聞によると、この採択基準は日教組の講師団が全面的に協力して作ったものだと言われているが、それは事実でありますかどうか。また、日教組の講師団の役割及びその人々の経歴といふものについて一応述べて下さい。

○佐藤証人 その第一であります。この評価基準を作成する場合に諮問申し上げました講師の方でございますが、これは、先ほども申し上げましたように、全国研究集会の場合に教科書問題の部門を担当されました講師の方々つまり東京大学の教授宗像誠也氏を中心とするところの岡津守彦氏、それから同じく東京大学の教授をやっておりますところの勝田守一氏、それから教育大学の梅根悟氏、同じく教育大学の馬場四郎氏、それから和光学園の校長をやっております春田正治氏、それから、子供を守る会に参画しておりますが、自由学園の羽仁説子氏、これらの方々に特に私どもの資料作成の諮問を申し上げたわけでございます。

○篠田委員長 そういたしますと、今ここに日教組の「第五次教研講師団名簿」といふものが私の手元にありますけれども、これも私が勝手にありますけれども、これとはまた別な人ですか。この中にみんな含まれておりますか。

○佐藤証人 この方々は講師団の構成員でございます。ただし、これを全部の講師団の方々に諮問をするという様子は持てなかつたといふことだけを御承知願います。

第二点の、講師団の役割につきましましては、すでに御承知の通り、第一回の

研究集会を日光に持ちますときから、やはり現場の教師の研究の話し合いをより効果的に、内面的にもより信憑性のあるものとして討議し合うために、学者の参画も必要であるといふこととか、講師団の編成といふものをやつたわけでありまして。そして講師団に日本教職員組合としてさまざまな諮問を申し上げますが、その諮問の内容といふものは、あくまでも日本教職員組合の中央執行部の文化運動、教育研究活動のためにいろいろ必要な資料の問題等につきましまして諮問をするということが主でございます。ただ、各府県から、やはり地方の大学の教授だけではなかなか現場の教師たちの要求を満たせないといふことで、中央の著名な講師団の中の人が特に出張をしていろいろの解説等をしてほしいという要請がおりますので、その各府県の要請に対しては、私たちはなるべく実現できますようにいろいろ奔走いたしましたして、折衝して出張張願といふふうにして、地方の都道府県教職員組合等の教育研究運動にも直接接する面を持つてもらつておるといふことでござい

ます。

○篠田委員長 今の教科書が、全部、日教組からお出しになつたといふゆる評価基準といふものに當てはまつておるといふことは言えるかどうかかわかりませんが、最もよく當てはまつておる教科書といふものがもしあつたら、その名前と教科書の発行社といふものを一つ述べて下さい。

○佐藤証人 ただいま委員長からの御質問の趣旨にはつきり端的に照合できればよろしいのですけれども、実は、これを作成する場合、この教科書はこうだ、この教科書はこうだと個別的に

見た上でどうだということではなくて、研究集等々に寄せられた問題点というものがさまざまありましたが、それらを集約するようなのをまとめたのでございまして、具体的にこの教科書はこの点が照合する、こういううなことは全然検討はいたしませんでしたし、そういう意図ではなかったのでございます。

○篠田委員長 県教組において児童のワーク・ブックあるいはテスト・ブック、夏休み、冬休み帳、こういうものを編集発行してある事実を御存じですか。

○佐藤証人 大部分の教員組合では、夏冬の子供たちの休業期間の家庭学習の資料ということで、夏友とか冬友、名前はいろいろありますが、こういうものの編集に協力をし、あるいは編集をしてあるのが実情であることをご承知いたしております。

○篠田委員長 それをどういう方法で販売しているか、あるいはまた、その上つた利益はどういう方面の使途に使われているか、御存じですか。

○佐藤証人 私は、この問題につきまして、他県の全部を克明に調査記録するということではできません。ただし、私の知っている範囲では、教員組合や研究会——さまざまな研究会がございまして、こういう研究会が編集員を出して、そしてその編集方針を大ぜいの現場の教員に示して討議をする、そういう意味合いにおける編集の参画が主になっているというのが実情でございます。そして、作られます出版権というものは、民間の研究等において出版するところもあるようであり、あるいは生活協同組合等の出版と

いうところも二、三はあるようですし、一律に各県教員組合が編集をし出版をしておるというふうには、私の知っている範囲では証明できません。

○篠田委員長 各県教員組合で、編集出版して販売までやっているところもあるのですか。

○佐藤証人 不明にして、一切を教員組合がやっているというところは私はまだ知らないのです。

それから、次のお尋ねの利潤ということですが、夏友、冬友の編集は日本教職員組合として特に関心を持っておられますので、大方針につきましてはほとんど一致するものであります。編集自身が現場教師の献身的な奉仕によつてやっておりますから、ほとんど原稿料というものはやっておりません。それから、実費販売ということが主になっておりますので、ほとんど実費、原価を割るぎりぎりのところで出しておりますのが現状です。そういうことで、特にこの発行によつて利潤をあげるといふようなことはおそれく不可能な状態にあるのが現状のようでございます。ただ、いずれの県も、ほとんど、貧困家庭の子供たちに対しては無償配付をいたしておりますので、この無償配付を教職員組合費によつてやるといふことまではいきませんので、当然、その分だけは、独立採算というのでしようか、そういう範囲内でまかなえるようなところまでが限界のようであります。特に実例を申し上げたいと思います。

○篠田委員長 あなたのお持ちになつてゐる実例と、こちらに集まつてゐる実例と非常に違ひますから、あとから委員の諸君からまた質問があるうと存じますので、私の方はそのくらいでけっこうです。

公正取引委員会は、学校生活協同組合系の特約供給所が教科書の採扱と密接な関係があるかと警告しているが、証人の御意見はどうでありますか。

○佐藤証人 生活協同組合で教科書の供給販売面を担当しているという場合に、現場教師の採扱にこれが影響をもちたつてゐるかどうか、こういうお尋ねの範囲では、本来、このもの自身も、実は、僻遠の地の子供たちや、あるいは特約店とか教科書取扱店等において直接不便を来たす向きが多いので、こういう全県に行きわたる得る可能な組織を通じた方が便宜的である、こういうことで作られたのでありますから、採扱についての拘束というものはないので建前であります。しかも、私の知っている範囲で見ますと、その取り扱ひでみたりといふような事象もありませんので、決してそういうことによつて採扱そのものが拘束されるものではないと、私の知る範囲では考えております。

○篠田委員 それでは、採扱が拘束されないにもかかわらず、それを株式会社社に改めつたといふことは、どういふわけですか。

○佐藤証人 この点は、私自身、その単位団体、会社等に直接タッチした経験はございませんので、詳細についてはわかりませんが、私の記録にあるいは知つてゐる範囲によりますと、公取委員会等の警告もあり、文部省等からも、そういう誤解を招くことは避くべきである、こういうような勧告もあつたというふうに聞いておりますので、そういうことから、特にそういうまきらわしい誤解等があつてはならないので、そういう手続が行われたものと私は考えております。

たというふうに聞いておりますので、そういうことから、特にそういうまきらわしい誤解等があつてはならないので、そういう手続が行われたものと私は考えております。

○篠田委員長 実際において障害はなかったけれども、勧告や誤解があつたからそういうふうにした、こういうのですか。そういう意味ですね。

○佐藤証人 こういう仕事というものは、私も現場教師の立場から見まして、信用がされないような条件が予想されてはなりませんので、そういう立場から、勧告があつたからやつたといふことではなしに、むしろ、そういう勧告等もあつた時期に、そういう意味の誤解等が起るようなことがあつてはならないといふことで、自主的にやられたものと私は思います。

○篠田委員長 教科書の価格につきまして、文部省の定めてゐる価格基準及び各教科書の現行定価といふものが一体妥当なものであるかどうか、高過ぎるか高過ぎないか、そういう点についてあなたの意見を述べて下さい。

○佐藤証人 教科書の価格につきましては、必ずしも高いという論定をするような資料そのものも私は持ち得ないでおります。ただし、私どもの報告や研究によりますと、この教科書は、前の国定時代の教科書とその当時の物価指数とを比べますと、今日の教科書といふものが、紙質においても、印刷の内容におきまして、相当質的改善が行われておりますので、これらのものを照合しますと、必ずしも高いといふ立証はできないのが現状でございます。ただ、しかし、私はここで明らかに問題といたしたいことは、今日文部

省で査定されております最高価格そのものにつきましては、やはり再検討をして、より原価計算等に近い、そういうものに十分検討をする必要があるであらうというふうに考えます。特に、具体的に申し上げますと、教科書の価格を決定します内訳のうち、やはり用紙の値段といふようなものも相当多いようにいわれております。特に、マル公撤廃の場合、そのために教科書の値段が倍になつたといふ報告さえありますので、やはり用紙の問題、それから出版のために必要な融資、こういうものに對する特別な国家の保証、それから、先ほども申し上げましたが、特に宣伝のために一〇％ないし二〇％に近い金も必要であるといふ報告さえされておりますので、そういう意味の宣伝費の徹底的な軽減、それから、その運賃とか、第三郵便でないからという理由による郵便に對する制約を排除しまして教科書に對する特別な措置を国家において立案されれば、今日このままの状態においても大体三〇％に近い値下げが可能ではなからうかといふうな予想が行われてゐるわけでありま

す。なお、私は、今日の教科書そのものが、国定教科書時代のものと個別的に當つて、物価の値上り状態等と照合した場合には、必ずしも高いといふ算定はできない、こういうことを申し上げたのであります。今日の教科書そのものをより価格を安くすることが可能であるといふことについては、たゞいま申し上げたわけでありまして、そういう意味合いから見れば、教科書の値段といふものは、下げさせなければならぬ、こういう考えであります。

省で査定されております最高価格そのものにつきましては、やはり再検討をして、より原価計算等に近い、そういうものに十分検討をする必要があるであらうというふうに考えます。特に、具体的に申し上げますと、教科書の価格を決定します内訳のうち、やはり用紙の値段といふようなものも相当多いようにいわれております。特に、マル公撤廃の場合、そのために教科書の値段が倍になつたといふ報告さえありますので、やはり用紙の問題、それから出版のために必要な融資、こういうものに對する特別な国家の保証、それから、先ほども申し上げましたが、特に宣伝のために一〇％ないし二〇％に近い金も必要であるといふ報告さえされておりますので、そういう意味の宣伝費の徹底的な軽減、それから、その運賃とか、第三郵便でないからという理由による郵便に對する制約を排除しまして教科書に對する特別な措置を国家において立案されれば、今日このままの状態においても大体三〇％に近い値下げが可能ではなからうかといふうな予想が行われてゐるわけでありま

のために、やはり必要なことは、何と云つても國家において十分これらに対する助成方式をとるなり、價格決定の方式について基準の再検討がどうして必要である、こういうふうに思ふわけです。もう一つ、高いという声の要求に対しては、やはりすなおに私もこれを受けて研究をいたしたわけです。私も、これはそういうふうに分検をして、國家で責任を持って、その上で、義務教育に対しては無償制度というものが実施されることによつて、父兄大衆の直接的な負担というものをここに全廃するということを考えたいし、それはなかなか不可能であるということであれば、段階的に見まして……。

○篠田委員長 無償配付の問題まで聞いてない。

○佐藤証人 無償の実現に対する手だてがあれば、この問題は解決するんじゃないか、こういうふうに考えた次第です。

○篠田委員長 現行教科書はその種類がきわめて多くて、これを発行する出版社も大小九十六社もある。その結果、教科書を選定するにも、また使用するにも困難を來たす、こういうような問題はどうかでしょうか。

○佐藤証人 私としては、日本教職員組合の研究成果においてもそうでございますが、出版社の数の多い少いについては、これは自由なものであるから、多くてもよいし、こういう立場です。ただし、内容本位にやるわけでありまして、自然淘汰されていくという内容のものに漸減されていくというような場合はあり得るし、そういうことも当然の帰結ではないか、こういう

ふうに考えまして、私もとしては、幾つも数多くあつた方が、資料として多いのでありますから、むしろ判断のために少いよりは多い方がよろしい、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○篠田委員長 あなたは、先ほど、展示会の期日が短かいから選択に非常に困るというお話があつた。そういう面から見ると、あまり多いということはないか、こういうことはないですか。

○佐藤証人 ただいま実施されているような諸条件の中の展示方式、これだけで言いますと、大体、数が多いから検討しかなるというよりも、むしろ検討する機会そのものさえ持たない。従つて現場の教師としては、非常に研究、検討そのものができなくて困るといふ訴えがあるのでございますから、問題はやはり私がここで証言申し上げますのは、今日のこの条件のままでこれに対する改善あるいは特別に工夫するということとを全然しないで、多いものを与えて、君たちは選ぶのが粗漏じゃないか、よう研究できないのじゃないか、こういうようにもし世論で言われるようなことがあつては、現場の教師自身としてもやり得ないことなので、私の申し上げますのは、数多くあることがよろしい、その数多いものをより内容的にこなすためにすでに四年越し研究方式等も考えまして、相当成果をあげて参つておりますから、必ずしも現場教師から二、三年前にありましたように、数が多くて困つた、こういうような苦情というものは漸減しておる、こういう事実を報告申し上げる次第であります。

○篠田委員長 本委員会におきまして教科書問題の調査を開始いたしましたときに、日教組においては全国各校長あて教科書採択等に関する実態調査というふうなものを行なつた事実がありますか。また、あるとするならば、どういう目的でその調査を行なつたか、あるいはその結果はどうなつておるか、これを説明していただきたい。

○佐藤証人 日本教職員組合で私自身が、担当者の私として各都道府県の教員組合に対して実態調査をするようにというふうな指示をあらためていたしてはおりません。昨年の長野の研究會を持つ場合に、教科書検討の特別委員會を設定して四日間検討するから、その場合には十分各県の教科書の状況並びに問題状況というものを研究されて、そして報告書というものを出し合うようにという指示はいたしました。これだけでございます。数多い都道府県がごく最近に至つて調査等をしたかどうかにつきましては、私不明でございます。

○篠田委員長 現行教科書制度に対する日教組としての考え方があるから、一つ述べて下さい。

○佐藤証人 先ほど来お尋ねのつど申し上げましたようなことで项目的には要約されるわけでありまして、それを統一して申し上げますが、今日の教科書制度そのものにつきましても、根本的には、もう一步、教科書の検定制、度そのものを、現場教師の採択や検討あるいは研究の成果や、そういうものが実際の生かされるようにするための、検定制そのものを民主化するための方策が必要である、こういうこ

とをまず第一に考えておるわけでありまして。その端的なことは先ほど申し上げましたような内容に尽きるわけでありまして。

それから、もう一つは、やはり教科書の編集というものはすべて民間において行われることが妥当である、このためには、今日の現行法によりまして、ある場合には文部大臣において著作する場合もあり得るような解釈の可能な法律規定になつておりますが、これはこの際やはり民間で編集、出版をするというふうな一元化された方がよいのではないか、こういうことを第二に考えております。

それから、採択につきましては、直接児童生徒の学習指導に當る教師の意見に基いて学校単位に行われるようにするために、学校におけるところの現場教師を含めた採択権というものがもう一度再確認され、確立されなければならぬ、こういう点を考えるわけでありまして。教育委員會はこの採択に必要な事務的な処理を漏れなく親切にできるようにされなくてはならないというところでございます。

それから、もう一つ、これは私どもの七年越し検討しました結論として重要なことであります。原則として都市単位に常設展示制度あるいは教科書ライブラリーというふうなものを設置して、現場教師が教科書の研究を組織的に、しかも常時的に行へるようになる措置がどうしても必要である、そうしてその費用は公費によつてまかなうところまで確立してはほしい、こういうことがあるわけですが。

それから、教科書事業そのものに対しては、國庫の低利融資、運賃、郵税

軽減等の特別措置が講ぜられて、價格の引き下げがもっと合理的に可能な方法を急速に講じていただく必要がある、こういうことを考えます。

それから、宣伝及び販売に対する不公正な行為を排除するための措置が当然検討、立案実施されてしかるべきである、こういうふうなこの点を強く感じておるわけです。

それから、もう一つは、この制度そのものをより生かすためには、問題は父兄の負担を軽減することを考えて、これは技術的な問題ですけれども、たとえば全部の教科書を一律にすべての子供たちが持つというふうな負担過重を避けるとするならば、これはわれわれ自身の技術的なことで研究すればできることでございますが、やはり学校において教科書を必要数だけ共同管理することによつて、子供たちが実際に学習する場合にそれを使う、こういうこととさせるならば、すべての教科書を全部買つておくことよりも、部数において少くても済みますし、それから、これを公費でまかなう場合でも、経費は今日の総トータルほどに必要でないのですから、こういう特別の研究も実施される時期である、こういう点を日教組としては考えるわけでございます。

そうして、特にもう一つは、先ほども申し上げました、やはり問題は、教科書の行政が、この教科書の民間編集検定制を生かすためには、もっとも努力をした本質的な手だてがこの際講じられなければならない時期である、こういうふうに考えておる次第でございます。

以上要約いたしました、私もがま

ま

とめておりますところの今日の現行教科書制度に対する改革についての所見を申し述べました。具体的なことにつきましてはただいまは省略したいと思ひます。

○篠田委員長 そのあなたの今おっしゃった中の教科書の共同管理という意味は、教科書を学校に保存しておいて、子供が学校に来たとき渡して勉強させる、そういう意味ですか。

○佐藤証人 これは、東京都内においても、たとえば先ほど申し上げました和光学園の春田校長さんなどは、一部研究をして実践をされておるそうです。非常な効果があるというところで、すべての教科書全部を今日共同管理することとはできないそうですが、たとえば算数とか国語とか社会とか主要教科目については個別的に全部持つが、あと共同して学習するようなものにつきましては、学校図書館という形でこれをやるという方式は相当好評を博しているし、実際の効果もあげているという実践報告等もございましたので、こういうものは私も私としては研究に値するものであるとして申し上げた次第であります。

○篠田委員長 子供の勉学にはそれで差しつかえないですか。

○佐藤証人 子供の勉学においてはもちろん、学校の今日の現場の事情を申し上げますと、教科書だけではございませんので、学校の教師が必ず子供たちの能力に應じたいいろいろの学習資料をプリントして授けているのが現状でございますから、必ずしも全部の教科書を家庭に持ち込まなければならぬというような必要そのものはないということも言えるわけです。それから、

特に子供たちの家庭学習そのものにそんなに期待や負担をかけるということとは望ましい状態でもございせんし、避けるべきことなので、学校の学習の方法について十分研究するならば、子供たちにそのような不便や学習上に及ぼす不足というようなものを与えずに済むということが今言われております。

○篠田委員長 それから、先ほどあなたは、駐在員制度であるとか、採択に關するいろいろの問題についての弊害を述べられました。日教組の役員で駐在員に於ける者はないですか。

○佐藤証人 日本教職員組合の役員者で駐在員となつておるというような者はございせん。これは、私としても証人喚問を受けましたところから資料を丹念に集めまして検討いたしました。が、ございせん。

○篠田委員長 そうすると、役員であつても駐在員になるときはやめてなるといふのですか。

○佐藤証人 教職員組合の現職役員というような人で駐在員をやっている人はございせん。現職教師にも駐在員というものはほとんどないようです。駐在員というようなのは、現職教育者ではなく、むしろ、教職をやめられた方々、あるいは教職員組合の役員などをやつた経歴はあるけれども、それは教職そのものをおやめになつた後にやつているというものが、私の知っている範囲の現状でございます。

○篠田委員長 それから、あなたは教育文化部長だから、ちよつとお尋ねしますが、けさの新聞をごらんになるとわかりますけれども、津の海岸で三十六人ばかり中学の女生徒が海水浴に行きまして溺死しています。それで、

そういうような問題、たとえば相模湖の問題のようなときに、日教組としては何かやはり対策を講じられるのですか。〔教科書問題じゃないじゃないか〕と呼ぶ者あり。——これは参考に聞いています。

○佐藤証人 御質問に対しては努めてお答え申し上げます。相模湖の問題や、それから修学旅行等におけるいろいろの事故等もございしますので、これは明らかに申し上げますが、今年度の定期大会におきまして、特別に検討する特別委員会を設定しまして、子供たちの学習能力を守りながら、子供たちの学習そのものをよくするという観点から、修学旅行そのものについても抜本的な検討をし合おう、それから、事故防止安全運動というものを、全国の現場教師が主になつて、父兄やあるいは修学旅行等に関係するそれぞれの旅行団体等に対しても相談をして、これらの安全運動の徹底を期しようといううなことを、私どもの基本態度としてすべての教師の徹底された運動状態を作ろうとして努力しているのが現状であります。

○篠田委員長 委員長よりの尋問は一度終了いたしました。

午前の会議はこの程度にいたしました。午後一時半より再開いたします。午後零時三十五分休憩。

午後二時二分開議

○高木委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員諸君の発言を許可いたしますが、これまで通り十五分程度にお願いいたします。なお、佐藤証人

は、先日本委員会に出頭を求めた際病氣届出がなされ、本日あらためて出頭を求めた次第であります。本日委員長の手元まで長時間の滞りには不適当と認む旨の医師の診断書が提出されておるのであります。これらの点をお含みの上になされるようにお願いいたします。

この際証人に申し上げます。尋問中に気分が悪くなつた際は遠慮なく委員長までその旨を申し出て下さい。なお、委員諸君の発言の時間に制限がありませんから、証人のお答えはきわめて簡潔にお願いいたします。

○濱野委員 証人にお尋ねいたしますが、日教組と日教組の会員諸君が組織しております北海道社会科教育連盟、北海道国語教育連盟、北海道算数教育連盟、北海道理科研究会、北海道道図画工作連盟、北海道中学校長会、これらの団体との関係はどういうふうなことでありますか、お答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 日教組と日教組の会員が含まれておるところの北海道のあげられました諸団体との関係はどうかというお尋ねというふうにとりまして、お答えいたします。日本教職員組合としては関係がございせん。

○濱野委員 それでは、もう一点お尋ねいたしますが、新潟理科研究委員会、東北理科研究委員会、それから理科研究中国地方委員会、四国理科教育協議会、理科研究九州地区委員会、これらの諸団体との関係をお答え願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 ただいまの御指摘になりました諸団体も、日本教職員組合との

直接の関係はございせん。

○濱野委員 教職員組合とこれらの団体との直接の関係はないというお答えであります。これらのメンバーと教職員組合のメンバーとは重なり合つて同一人である、こういうことだけは証人は御承知でございせんか。

○佐藤証人 私は、これらの諸団体の構成員の名簿等につきましても全然存じ上げておりませんので、ただいまの求められました証言にはつきりお答えをすることはできません。

○濱野委員 これらの諸団体はあなたの日教組の組合員であります。そこで、お尋ねいたすのでありますが、先ほど、証人は、教科書の採択について、学校側の教職員が完全にこれを採択し得られるならばよきことだといふ意味の御証言がありました。それと同時に、今の採択の機関について、の異議を述べ、しかも教育委員会等がこの採択の任に當ることの不当なことを、非民主的なことを証言されておられます。そこで、これらの団体の関係については、現行法の精神から、どういふふうにかんがえられるか。すなわち、これらの団体はいやしくも日教組の会員であり現場の教職員であります。しこうして、これらの団体は教科書の編さん者になつておられます。編著者になつておられます。そういう身分を二つ持つていらっしゃる方々を前提として考えるときに、現行法のもとにおいて、その採択は自由にして公正なるもののお考えを持つてありましようか。この点、一つ証人の立場からお答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 現行の制度及び法制のねらうところは、午前中申し上げました

通り、現場の各学校における教師が、めいめいの教育の計画、こういうものをとにして個別的に子供たちの実情に適合した教科書を教材として選ぶのである、こういう建前でありまうから、現場の教育実践の経験者が教科書を直接執筆するとか、あるいは編集にタッチするということとは、決して、教育そのものから言ひまして、今日の現行の趣旨から言ひまして、はずれはおらない、私はそういうふうに考えます。

○濱野委員 ただいまの証人の証言は、将来重大な意義を持つと私は考えておるわけでありまう。すなわち、現場の教職員が編著者になつて、それが子供たちの教材になるとするならば、ことに望ましいという証言でありまう。そうしますと、この北海道その他の地区における研究団体あるいは委員会等が執筆をし、あるいは編著者になつて、今日これができるだけ採択されることを望むがゆゑに、その点においては、採択者でありしかも編著者であつて、世間では不正であると思はれても、むしろ日教組としては望ましいことである、こういうふうに了解して差しつかえございませんか。

○佐藤証人 検定を受け、展示をされ、現場教師が判断をし検討する機会を通した上で自主的にそれが採択されるということでありまうから、ただいま御指摘になりましたようなものではないと私は考えるから申し上げたわけでありまう。

○濱野委員 それは一個のロジックでありまして、実はそうでないことをただいまの証人のお答えで私も了解できる。現場の先生が編著者になつ

て、現場の先生が編著したものをとることが最も理想的であるというお答えであります。そこで、重ねて聞くのであります。ただいま証言のあつた展示会の問題であります。ただいま、証人は、現場で教える先生が編著者になり、しかも現場の人たちが採択者になるならば望ましいことであり、それは採択につきまして不正のそしりを受けない、こういうような意味でございませう。しからば、先ほど、証人は、展示会というものを常設的なものにしてほしいということとでございましたが、これとの関係は矛盾が起きてくると思ふのであります。お考えをお述べ願ひたいと存じます。

○佐藤証人 御指摘なさいます前提に對して、私は明らかに申し上げまうが、問題は、各種の御指摘になりまうたような団体全部の構成員が全部執筆するということはおそらくないと思ひますので、どういうルール、どういう形態でなされていくかを私は承知していませんので、御指摘の通りに私は判断することはできないわけでありまう。私のここで申し上げましたことは、少くとも全国五十万の教師全部が執筆者になるというようなことはあり得ないこととすし、研究団体というやうなものがかかりに編集するとしてしまつても、それはすべて編集に当る者はその中の一つの特別の研究機関がおそらくあつての上であらうと思ひますので、これまた現場の教師そのものが執筆者になつていく状態ではおそろくないと思ひます。従つて、まず根本的にはただいま御指摘のような状態ではないと判断することが一つ。

本来学校の教育において子供たちの学習の素材として使うのでありまして、教科書だけが学習素材ではございませうので、そういう意味合いを厳密に申すならば、個別的に教師のめいめいは教科書以外にもさまざまな教材というものをつくり出してやつていくのでありますから、決して検定教科書というものに關する限りはそれのような問題になるものではないと私は判断するから申し上げたわけでありまう。

○濱野委員 証人のただいまのお答えは、答へんがための答へでございまして、真実を尽してはいない。また常識を逸脱したお答えであつて、実を言へば、これはなるほど五十万の日教組の會員諸君が全部執筆できるはずもないし、そういうことは不可能なことでありまう。それは証人の言う通りでありまう。しかし、日教組に執行委員長が一人あるように、あるいは文化部長が一人あるように、大体そういう団体に同じ思想と同じ考え方と、そしてまたその団体が研究すれば答へはよりよいものが一つもしくは二つ出るはずでありまう。これらの点につきましては、一人で編集なさつても、一人で執筆なさつても、すべて共通の意見というものがその教材の中に取り入れられるわけでありまう。そういうことになりますならば、北海道においても、あるいは四国、九州におきましても、現場の教職員が編著するのでありますから、代表的なその選ばれた教材がすべてとられてくるわけでありまう。従つて、これを採択する点につきましても、人情の上から言つても、あるいは實際現場職員が現場において教育活動をする場合におきましても、その

方の教科書をとることが望ましいという論理であり、また實際でございませう。こういう点に参りますと、そういうしつても日教組の文化部長がそういうことが望ましいというやうなことになるはずならば、先ほど証人が常設展示会を必要とするという論との関係は一体どういふやうになるかということをお問うておるわけでありまう。ほんとうは、もう一段飛び込んで、望ましいことと言ふならば、展示会など廃止して、現場にお働き下さる教職員もしくは日教組の文化部長等において教科書の編さん等をおやりになれば、むしろ理想的であるというやうに、私もはただいま証人のお言葉を聞いて考へていくわけでありまう。この点についての証人の考え方を聞かされたかと思ひます。

○佐藤証人 私は、重ねて申し上げまうが、常設展示会が必要であり、今日の段階において検定という機関が必要であるというこの建前は、公教育の問題というものを、一つの公平といひまうか、妥当性といひまうか、真理に近いものといひまうか、そういう意味合いかから検討するといふ制度であり、しかもそれが、数多く自主的に編集出版されるものを、数多く素材を現場教師が検討をしていくという建前でありまう。それからたとえば、ただいま御指摘のやうな研究団体を持つておる都道府県がございまして、それだけが現場教師の教科書としての教材であるといふことには決定されていらないのでありまして、そういう意味から言つて、私の申し上げました通り、常設展示会制度が必要であるという論拠とその主張といふものについては御理解がいただける

ものと思ひます。それから、日教組が特にそういう状態が望ましいといふことを云々といふやうにおたしでございませうが、少くとも、現場教師の教育の実践とその現状把握というものが素材となつた妥当なものが指導要領や検定基準やそういうものとの照合の上で教科書が作り出されるという状態はきわめて望ましいことである、こういうことを、私は何とただされましても申し上げるだけでございませう。

○濱野委員 その点につきましては、さつきあなたの第一番のお答えがございましたから、これ以上申し上げません。結局は、日教組の組合員であり、その組合員が北海道その他でたくさんある委員会とかいろいろの研究会等を作つて、そして教科書に執筆しておられます。ですから、その見地から言ひまうならば展示会不要論ができるであらうと思ひます。——常識的に考へて、それは、展示会等にかへなくとも、自分たちの好ましく使へる本でございませうから、自分たちが執筆し編さんした本でございませうから、自分のものを使うことが、感情的に行きましても、その他あなたの仰せられる現場教師の教材の選択から行きましても自然で、すでにでき上つた本があるといふならば、展示会にわざわざ足を運んでよその本を見る必要はなからう、こういう議論が成り立つわけなんです。もしそれを広く強く全国に推し進めて参りますならば、先ほどあなたが言つておつた常設の展示会などといふものは事實は必要がなくなるであらう、こういうふうには私は考へていくわけでありまう。この点は、あなたの方の組合がどういふ主義をもつてこの日本の教育をど

ここに述べようというのか、その意思は私にはよくわかりませんが、もしそういう意思がありとするならば、それが最も望ましいことであって、また、はっきり言えば、日教組の中にはごく少数の左翼偏向の人があって、あるいは共産主義の理念を順奉しているきわめて進歩的な人たちがあって、その人たちはそういうことを計画し、そういうことを特に推進しているということは、部長も御承知でございましょうけれども、世間のもつぱらのうわさでありまして、そうして、昨年のごときは偏向教育に対する二法案というものができたのであります。そういうような一つの歴史を通じて見ても、実際あることはあるのです。そういうことにも引きずられていったとするならば、あなたの方の教材々々というその眞の氣持を、子供に教える一つの便法として、よりよい方法としてそういうことを推し進めていくならば、そうして、間違つた、進歩過ぎる学者あるいは進歩過ぎる教材が、その編著者並びに採択者の同一人によってとり上げられ、日本の教育が運ばれたとするならば、これはとてもないことであると思つたのであります。そういう意味で私はお尋ねしているわけでありまして、ですから、そういう意味で、今の日教組の幹部であります証人が、採択並びに教科書の編著というやうなものを、具体的に問題に即して考えたときにどういふふうにか考へるか、これなんです。これはわが國にとつても非常に重大なことです。社会党の左派や、もちろん右派の諸君もそうでありまして、共産主義とは一線を画すると言つております。しかしながら、マルクスの哲学が完全に日本

の教科書の中に入っていることは事実であります。これが入っていることそれ自体が私どもは悪いと批評しているのではございせん。しかし、そういうような偏向のあること、イズムによつて書きかえられるということは、少くとも公正を害することでありまして、その点について私はあなたの方の見解をお聞きしているわけなのであります。いかがですか。展示会はお説のごとく常設の展示会として必要だ、しかしながら、その前に、編著者と採択者がどういふ形において表裏になつておるならば、むしろ展示会は必要ならう、こういうような二つの問題について、もう一度証人のお答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 たいだいまお話しになりましたやうな内容というものを素材にされておたのだしでありまして、私の答えておりますのは、検定機関というものがあつたやうに、検定教科書が存在するのであり、そして、その検定の材料になるのは、数多いそれこそ独創に富んだものを擧げようということが絶対必要な原則に立つておりますから、こういう意味合いで、展示会というものを通し、あるいは展示会以上のライブラリーというもののにまで発展する状態なしには、現場の教師の多数の素材をもとにした研究による子供たちに対する学習の成果というものを實際的に可能にすることはできないから、どうしても展示方式というものの確立が必要であるということを申し上げております。

それから、北海道の例を出されまして、たが、北海道の教職員組合からは、むしろ猛烈に常設展示会制度の確立を實現しなくてはならないという要請があるといふことを私自身も申し受けておるやうな状態でございまして、たいだいまおただしのやうなことは決して現実になつていないと私は判断しておるわけでありまして。

それから、偏向教育ないしは進歩的過ぎる学者や執筆者云々ということがございまして、こういう問題は、大達文部大臣のときに二十四の事例といふものを出されましたが、これとて、すべて検討されました結論になりまして、きわめてあいまいなものでございまして、偏向そのものを妨ぐには何をもちてなされるかといふと、少くとも憲法と教育基本法と、それからそれに關係するところの諸方針に基いたもの、それこそ國家が検定機関を通して教科書を編集されるという建前を私どもは期待する以外に道はございせん。なので、こういう意味におきましては、教科書は、きわめて片寄つた、つまり、よく理解できませぬけれども、そのための教科書というものが作られて、そしてそれが現場教師の公教育に活用されるというやうなことは、少くとも検定制度や教科書制度といふものを眞実に実行している限りにおいてはあり得ないことでありまして、あり得ない仮説に立つておただしでありまして、私には理解ができませんのでございまして。

従つて、私どもは、再度申し上げますが、今日の教科書といふものが、よくやく現場の教師たちの実践経験といふものの素材があつて非常にいいものが作られつゝある段階になつた、そうして、しかもそういうことについての関心や経験が豊富になつてきたのであるから、今こそ、展示会の制度や検定

の内容やにさまたまの工天をこらすことによつて、御指摘になつたやうな御心配を一掃することが可能であると私は信じておるのでございまして。

○高木委員長代理 濱野君に申し上げます。申し合せ時間が過ぎておりますから、簡略にお願いします。

○濱野委員 先ほど常設展示会の場合に証人から説明がありました。内容本位に選ぼうとする教師の意欲を満たすことが今日の事態ではできない、こゝういふやうなことであります。特に内容本位といふことについての証人の見解をお述べ願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 内容本位と申しますのは、検討して、そして自分たちの学校における教育の計画や子供たちの学習の諸条件に適合しているかどうかといふことを十分検討するといふことを申し上げたわけでありまして、ところが、先ほど申しましたが、現在は、そういう意味の検討をするためには、期間的にも教師の継続的な研究といふものの過重労働や何かにおいて、なかなか効果を期待できない面もあるばかりでなしに、実は、内容的に見ますれば、検定があまりにも細部にわたつて、検定基準あるいは指導要領等において獨創性を抜きにしたものを出すために、大同小異のもので、若干さし絵の数が多いとか、あるいは紙の質が若干どうかといふやうな、こゝういふやうな見かけの上に工夫がこらされているといふやうな現状が非常に数多く指摘されておりますので、そういう意味から、子供たちが榮養としてこたす場合の素材が数多く――私の申し上げましたのは、広い立場に立つて数多くの

判断に必要な資料が盛られているかどうかといふことが一番大事なことであり、御指摘のように、片面だけを見て、それだけを羅列するといふのではなしに、さまたまの判断のために必要な素材が公平に、一方を特に隠すといふことではなしに扱われている状態の内容が望ましいといふことを申し上げたわけでありまして。

○濱野委員 たいだいま証人からお答えがありました。そうして、お答えから見れば、これは現場教師の諸君が教科書に執筆して、そして編著者となつて、自分の選んだ理想的な教材が書いてある教科書が望ましいのであります。それから、日教組の文化部としても、できるかできないかはわからぬが、できれば、現場教師の諸君がその地方々々において、あるいはまた一般の問題につきましましては中央等において、十分研究したものを教材として盛つた教科書を作るということになれば、これは教科書の管理が皆様の手によつて行われ、しかも常設の展示会などといふことは必要ない、こゝういふことにならうかと思ひますが、この論理は間違ひですか。

○高木委員長代理 佐藤証人に申し上げますが、簡略に要領を尽して下さい。時間の制限がありますから。

○佐藤証人 申し上げます。たいだいま御指摘のように、日本教職員組合という教員の団体が教科書そのものまでも全部これをこなし、学校単位に言うならば学校ごとに教科書を作成して、そして教育といふものを実践するといふ段階について、日教組は理想としてゐるのではないかと、こゝういふふうに尋ねられたように私はとれるのであります。

が、私が先ほど来申し上げました証言内容において、そういうふうな判断されようとは私は思ひ得ないのでございます。

○濱野委員 証人は、文化部長の立場から、先ほどの証言の中に、教育実践の文化的な営みをする、しこうして、各地区の父兄や青年を対象として活動を継続している、こういうようなことでございしますが、これはどういふ名前前で、どんなふうに御活動を願っているわけですか。

○佐藤証人 直接教科書と関係があるのではありませんか。

○高木委員長代理 あります。直接関係のあることを証言して下さい。

○佐藤証人 申し上げます。ただいまお尋ねのお言葉の中で、父兄や青年を対象とした文化運動、こういうふうな申されましたが、私はそういうふうには申し上げないのです。私は、対象という点でなしに、父母や青年たちとともに教育の問題を中心しながら話し合いの運動を、文化的な諸運動というものを進めるといふふうに申し上げておるのでございます。それで、私の申し上げることは、父母と子どもが話し合いをするということも、青年たちと話し合いをするということも、問題は、学校における、公教育の場における学習が、家庭や地域の社会的諸条件の中に投げ出されて、子供たちの学習が常に阻害される、学校の学習と家庭や社会におけるところの学習というものが一致できない、こういうことで問題がありますので、父母の言いか、青年たちの理想とするものも、問題とするものもお互いに出し

合って、教育の理想とともに語り合うことによつて、より理解を深めて、個別的に一人々々の子供たちのその諸条件に適合した教育の成果をより効果的に子供たちのために伸ばしていきたいという立場から、日教組の諸営みが行われているということだけを御説明申し上げたのであります。

○高木委員長代理 濱野君に申し上げますが、時間が超過しておりますから、どうぞよろしく願ひいたします。

○濱野委員 話はよくわかりましたが、日本共産党の諸君は、いろいろ教育に名をかりて、町の会議あるいはまた村の会議をやっております。そこで、日本文化を守る会とか、子供を守る会とか、あるいは教育を守る会とかいって、いろいろ日本社会革命の運動を巧みに教育に名をかりてやっておりますのでありますが、これは別の会合でございしますか。

○佐藤証人 その点は明らかにいたします。過般の大会におきまして、日本教職員組合の執行部として、日本共産党の機関紙において、日本教職員組合の文化活動がここまで成果を収めたのは労働階級や党の指導助力にあずかるものが多いなどという意味のことが書かれていたもので、わが組合としましては、中央執行委員会を開いて十分検討した結論として、少くとも、現場教師の日常的な問題をもとにしながら、しかも学校単位に研究をし、子供たちを単位として教育を研究する日本教職員組合の研究活動というものは、そのような政党の特別の工作等によつて行えるものではないから、この点について誤解のないようにということ、それから、今後国民教育のそ

ういう厳密な現場教師の活動に対して党がもしかりにそういうことがあるとすれば、これは国民教育の前進のために峻拒しますという決議をして、これを申し入れをしたような次第でありまして、私どもとしては、今日の段階における日本教職員組合が国民の皆様に責任を持つて子供たちの成長を守ろうとする運動は、そういう特別の工作というふうなものによつて行われているものではないということを申し上げておきます。

○濱野委員 もう一点お尋ねをいたしておきたいと思ひますが、一応証人のお答えは私も拝聴いたしました。よく研究いたします。先ほど日教組の教育研究大会のことに触れましてお答えがあったようであります。ある人々は、証人の説明しました年次大会、日教組教育研究大会と申しましたが、よく名前がわかりませんが、この大会を以て、日本の革命運動の理論的武装の集会所である、こういう批評をしております。もう一つは、日教組の一部分の左翼分子の革命祭であると極論しておるのでありますが、この点について、証人から比較的具体的に今までの大会の様子を説明し、そしてこの場合証言しておくことは、日教組のためにもよろしいし、またわれわれのためにも非常に参考になるうかと思ひます。この点、簡潔に、しかも重要な面を何か例をあげて御説明を願えればけっこうだと思ひます。

○佐藤証人 ただいま御指摘になりましたような批判というものを私が直接伺ったのはこの席上が初めてであります。どういふ証言や素材に基いてのおたしであるか、私はわかりません。

日本教職員組合は四年越しやって参りました。ことし五年目でございますが、この研究活動、研究運動というのは、各学校で学校の努力目標というのがありますし、学級におけるところの努力目標や研究目標もありませんし、教師めいめいの研究目標もございしますし、研究課題もありませんし、そういうものを、学校単位で、何をこしのお互いの共同の研究にしようかという話し合いをして、そしてそれを郡市単位に持ち寄って、さらにまた現場に帰る、こういうふうにして、この単位の研究ということをやつて参っておりますから、実際そのようなものではないわけですね。そして、特に大連文部大臣からも、安藤文部大臣からも、ぜひ参加したいという申し入れがありまして、このので、ぜひおいでを願ひたい、これは全国の集会というものを前後五日間ごらん下さるならば……。

○高木委員長代理 証人に申し上げますが、簡単に願ひます。

○佐藤証人 従つて、さような問題のないことをよく御認識いただければ幸いです。

○高木委員長代理 福永一臣君。

○福永(一)委員 私は証人に対しまして限られた時間で質問いたしますので、ごく簡潔に御答弁を願ひたいと思ひます。まず第一に、日教組の採択基準、これはいかなる目的で作られたか、お尋ねいたします。

○高木委員長代理 証人に申し上げます。簡略に願ひします。

○佐藤証人 努力をしておるのでありますが、問題の性質によつては説明が必要なのであります。

先ほど申し上げました通り、現場において、教育研究やあるいは教材研究等を通して教科書の内容研究についてのさまざまな営みが行われ、たくさん素材がある。そういうことで、日本教職員組合の本部としても、それらの題材を集めて、素材となつて出するポイントだけを参考資料として出すのが、一番時期としても必要な時期であるということ、現場教師の自主的研究推進のための参考資料として提供したので趣旨でございます。

○福永(一)委員 その採択基準はだれがお書きになりましたか。

○佐藤証人 先ほど申し上げましたが、日本教職員組合の教育文化部の私どもがこれを起案いたし、そして、先ほど申し上げました二、三の学者先生方に特に諮問申し上げまして、そして意見を伺つた上で、さらに検討をして出したということでありまして。

○福永(一)委員 それでは、重複するかも知れませんが、その関係学者の名前をもう一べんおあげ願ひします。

○佐藤証人 岡津守彦東大助教授、日本教職員組合講師団、それから教育大学の馬場四郎助教授及び梅根教授、それから和光学園の校長さんと思ひます。

が春田正治氏、これら日教組講師団の方々、しかもこれは教科書問題の特別委員会に参加して全国の資料を御承知になつておるからということ、特に諮問申し上げて御意見を徴した、こういうことでございします。この方々が中心でございます。

○福永(一)委員 この作成に當つては、現場の教職員が参加しておりますか、おりませんか。

○佐藤証人 現場の教師がこの起草そ

のものに直接筆をとって参加することはいいたしません。現場から提出されておきます素案を私どもが整理検討をいたしましたわけでございます。

○福永(一)委員 次に、採択基準の作成にはどれくらい日を要しましたか。

○佐藤証人 前後三週間ほどの日時を必要としました。

○福永(一)委員 このような採択基準というものをもし文部省あたりが各学校へ配付いたしましたとするならば、証人はこれに賛成しますか、反対されますか。

○佐藤証人 仮設の上でのお話のようでございますが、文部省自身がどういう方式によって出されることか知りませんが、私は、いかなる団体が参考資料を出そうと、それは自由なことであると考へております。ただし、検定権を行使している文部省は、そういうものを出される必要がないし、そういうことはしないのが建前でございますから、そういうものにはなり得ないと私は思っております。

○福永(一)委員 それでは、その採択基準を拾って見ますと、疑問な点が二、三ございますので、お尋ねいたします。まず、「政治・経済・社会の面から」ということで、1、2となっておりませんが、2のカッコしてあるところでございます。「平和はことなかれ主義の妥協ではない」、こうございます。これはどういう意味でございましょうか。

○佐藤証人 平和ということとは、お互いに努力し合わなければ実現できないことなのだ、従って、平和ということとは、お互いの努力があつてのみ実現

できる、こういうことで、平和の実現のために世界的に見ましてもさまざまの努力が行われておりますので、そういう努力をされていく記録、資料というもののによって、平和というものの全人類的な実現のための努力がお互いに把握されないことには、子供たち自身の社会を形成する場合の平和ということについての学習にはならない、こういうことが趣旨でございます。

○福永(一)委員 次に、平和を妨げている社会の矛盾というのはどういうことですか。

○佐藤証人 平和を妨げている社会的な条件ということとは、平和を満たすもの、あるいは平和を実現するものが単に特定の委員や特別の人によつてのみなされるものではない。そうではなしに、そういう人々の提唱があつた場合に、その提唱に賛同するというのには、多くの人たちの存在条件がなければならぬ。その存在条件というのは、今日の常識的な問題となつておりますが、極端な貧困があつていたり、大衆収奪があつていたり、不権衡があつていたり、こういう諸条件がそのまゝあつておつて、ただその上で平和々々ということ特定な人が呼びかけるということでは平和ということとはなし得ないので、すべての人々が希望を持つて生活できる、そういう世の中を実現することなしには、つまりその2項の前にあります基本的人権というものがお互いに尊重され合つて、お互いに基本的人権の中に生き合えるというふうな条件があつてのみ真実の平和というものがあつていくことのため、この説明をしているわけです。つまり、押えつけられた中における平和

というふうなものは真実の平和ではないので、すべての人が平和を熱願し、平和の生活を築めるような、そういう諸条件というものを社会的にもお互いに持ち合えるようにならなければ、真実の平和の世界、平和の社会というものはなり得ない問題があるのだという点を見落さないようにしなければならぬということでございます。

○福永(一)委員 第三番目に、「資本家と労働者、地主と小作人等の関係で生産の問題が考えられているか」、これは具体的にどんなことを言っているのでしょうか。例をあげて御説明願いたい。

○佐藤証人 生産、つまり物質的な生産が向上しなければ、国民生活も人間同士の生活というものが、これを文化的にも満たし合うことができない。従つて問題は、生産ということがすべての人の働きによつて行われていることが条件である。その場合に、労働者と資本家、あるいは地主と小作人、こういう今日の生産体系の中において関係があるものを抜きにして、生産そのもののだけを論議したところで、具体的な生産というものの問題の真実の理解は成り立たないので、生産というものを重視するがゆゑに、その生産が可能になつておる社会的諸条件という中で、資本家もあり労働者もおるし、地主もおれば小作人もおる、こういう現実の状態でそのものをすなおにとらえた上で生産ということが研究されるような、問題にされるようなとらえ方をしているかどうかという問題を懸念すべきであるという立場でございました。

○福永(一)委員 それでは、もう一つ、「世の中の矛盾をなくするように

はたらく」ということが最後の十項にございしますが、こういうことは具体的にどういうことでしょうか。

○佐藤証人 簡潔にお答え申し上げます。これは、すでに文部省が作成されたもので、今日の教科書においても、私どもの長年にわたる教育実践においても、非常なよりどころとして採用しておりますところの、文部省の発行されました社会科の解説の中にも、社会科の一番大切な目的は、一人々の生徒にりつぱな社会とはどのようなものであるかを、さきより理解させることである、さらに進んで生徒の中にそのようなりつぱな社会を築き上げようとする意欲と決心を目標とさせることにある、こういうふうな指示されておる通りでございまして、そういう点が置き忘れられてはならないという点を第十項に書いたわけでございます。

○福永(一)委員 そこで、私は最後に締めくくりにしてお聞きしたいのですが、証人は、以上私がお尋ねいたしましたことに対して、以上のような見解は現実の政治の上で今日日本では一体何党に属するとお考えになりますか。自由党に属しますが、民主黨に属しますか、あるいは社会黨に属しますか。こういう見解は今の日本の何党に一体合致するとお考えになりますか。それを伺いたい。

○佐藤証人 ただいまのおただしにについては、私自身はつきりとり得ないのでございしますが、少くとも、以上申し上げましたことは憲法の精神であり、教育基本法の精神であり、さらに具体的に示されておりますところの教育計画の当初に発表されました文部省の計画であり、さらに現場の教師が七年越

し研究を積んできました一つの集約としましても認識を促す事実でございしますので、すべての協力者がほうはいとして起つてくるということのみを期待しておりますのでありまして、特定の政党がさようなものを掲げてこの実現のために努力するということとは、私は毛頭考へ得ないのでございます。

○福永(一)委員 あなたがいかに弁解されたとしても、以上の私の質問に対してあなたが表明された御説明によつて私が受けるところは、これは日教組を代表されるところのあなたの言説であるから重要な証言でありまして、現在の日教組の中核に流れるところのものは明らかに社会主義的な考へであつて、これはまさに偏向教育であると私は断ぜざるを得ないのであります。あなたはこれに対してどうお考えになりますか。

○佐藤証人 偏向教育と断ぜられますあなたの立論の根拠自身が私は承服できません。

○福永(一)委員 それでは、それはあなたに譲りましょう。これは幾ら論議しても水かけ論になりますから、私は省きます。

そこで、証人は、文部省の検定基準というものを知っておりますか。

○佐藤証人 検定基準として文部省が発行されているものについての大綱につきましては、ここに持参いたしましたので、読んで知っております。

○福永(一)委員 それでは、その検定基準の中に日教組の採択基準のような項目がありますかどうか、お伺いた

いうような断定の上に立つてのことであるが、私が申し上げましたような筋においてのものは、当然文部省の検定基準というものの内包されているというふうには私は存じております。

○福永(一)委員 それでは、それをあげて下さい。例を列挙して下さい。

○佐藤証人 資料を今調べますから……

「それはあとで文書で出してもいいでしょう、今そういうことを調べることは時間をとっても空費しますから」と呼ぶ者あり

○高木委員長代理 正式な発言で発言して下さい。

○佐藤証人 御承知のように、文部省の検定基準が、教科書の編集のきわめて細部につきまわつてのものは具体的に指示しないのが建前でありまして、一つの大きなワクの基準として設定されるのでありますから、そのワクで申し上げるならば、絶対条件というところ、その第一項の、教育基本法、学校教育法の目的と一致しているかということ、第二項の、特定の政治、宗教に片寄つてはいないかということ、第三項の、教科の指導目標と一致しているかということ、この三つの絶対条件というもののワクの中にはすべての内容が包含されるのでございます。さらに、必要条件ということになりますれば、その内容がどうかとか、児童の発達段階に適合できるかとか、組織配列の適切性はどうかとか、表現の正確があるかとか、製本体裁についてのものはどうかというような项目的なものになります、これらのものは、すべて絶対条件のこの三条件の中において

内包されるものを、しかも子供たちの発展段階や、学年や、学校種別や、こういうものに適合してこれが配列されているかという点の吟味になりますので、ただいま申し上げましたようなこととすべてこれらは内包されているわけでございます。

○高木委員長代理 福永君に申し上げますが、持ち時間が経過いたしましたから、適当に簡略にお願いします。

○福永(一)委員 できるだけ簡潔にやります。

証人は、この文部省検定基準に反対でございます。どうかね。どうでしょう。賛成でございますか。

○佐藤証人 文部省の検定基準そのものに反対はしては反対でございます。ただ、あまり親切過ぎて、お互いの独創性を出す余地のないまでに、実施する場合に調査員や審議機関が干渉するといふようなことは困る、こういう点のみが附帯的な事項であります。

○福永(一)委員 それでは、あまり尊重はしないというわけですね。

○佐藤証人 私はそういうことは申し上げておりません。

○福永(一)委員 それでは、教育公務員が国で定められた教育内容すなわち学習指導要領を私の意見でまげてよいとお思ひになりますかどうか。

○佐藤証人 そういうものがよいなどということはあり得ません。

○福永(一)委員 それでは、もう一つ、文部省の定めた教育内容と日教組並びにあなた自体の方針と食い違いがあった場合、証人はどうなさいますか。

○佐藤証人 文部省自身がこれこれの教育をこのような手だてでこういう内容でこうせい、こういうようなこと

は、文部省の今日の権限においてはないのでございます。従つて、ただいま御指摘のようなことは公式にはあり得ないことなのでございます。ただ、いろいろの機関において、たとえば、各政党がいろいろの政見発表の機会に、あるいは国会議員の方々が議員職の自由な立場から論議されていくということとではございます。文部省自身が国の法律や大方針に基いたもので、外のことをこうせいあせいといふことを現場教師に対して指図する権限は毛頭ございませんので、そういう筋合ひではないと思ひます。ただし、そういうものでありながら、偏向ではないとか、生徒たちの生徒会活動といふようなものについてはどうか、そういう具体的な指図がかりにあるとするならば、そういうことは教育の基本的な建前に反しますので、それは国民の大多数の意思とともに排除排除されることになり得ます。

○福永(一)委員 それでは、教育研究集会のもろもろの決定、これは文部省の学習指導要領と合致いたしますか、あるいは合致しない点がありますか、ちよつとお聞かせ願ひたい。

○佐藤証人 文部省の指導要領といふものは、御承知のように指導要領試案として出されておるのでございまして、そのもの自身において絶対的にこれをもちつて全国の公教育を決定的に拘束するといふものではないに、その試案をもつて、そういうものを参照されて、地方の教育委員会や、それから現場教師の教育計画といふものにおいて十分実情に適合したものにございまして、生かしていくという趣旨が明らかでございます。こういうことによりま

して、私どもの研究集会の成果によりますと、やはり現場教師の実績や問題研究の素材といふものを、指導要領を作成する場合にもっと取り入れなくてはならないものを取り上げていけませんために、文部省が設定した起草委員等においても、むしろ特定の片寄りといふようなものがあつてみたりするために、現場の教育の実情から見て、やはりこれは実践の場合にきつめて机上プラン的なものであつて、生かされ得ない点といふものがしばしば指摘されているといふことだけは明らかであるわけでありまして。

○高木委員長代理 福永君に申し上げます。簡単にお願いします。

○福永(一)委員 それでは、ごく簡単に結びます。

また採択基準に返りますが「歴史的な面から」といふところの第二項のところは「社会の発展が法則的に示されるような時代区分がされているか」といふことがございまして、これはどういふ意味でございましょうか。

○佐藤証人 これは簡単にございまして、日本の歴史を扱う場合でも、世界の歴史を扱う場合でも、これはすべて、今日の歴史学の成果によつて得られている研究の成果といふものが当然尊重されていくべきではない、こういう建前から、しばしば戦争中ないしは戦前において行われたような時代区分、科学的でない時代区分といふものをこじつけて、いまだにそれを公教育の教材に持ち込もうとするような意図が露骨にあるかどうかといふことは十分見なくてはならないといふ意味で、これを指摘したわけでございます。

○福永(一)委員 私はそれだけでは納得できないのです。社会発展の法則といふのは経済学上の言葉だろつと思ひますが、これは具体的にどういふことですか。

○佐藤証人 いろいろの考え方もあるでしょう。学問の領域は日に日に進展しておりますから、とどまることはないわけでありまして、今日の経済学のものではなしに、私自身も歴史を専攻しておりますが、歴史学の立場から言つても、むしろ歴史学の今日の段階から言つて、社会の進化といふことについて、全世界的なものを統一的に把握しながら、その中で個別的大衆の文化生活といふものを全面的に生かす努力といふものが克明に立証されなければならぬといふ今日の問題そのものでございまして、こういうことは当然文部省の教科課程の審議機関においても十分検討されておりますし、すべての分野において了承されている事実なので、取り上げてここに力説するまでもないことですが、故意にそういうものをばかして、昔の、つまり戦時中に使われたような超国家主義的な、軍国主義的な、ないしは誤まれるところの封建主義的なものの歴史学的な解説を努力して取り上げようといふことがあつてはならない、こういう建前でございます。その法則といふようなことは、古代から今日まで一つの生活体系といふようなものが逐次変つてきていくといふ、その変り方の歴史といふものを一瞥するといふことが、社会科学において、特に歴史学においては重視されなくてはならない。今日のすべての学問の諸領域といふものの成果をここに念のために取り上げたといふこと

でございます。

○福永(一)委員 あなたの説明によりますと、社会発展の法則は歴史的必然性によるものであるということのようですが、これは、俗に言われますところの歴史の必然性、つまり、原始共同体から始まりまして、奴隷制から封建制となり、そして資本主義社会ができて、次に社会主義の社会ができる、これこそ歴史的發展の必然性である。これはいわゆるマルクス・レーニンズムの考えだと私は思いますが、これに對してあなたはどうか考えますか。

○佐藤証人 あなたのおたのしの趣旨を適用いたしますと、今日の世界中の学問といふものはすべて諸領域においてマルキシズムといふことに断定されるおつもりかどうかわかりませんが、そういう断定については、私自身の研究においては、今日の歴史学や社会科学の扱うべき素材や目的や、そういうもののから言ひまして、そのような断定そのものについては、私は学問が浅いために論定できません。

○高木委員長代理 福永君に申し上げます。簡単に願います。

○福永(一)委員 あなたの考えの適否を私は論ずるものではありません。ここに示されておるところの日教組の採択基準なるものの中にはっきりと書いてある。この文言に對して私は疑問を持つております。すなわち、社会の発展が法則的に示されているような時代の区分といふことがはっきり書いてある。これをどうしてはつきりさせなければいかぬか。こういうことをあなた方が強調される眞意はどういうところにあるかということも、もう一ぺんお伺ひしたい。

○佐藤証人 非常に疲勞したのですが……。

○高木委員長代理 疲勞しましたか。どんな状態ですか。

○佐藤証人 一分間休まして下さい。――申し上げます。私が責任を持つて立案をし、数多い現場の実験経験の題材を素材にして検討して提示しましたものは、御指摘のような特定の学説をもとにして、そういう論理の展開を目ざしてのものしたというようなものではありませんし、これらのことはすべての歴史や社会をものする方々の常識となつておるのであります。全然そのような問題ではないわけです。ただし、お尋ねの中で、特に強調して云々という言葉がございましたが、こういうものをここに書き出さなければならなかつて理由といふものは、きわめて常識的で問題でないものを、どう考える、どう書き直すことがあなたの社のおためですか、あるいは、こういうふうな考えは悪いのじゃないですかとかいうようなさまざまなことによつて、執筆や編集過程のところで非常な手間取りをする。そういうことで、きわめて当りまえの編集が日手間をとつてかたわぬといふような苦情は、たくさん教科書問題の会合等にも出されておりますので、そういう常識的なものを何も問題にせず、やはり当然のものは当然のものとして列挙するだけの客観性と科学性といふものの努力の跡があつたかどうかといふことは、今日の教科書を評価する場合にどうしても見のかしはならないということ、そういう点を出したということでございます。

○高木委員長代理 福永君、時間が経

過しておりますから、あなたの良識によつて適当な処置をとつて下さい。

○福永(一)委員 あなたは国定に反對しておられるというが、国定制度とはどのような制度でございますか。

○佐藤証人 これは、今日の教科書制度を実施する場合に論議されました通り、従前の国定教科書といふものを排して、デモクラシーの教育原理そのものを具体的に生かすために、教科書の編集といふものは民間でやり、そして数多くの素材が提供されて、現場教師の指導計画からくる判断やあるいはそれに対する批判の自由といふものがあつて、教育の実践といふものが拘束されない自主的な教育態勢といふものがぐんぐん伸びるようになるといふ趣旨から言つて戦前、戦中を通してありましたような、国が教科書といふものを一つに規定し、しかもそれを国家の官僚が執筆をし、これを発行管理する、こういうようなものについては再現してはならない、民主的なこの営みといふものをより實際的に生かすための努力を工夫して進むべきである、こういう立場で国定化してはならないといふことを、私どもの日本教職員組合では大衆討論の結論として決定しているのではありません。

○高木委員長代理 福永君、相当時間が超過しました。

○福永(一)委員 六月二十一日に衆議院の第一議員会館で、よい教科書で子供の教育を守る会なるものを開催して、これは、総評、それから日教組、子供を守る会とか、いろいろな団体が集まりまして、国定教科書に對して大反対、そして、そこでできました決議を聲明書をもつて、全国にこれを流され

たといふことは事実でございますか。

○佐藤証人 その通りであります。

○福永(一)委員 そこで、日教組はこの行政監察特別委員会の調査に對して非協力の指令を出した、これは教科書の国定の目的に反對するがためである、こういう目的のために指令を出されたといわれておりますが、指令を出されたことは事実でございますか。

○佐藤証人 根も葉もないことでございます。

○福永(一)委員 根も葉もないればよいが、こういうことが世間伝へられております。これが事実とするならば、国政調査に對する妨害でございます。これはないことを種にして言うわけでございますが、どうか、この教科書問題は重大でございますから、あなた方も協力していただきたいといふことを一言敷衍して、私は質問を終ります。

どうも御苦勞さんでした。

○高木委員長代理 山田長司君。

○山田委員 参考までに証人に伺つておくれのですが、六月の二十七日と二十九日の行政監察特別委員会、学問の川口証人を呼んでいるときに、同じ社の古山といふ人から聞いての証言に、日本教育新聞が学問をゆすつたといふことで、これに對して日本教育新聞が聲明書を出しているのです。私が伺ひたいことは、この聲明書が、何かしら日本教育新聞といふ日教組に關係のある印象を持つのですが、日教組とこの日本教育新聞といふのはどういふ關係にあるか、一言証人から明確にお答え願ひたいと思ひます。

て、それ以外の諸出版、新聞一切は、日本教育新聞を含めまして、日本教職員組合とは何ら關係がございません。

○山田委員 一般的には、これが何か日教組と關係のあるような印象が強かつたのですが、このことが明確になりまして、私は非常に痛快に思ふのです。

次に伺ひたいことは、過日の本委員会、石井一朝君が、偏向教育といふ問題に對して、この行監で、強く偏向教育をされてゐる意味のことを断定的に言われてゐるのですが、この石井君は、どういふ關係で日教組と不仲になつたのか、一応このことを明確にしたいだきたいと思ひます。

○佐藤証人 教科書の問題の証言でございますから、その關係以外のことをお答えする必要はないと思ひますが、特に過日の証言で日教組の問題についてたまたま石井一朝君がまるきりわれわれの判断のつかないことを申し述べられて、それが印象づけられたり、素材になるといふことについては、日本教職員組合といふものは國民の大勢の方々の輿望の上に立つてのみ運動が可能なのでありますから、そういう意味で、誤解や間違ひがあつてはなりませんので、ただいまのお尋ねに對して、そういう観点からのお答え申し上げます。

味と、その活躍ぶりにおいては全く同じものである、こういうことを論じ去り、そして、しかも、大達文相のやることはきわめてそういう意味合いから言つてかつこうなものであるというようなことを論証されたことがある。こういうことを言つたかと思つと、その次の八日の日にはもはや大達文相大臣のところに行つてあの事件の報告をするというような、実に思想的にも信念からいひましても性格破綻ではないかとさえ思ひなくてはならないほど、私どもとしては判断できない人物であつたわけでありました。そういう方であつたことが最近一年に顯著であつたわけでありました。それで、経緯を申し上げますと、実は日本教職員組合が結成されましたから約二年間だけ日本教職員組合の愛媛県選出の中央執行委員でおりました。そして、そういうことから落選されて、そして日教組の書記として採用された、こういうことから、日教組の書記になつて今日に至つた人でございます。

〔発言する者あり〕

○高木委員長代理 静肅に願います。  
○佐藤証人 私は別に長く申し上げるつもりではないのでありますから、お聞き取り願ひたいのです。たつてお尋ねでありますので、私はある限定をつけた上で、誤解されてはいけないうで申し上げるだけでありまして、端的に申し上げますと、日本教職員組合の書記としての勤務が全然成り立たない

ような状態になりましたので、石井一朝君が書記としては不適当ではないか、君はよそに転職する心がまえがあるのか、こういうことで、再三、書記長としても、よい書記として活躍してもらつたために、かつての同志でありますから、いろいろ注意を申し上げたわけでありまして、そのときに石井一朝君の方から九月の中旬に辞表を出されたわけでありました。従つて、その辞表を受理するかどうかについても考へておりましたが、その直後に、転職するためにいろいろ御助力をいただけないか、こういうことがありましたので、それらの心配をいたしておりましたやうな、実はまるきり私どもには何の前触れもなしに、この声明書を買わなかつたか、あるいは日教組が妥協するのは今だぞとか、さまざまそういうことを言ひまして、十一月初旬にあのうなことをいたしましたので、日本教職員組合としては、その辞表を受理いたし、日本教職員組合の書記という職を免じたのが実情でございます。

○山田委員 大体了承いたしました。われわれがなぜ今石井君の問題を持ち出したかという、われわれは少しも今の教育を偏同教育と思つていません。むしろ、われわれの考へていふことをなせむと正しく、われわれの考へていふ面までいかなくても、もつと積極的に教へなければならぬものがあるのに、それを教へないかと思つていふくらいであります。  
そこで、私が次に伺ひたいのは、この採扱をめぐつて、かなりいかがわしい、新聞やラジオをにぎわしている問題が日本中の都道府県に起つていふ、五十万教員の中で各府県にそつ

う問題が起つていふわけですが、国会四百六十七名の議員のうちで造船廠獄事件に關係した者などから考へてみると、パーセンテージはまだはるかに教員のやつていふことの方が少い状態です。しかし、これがよいものとは私は決して言ひません。そこで、業者の人たちからこの採扱をめぐつてどのような露骨な働きかけが教員の人たちになされていふか、その二、三の事例をあなたからお伺ひいたしたいと思ひます。

○佐藤証人 そのような事例というところについて、私はこれこれといううなものを持ち合せておりません。日本教職員組合の研究集会の中で、そういう働きかけ等があつて現場教師の清潔さに對して非常に不信を抱いてやり切れない、自棄するやうな態勢を現場教師からも起すし、日本教職員組合の執行部においても声を大にして働きかけをせよ、こういうやうな要請がありまして、そのときに出された資料を先ほど午前中に証言申し上げたわけでございます。従つて、ここで一例を申し上げてこれこれであるということ

は、その持ち合せは私自身はございません。ただ、報告書によれば十数件の件数があるわけですが、ただ、しかし、それらのものも時間的に制約がありますから省略いたしますが、大体その対象となつていふものも、現場教師そのものではなくて、教育委員会関係の人であつてみたり、あるいは元教育界のいろいろの顔役であつてみたり、あるいは特定の研究会におけるところの顧問格の著名人であつてみたり、そういうことなのでございます。日本教職員組合のタッチしてゐる資料によりまして、修学旅行の下検分のために行つた

ときに、教科書の出版されます工場を見学などされる場合もある、そういうときに校長先生のような代表者が行つた場合に、そのあとで、こんな暑い日であれば、涼しいものをどうですかというところで氷水などが運ばれたりする、こういうやうなことで、初めの計画に反するところの業者の計画が露骨に出るので、まことに迷惑であるといふことで、現場の教師、当事者から、それを非常に不潔に思つて、そんなことをやめてほしい、そんなことで誘惑されるやうに教員が見られたこと自身がつたらないことであるといふことがございまして、たまにありまして、現場教師のところにまで及んでおらないのが現状でございます。

○山田委員 本委員会におきまして、何人かの証人から、学校生活協同組合の問題が取り上げられて、論議されておつたわけですが、福岡、山口、佐賀、愛媛と、全国で四県ぐらいな学校生活協同組合というものについて、その実態の追及が盛んになされたわけですが、その経緯と特徴は、どんなときにどんな形で生まれて今日に至つていふのか、ごく簡略にこのことを御説明願ひます。

○佐藤証人 それは、午前中に申し上げましたが、私自身この種の団体に対しては直接関知したこともございませぬし、日本教職員組合の関係団体でもございませぬので、明らかな経験や資料というものはございませぬが、報告されておる事実を申し上げますと、教科書を現場の子供たちに渡すところの供給ルートの中で、非常に業者の介

入があつて、学校にどかん荷物を一括して投げ込む、それをすべてあなたの学校で先生方骨を折つてこれをわけてみてくれませぬかというやうなことがあつたり、どこまでとりに来てくれませぬかというやうなことがあつたり、そういうことで、教科書の供給ルートに携わる業者やその他の者が不親切であるために、それを何とか現場の子供たちの要求に應じて直接速度をもつて親切に、しかも誘惑や中間搾取のものをなくするためにといふことで、現場の教師の意見を聞いた上でそういうものを取り扱うといふことで始めたのが実情でございます。そういった意味で好評を博しておつたのが当時のいきさつであつたことを私は知つております。

○山田委員 調査員の非公開に對して、公開せよといふことが発行業者からまで言はれてゐるが、この論議はどういうところにあるのか、伺ひます。

○佐藤証人 项目的に申し上げますと、調査員というものが非公開のために、みづから行つて調査について徹底的な責任といふものを負わなくてはならない、つまり、隠されてしまふ、こういう意味合いで、責任ある調査といふもののありかが隠されていくといふためにまず第一には問題がある。それから、二つ目には、同じ基本的な性質のものでございますが、非公開になつておつて、しかも個別的に渡されるだけでありまして、お互いに話し合う機会がありませんために、この問題についての共同討議が全然できない。従つて、問題の把握といふものに對するところの検討がきわめて独断的になつてしまふ。こういうことで直接責任を負へる

調査はできないということを調査員自身それぞれのところで漏らしておるというところと現実にある。それから、もう一つは、本来、検定基準があり、それから検定審議機関があるのでありますから、特別に問題はないわけでありますが、この非公開秘密主義の中において、実はさまざまな内容についての干渉あるいは業者の暗躍や、さまざまなものが実は公然たる事実として行われてしまふということがあるわけです。従って、公開しておらるべきならば、すべてそれらの人たちは国民大衆の前に責任を持たなくてはなりませんので、そのような無責任な、あるいは疑惑を生むような行為は全然できないし、なすことが許されない状態になる。みづから調査したものに對してはみづから責任を負わなければならぬ。こういうことで、世論の批判と、それから編集や執筆者の真実の陳述、あるいはそれに対する申し入れによって、間違ひを起すことが絶対になく済ますための唯一の方法であらうというふうに考えられるからでございます。

でも指導要領というものの作成が最も民主的になされなければならぬと思ひますが、証人は指導要領の作成の民主化についてどんな考えをお持ちになつておられるか。

○佐藤証人 指導要領の作成過程が、午前中も申し上げましたように、非常に短時間に、しかも文部省の判断による限られた人々によつて構成され、そして逐次まじめな学究的な方々が文部省の意向に沿つて入れかえをされる、こういうことまでやつて作られていくという事実から、どうしても、学習指導要領というような基本的なものは、公選的な性格の、つまり一定の法律基準があつて、ときの文部大臣や文部省の意向によつて絶えず変動するということがない一つの法律基準というものがあつて、その基準の上において人選が行われて、そうしてその場合には現場の教育実践家もその選定の中に入れ、あるいは教育学者も、諸学問領域における学者も、あるいは長識ある方々の参画というふうなものも、推薦あるいは公選に近い方法が講じられて、国民すべての人がこれを承認するといふ状態が必要である。つまり、学術会議のようなああいう一つの性格によつて十分責任を持った長期の検討というものがなされる必要がある、という立場の、私どもは改善の要請でございます。

かりでなしに革新勢力に對抗して、新日本教育協会とか、あるいは自由アジア協会というふうなものをこしらへ上げて、盛んに日本の教育の面にまでアメリカが精神的な基地を作ろうという意向から、特定会社を中心にして野望を持つてきているというふうな事実が感じられるのであります。これらについて、私は日本の教育の危機を感じるのであります。そこで、この新日本教育協会及び自由アジア協会というふうなもの、日本の国内に活発な活動を開始してきて、すでに新日協の場合には全国に六十二の支部を持ち、さらに講演会とか研修会というものを次々に開いてきておられるが、最初これが学園の経営であるといわれれば感じておつたわけですが、今では、学園の経営ではなくて、外国資本まで入れてこういうものが計画をされておると聞く。私は、これは国定教科書をねらつての行動であると感ずるのですが、そういうことをあなたの方はお感じになりませんか。証人に参考にとつておきたいと思ひます。

○佐藤証人 新日本教育協会とかフリー・アジア協会とか、そういう団体があることにつきましては承知いたしております。それから、文部省の人事とも、特に特定の某会社が、フリー・アジアとは別個でございますが、新日本教育協会の理事あるいは重要メンバーになつておつたという事実も承知しております。ただし、このことは日本教職員組合にいろいろ某会社から申し入れ等もありました。実際はないんだから承知してくれ、こういうふうなことがありましたが、わざわざ社長と二人の方が日教組の本部に参りまして私

たちに陳述しました結論によりますと、実は三十万以内の金については社長決裁でないで、何回出されたか知りませんが、社長の知つてゐる範囲では何回も出してはいません。こういうことを申し述べられ、さらに、某編集部長がその理事をやつていてということについても申し述べられまして、そして、ただしこれは、やはり日教組の方々の意向によりまして、国民的な非難の的になつてゐるから、間違ひであつたと思ひます。こういうふうな陳述され行われたという事実がごく最近ありましたというところだけを御報告できるわけでありまして、それから、もう一つ、根本的にどう考えるかという問題でございますが、これはもはや常識になつております。通里、池田・ロバートソン会議におけるところの「会談におけるところの会談当事者は日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意した。日本政府は教育および広報によつて日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである。」というふうな朝日新聞においても報道されましたが、こういうふうなことがありましたから、今日の教育政策に対するものもその制約や再検討というふうな運動が、公然とさまざまな政党においても取り上げられてゐるのではないかと、このように感じるところでございます。

で、採択について、現場教職員全部が、自分たちの教育に対する現場の体験を通しての希望というものによつて、それぞれ採択権を持つようにするのが望ましい、と言われたのです。が、その希望は別として、現在あなた、採択権というものは法的にいづれにあるとお考えでございますか。

○佐藤証人 採択権というものは採択される手だてを含めての権限規定でございます。今日法律においては教育委員会が持つております。

○山田委員 現状から見て、採択権は教育委員会が法的に、臨時規則ですけれども持つてゐることはあなたのおっしゃる通りですが、実際においては採択の実情はどうなつておるか、御承知ならば御証言願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 具体的な資料は「日本の教育」の第四集に抄録されてありますので、これはここでは朗読することを省略いたします。申し上げますと、午前中も若干述べましたが、採択権というものの解釈がまちまちであつて、つまり、手続方式というものを含めて採択権が成り立つのに、その手続というものを省略して、教育委員会が頭からこれをきめるのだ、採択権があるのだ、こういう解釈が行われてゐるといふ実情が相当でございます。ただし、これを私どもは文部省に過般来何度も尋ねますが、文部省においては、緒方さん自身も申されてゐる通り、そういうものではなくて、現場教師の教育計画によつて、その上で選んで、それを教育委員会が許可をするというのが建前であるという解釈の徹底について努力されておりますが、その徹底が府県

○山田委員 証人は、先ほどの証言

○高木委員長代理 山中貞則君。

○山中委員 証人は、先ほどの証言

○佐藤証人 証人は、先ほどの証言

教育委員会まではまあ行ったとしましても、数多い地方教育委員会にまで趣旨の徹底ができていないために、起っている現象があるということが一つであります。もう一つは、そういう解釈のあいまいさを逆用して、事前統一採択というものを、福島県などでも反対を押し切つてやられたのであります。そういうことが解釈の不統一というところに隠れて公然と行われている。そして、現場の教師や良識ある人々が、それは違法じゃないか、間違いないかと言いましても、いや、その解釈については幅があつて、教育委員会としては衆議院決定してこうなんだから、教育委員会の権能としていいのである、こういうことでこれを強行している。こういう事実がたくさんあるわけです。そういうのが現状であるというふうに申さざるを得ません。

○山中委員 あなたのおっしゃることは、私少しくわからぬのですが、たくさんはないんです。あなたが抱つておられるのは、福島県の教育委員会が展示会前に採択を發表したという顯著な例があつたので、それを指摘されたと思うのですが、現状から考えると、それは逆であつて、あなたは先ほど、直接現場の先生方が売込み競争等の犠牲者となつて間違ひを起したことは自分では知らないとおっしゃるのですが、知られないはずはない。新聞その他にも出ていますのであります。そこだけあなたが目を閉じておられたわけはないのであります。具体的に検査庁において調査を受け、あるいは法的な処罰を受けたところさえも例が幾つもございます。従つて、あなたが抱つておられるような、そして私どもが肯定するよ

うな、法的にはなはだあいまいではあるけれども採択権が明瞭にあると思われる教育委員会が自主的に決定ができては、あなたに主張される現場の先生方あるいは現場の先生方の代表である校長等の手においてはほとんど九九%の採択の権利が握られていてということ、教科書会社は売り込むのですから、商売人だから一番よく知つており、そういう結果が生まれている。これによつて採択の実情は明瞭に立証されると私は思うのですが、もう一度お答えを願います。

○佐藤証人 私自身福島出身でありますから、福島県の実例は一番よくわかつておられますので、一つの例に出しましたが、報告書によりますと、県教育委員会においてそういうもうまいなことをやるところは、そうはないのです。ところが、私申し上げましたのは、数多くある地方教育委員会の中に、今度はおれたちがおれの村の学校の教科書についての採択権があるのだから、こういうことで、その採択ルールや何かを参考にすることを省略して、押しつける傾向があるという報告がたくさん出ておりますので、その点を申し上げたということです。その点の誤解だけは解いていただきたいと思うのであります。

○山中委員 先ほど、あなたは、現場の先生方が教科書の編著に携わられることは、いけないことではなくて望ましいことだということを繰り返して、しかも、何べんお聞きになつても同じことを私は答えます、こう言われたのです。あなたの見解は、いわゆる証言を求め人の尋問が、ただ聞くというこ

とであなたの証言を求めたので、そういうふうになつたのですが、私はこれはいけないと思うのです。そういうことであつてはならないことだと思ひます。以下その理由を申し上げます。

なぜいけないかという、先生方は、半面において、今おっしゃるような、なるほど教科書を編著するには最もよい体験をお持ちでございまして、また、それらの意見といふものは、何らかの形において教科書に反映することが当然のことです。しかしながら、それらの人々は、半面において、あなたもまた全面的に否定はできなかつたように、採択の権利を持つていてわけですから、そうすると、教科書といふものは、義務教育の最も重要な、神聖なものとして、しかもこれはあくまで公平に完全供給が行われなければなりません。従つて、幾ら出版社が多くとも、どれだけ多数の教科書の種類があるろうとも、それはあくまでも一般の商業の理念を離れて公正にそして完全に供給するということに重点が置かれなければならぬのですが、自分が編著に携つた立場の本でありますならば、だれだつてその本を採択して使わせたいと思うのが、これは教育の情熱から考へて当然でありましょう。従つて、編著ばかりでなく、あなたは先ほど学生協についても同様の肯定する立場をとられたのですが、学生協が公取から警告を受けたということは、供給事務に携わるものがいわゆる採択権を裏づけとして持つような機構はよろしくない、こういうことで警告を發し、文部次官通達においてもそのような点を指摘をいたしているのがその真相な

んです。すると、私どもの考えるのは、現場の先生方が教科書の編著に直接携わることは、望ましいことではなくして、実際には完全供給という公正な採択というものを妨げる一番大きな原因になる、こういうことを私どもは考へるわけです。例をあげるならば、北海道国語教育連盟ですか、何かそういう先生方のグループがございます。その人々が、某出版者と契約して、ローカル色豊かな教育をしようといふので、北海道の特殊事情に立脚した教科書を作つておられますが、しかしながら、その反面どういふことが行われているかといふと、その教科書の印刷等をもらうことによつて、それらの人々は、自分たちの出版しております印刷物その他を通じて、ほとんどすべての教科書会社についてポイントをとりましたして、国語教育については自分たちが編著に参画したところの某会社のもののみを推薦いたしております。また、その推薦のパンフレットの中に広告的な扱いをしております。ワークブック、テストブック等を各学校の先生方に決定版という言葉をもつて推奨いたしておりますけれども、それは全部その会社の出版物であります。現実にかような事実が出ておりますし、また、私が先ほど述べましたように、もしあなたの言う通り望ましいことであるならば、公正取引委員会の警告、また文部次官通達で、われわれは了承する通達であつても、あなた方にとつてはそれはいけないことだといふふうにならぬのは受け取らなければならぬのですが、そういうことは望ましいのではなくて、いけないのだという私の断定に対して、証人はいかよう

にお考へてございましょうか。

○佐藤証人 教員組合というものは権利を主張したり要求をしたりする団体自身が、公教育の教科書を編著、出版する、こういうような状態について、私はそういう筋ではないといふことは認めますし、その態度は正しいわけでは、ただ、どんな出版社の教科書を見ましても、著名な方々が顧問になつてみたり、監修人になつてみたり、あるいは執筆、編集等になつておられますけれども、しかし、相当数は現場の教師に原稿依頼が行われていて、それが編著者によつて取捨選択されていくという事実があることを私どもは聞き及んでおるわけです。それは別に教科書の執筆といふものは現場の実践を抜きにしては書き得ないことと、それから、そういう教材そのものは価値が現場の教育に結びつかないればならないのだということが実証されていくといふことを実は思つておるわけです。ただし、著しい弊害が起るような、つまり独占体のようなものが公然と行われているような、そういう団体の活動は許されませんし、そういうことは、世論においても、それから良心的な教師の批判活動においても、事実上淘汰されていくものと私どもは考へておるわけでありまして。従つて、私の望ましいと申し上げましたのは、現場の教育の実践経験のある人々が執筆にタッチするといふことを抜きにして教科書が作成されませんし、そういうことであるからと検定機関といふものがあつて、そこでさらに比較検討されるだけの素材が提供されるという建前であるので、その趣旨から言つて、私は、望ましいといふことは可能で

あるし、決してそういう弊害を起すようなものとして私は申し上げたのではないのでございます。弊害がありますような点、私の不明の点につきましては、遺憾なことであると存じます。

○山中委員 検定制度については、あなたは実情を御承知でしょう。教科書を編集して検定に出しますと、よほどの欠点がない限り、ほとんどが通ってしまうのです。従って、検定制度を経過してくるのであるから採択に携わる人々が編著に参加をしてもいいという結論はどうしても出てこないと思う。

私どもは、教科書は、現行検定制度を前提として考えられるならば、少くとも編著と供給の面、あるいは編著と採択の面、あるいは供給と採択の面、これは明らかに分離することが必要である、少くとも日本の将来を決定する重大なる教育、しかもまた教師の考え方がいかによっては赤にも黒にも染まり得る純真な気持を持った生徒に対する教育という特殊な立場から考えて、あくまでも断ち切らなければならぬ、かような主張を持っておるわけでございます。

それで、次に参りますが、先ほど、あなたは、ワークブック、夏休み帳、冬休み帳がいわゆる県単位ごとの教組において大体編著されて生徒に配られておる、そういう副読本が実費販売をとっておるので、若干の利潤があったとしても、それは貧困家庭等に無償で配付するその補償をする程度のもので、こういうことを言われた。実際に私どもがあつちこちの実例を調べてみますと、たとえば東京で配付いたしました「夏休みの友」ですか、これはどこの会社に見せましても大体九円く

らいでできると言っておるのですが、実際には生徒には十八円で渡っておる。あるいはまた、北海道等においては、普通の教科書会社が出しておるものよりも十円ほど高い三十円で出されておる。こういうことは、私どもとしては、日教組が各県ごとに生徒のために努力されて出される出版物の定価としては、不当利潤は全くないとおっしゃるような内容とは少しく背反するものでないか、こう考えるわけですが、その点、証人はどうお考えでしょうか。

○佐藤証人 私の申し上げましたことは、私の知っている範囲では、東北の各県や日教組の教育文化活動について報告されておる現状について所見した範囲でございまして、その点について申し上げたわけでありまして、例に出されまして東京の場合でありまして、実は詳細な計算書があるのでございまして、それによりまして、決してそういうものではないのが実情のようでございます。大体二十九年は厳密に計算して十六円九十六銭の実費がかかったものを十八円で配付をした、三十年度、つまり今年度は十七円八十三銭のものを十八円で配付しておる、こういうことでございまして、しかも、市販の場合ですと、三十二ページをもち二十五ページのものが売られておるのに、四十八ページで十八円ということでありまして、その点は、決して暴利どころじゃなくして、献身的な活動によつて流されるものであるということが明らかにされているような現状でございます。そういう資料に基きまして私は申し上げました。

○山中委員 あなたの資料について、私は持つておりませんから、御信用申し上げます。ただ、普通の会社が教科書を流すとして、あるいはワークブックでもそうですが、教科書の正当なる中間利潤というものが一六%見込まれておるわけですが、ところが、先生方の教組でやられると、少くとも一六%は全然不要なんです。特約所やあるいは取次店といった供給所といつものはいくらに安くしなければならぬ。一般の教科書会社の教科書あるいはワークブック等においては、大体利潤が四五%ほどあるのが通例だそうでありまして、そういうものから考えると、私は、貧困家庭に無償で配付する分を補うに足る程度の利潤ではどうしてもないと思ふ。しかし、時間がありま

せんので、次に進みます。先ほど日教組の採択基準についていろいろございしましたが、あなたの方では社会と職業と家庭と算数とおっしゃったのです。理科はありますか。

○佐藤証人 失礼いたしました。理科はついて抜けておりましたら、それを追加いたします。

○山中委員 あなたの先ほどの証言を聞いておりますと、いわゆる採択基準というものを本年度初めて作られたようですが、配られたのは採択の参考にとつたらいい、こういうふうにおっしゃった。そうすると、私も、あなたの方の立場に立つて肯定するならば、あなたの方の教科書の全分野において、あなたの方の出されてしかるべきだと考へる。しかるに、なぜあなたが先ほど言われた限定された教科目のみに、そういうような採択基準をお流しになつたのか、何らかの理由があるのか、ほかのものはこれを取り残された理由

があるのか、御説明願いたい。

○佐藤証人 先ほどの報告でその点の説明が省略されてしまつたので、失礼しましたが、すべての教科にわたつてそういう研究をする建前で各県の研究も現場において行われておりますが、私どもの手元に的確に資料として出されまして、以上出しましたものだけであつたわけでありまして、その他のものにつきましては、さらに現場の実践報告等があつた上でなければ、私どもとして研究して成案するということには責任を持てませんので、そういう意味合いで、今年度はこれだけ切

りできなかったわけでありまして、その他の教科目については、各現場の教師によつてこなされている実情に期待を置いているという状態に尽きているのが現状であります。

○山中委員 ただいまの証言については、私は少しおかしいと思ふ。しかしながら、あなたの方がそういう現状しかできなかったとおっしゃいますれば、それはやむを得ないまい。しかし、常識として、こういう教科書採択基準をお示しになるならば、全科目にやらなければならない、私は意味をなさないと思ふのです。あなたの方のその流された趣旨に合わないと思ふ。従つて、私は私なりに、なぜこの教科目のみに限つて出されたかということについて、立場が違ひますから、勝手な解釈をしてみたのですが、私の見るところ、あなたの方の最も重点を置いておられるものは社会科だと断定せざるを得ない結論になつてくるのですが、この社会科というものをあなたの方は重点に取り上げられて考へておられるが、たまたま、この採択基準については、社会科を盛

り上げて重点に置いた形では、他の科目を流した。従つて、取り残された国語とかその他の科目は、これは取り残されたのではなくて、まあつけ足しにするときにその点はもうよからうというので取り残されたものと私は考へるのです。もちろん証人は別な見解がありましよう。しかし、私があなたの方のこの採択基準について調べてみた場合に、私どもから考へて、教育が最も中正でなければならない、あらゆる立場にとらわれなければならない、最も疑問の多い点が社会科にある。従つて、社会科の教科書というものを重点に私はいろいろ調べたのですが、中の顯著な例を二、三あげてみますと、これは現に文部省検定済で採択されておる中学の社会科の第三学年用であります。たとえば太平洋戦争の説明の前書きがこういうふう

に書いてございまして、「日本の軍国主義はますます勢いを得ていった。強大な軍隊を背後にもつ陸海軍の指導者や、それと結びつく財界や官僚たちが、国の政治を思うままに動かすようになり、重い税金に苦しむ国民の不平をそらすために、戦争をはめたたえ、外国の侵略に備えるためと称して軍備の必要を説き歩いた。そのうえ政府は、国民の平和思想の発表や政治の批判を封ずるために、警察だけでは足りなくて、憲兵までも使つてだんあつた。こうして日露戦争に続く第一次世界大戦、山東出兵、満州事変、上海事変、中日戦争、――これは日本と支那の戦争だと思ひますが、日本の教科書に中国を先に書いてあります。大体普通の常識では、日本と中国というならば日中と言ふのが普通ですが、ここでは中日戦

り上げて重点に置いた形では、他の科目を流した。従つて、取り残された国語とかその他の科目は、これは取り残されたのではなくて、まあつけ足しにするときにその点はもうよからうというので取り残されたものと私は考へるのです。もちろん証人は別な見解がありましよう。しかし、私があなたの方のこの採択基準について調べてみた場合に、私どもから考へて、教育が最も中正でなければならない、あらゆる立場にとらわれなければならない、最も疑問の多い点が社会科にある。従つて、社会科の教科書というものを重点に私はいろいろ調べたのですが、中の顯著な例を二、三あげてみますと、これは現に文部省検定済で採択されておる中学の社会科の第三学年用であります。たとえば太平洋戦争の説明の前書きがこういうふう

に書いてございまして、「日本の軍国主義はますます勢いを得ていった。強大な軍隊を背後にもつ陸海軍の指導者や、それと結びつく財界や官僚たちが、国の政治を思うままに動かすようになり、重い税金に苦しむ国民の不平をそらすために、戦争をはめたたえ、外国の侵略に備えるためと称して軍備の必要を説き歩いた。そのうえ政府は、国民の平和思想の発表や政治の批判を封ずるために、警察だけでは足りなくて、憲兵までも使つてだんあつた。こうして日露戦争に続く第一次世界大戦、山東出兵、満州事変、上海事変、中日戦争、――これは日本と支那の戦争だと思ひますが、日本の教科書に中国を先に書いてあります。大体普通の常識では、日本と中国というならば日中と言ふのが普通ですが、ここでは中日戦

争としてあります。それから、太平洋戦争と次から次へとともなく戦争を続け、とうとう一九四五年の大敗北となった。これは中学のやつです。それから、小学校の「あかるい社会」六年の上です。それに日露戦争の話が出ておりますが、「だから、中国の領土へせめこむのは、日本もロシアもおなじことなのに、日本国民の多くは、これは正しい戦争だと思つて、戦いつづけてきた。しかし、国民のなかには、戦争に強く反対する人たちもいました。」——ここで堺利彦とか幸徳秋水等が書いてあります。それから、この日露戦争の結末はどうだったかということでは「戦いは、陸も海も、日本の勝利におわりましたが、そのときは、日本には、もう戦う力がなくなっていました。そこでアメリカのとりなしで、講和条約をむすびました。その条約で、日本は樺太（いまのソビエトのサハリン）の南半分をロシアから手に入れました。」この史実などはそれぞれ解釈はございましょう。私ももととしては、こういうふうな解釈が国民の最も中立的な解釈だとは思いません。たとえば、常識から考えましても「樺太（いまのソビエトのサハリン）」といつておられますが、南樺太の所屬というものは、国際法上まだ教科書でしか生徒に「ソビエトのサハリン」といつてカッとして教えるほど確固たるものではないのです。私はここでは二、三の例を述べただけですが、まだあちこちございます。たとえば蒙古来、蒙古が日本に攻めてきたというのは、これは常識でみんな知っている歴史の大きな事件でございしますが、その蒙古の攻めたことをどういうふうな印象づけようとして

ているかという、中国が攻めたのではない、蒙古が攻めたのである、こう書いてあります。「蒙古は、らんぼうに、中国や朝鮮をたたがえたので、中国や朝鮮の多くの人々にうらまれていました。日本にせめてきたときの船も、中国や朝鮮の人たちからむりにとりあげたり、その人々に、むりにつけたりせたりしたものでした。日本が蒙古軍をおいはらったことを聞いて、中国や朝鮮の人々も、勇気をふるいおこしました。蒙古は第三回めの日本の攻撃をくわだてていましたが、中国の農民たちは反乱をおこして、それをじゃました。そして、蒙古が、日本へせめていくことをあきらめたのがわかつたとき、中国の人々は、たいそうよろこびました。」なるほどそういうこともありましようが、しかし、今までの歴史の概念から言つて、蒙古というのは中国大陸を征服した国なんです。従つて、今日の中国の、その当時の国名の蒙古が攻めてきて、しかもまたその船の指揮者が中国人の范文虎とか、いろいろあります。そういう者であつたことも常識です。そうすると、蒙古という国が攻めてきたことの解釈が、どうも中国が蒙古から無理やりに連れてこられたのだ、こういうふうな記事が生徒の教科書として出ているわけです。この内容がよい悪いといふことを論議する前に、このようないい悪いの論議、どちらが正しいかの論議は非常にかまびすしいことなんです。従つて、生徒に教科書の活字を通じて教育すべき教育の仕方として、このようないい悪いの論議は、私はちつとも正しいことではないと思ふ。むしろ、純白な青少年、児童

というものを教育する上には非常に慎しまなければならぬ態度だと考へるわけでありまして、ところが、このようないい悪いの論議が、あなたの方の教科書の採択基準の社会科の部の明細なる項目その他によりまして、明らかにこれに合致しています。私も、明らかにこれに合致しています。事実を取り上げて説明すれば、こういう言葉になり、こういう事実の述べ方になる、これは直結したものである。感じが持たないわけでありまして、しかも、先ほどあなたの方は、この採択基準を作つて流した目的はただ採択の参考にする、こう言われたのです。が、しかしながら、私も考へるところでは、今年から始められたということとは、文部省の検定基準その他に日教組としてあるべきものを持つておる、あるいは日教組としては文部省が反動化しつつあるということ考へておる、従つて、自分たちの教育の擁護者としてあるいは実践者としての立場から、これに対抗するための意味で流したものとわれわれは受け取らざるを得ないのです。そうして、あなたの方のこういうものに対して、教科書出版会社といふものは非常に敏感である。何となれば、日教組といへば全国的な先生たちの集団である。全国の先生方といへば、実際に一冊々々の本を採択する権利を持つて、教科書会社の生命を左右することのできる人たちがその構成分子でありますから、日教組はこゝろはこういう方針で教科書を選採するといふことがわかつたならば、教科書会社といふものは商売人ですから、社運を賭してその方向に教科書を合致せしめるのが当然のことだと考へるのであります。従つて、このようないい悪い

私どもとしては、むしろ、あなたが述べられた方自体が逸脱する傾向を現実にあなたの方自身で脱する傾向を現実の形作りつつあるのではないかと考へるものでして、その点心配ではない。いわゆる宗教に片寄り、あるいは思想に片寄り、あるいは特定の政見に片寄つた教育をしてはならないといふ点から、私どもはかように実際に批判をする。先ほどは同僚の山田君が質問いたしましたが、左派の立場において、自分は全然差しかないといふ考へるばかりでなく、逆にどうしてやってもいいといふことを言つておるのです。そこに論議の分れるところがあります。そうすると、結果的に言つては、どれが正しいといふ国民の世論の判定といふものがない以上は、そういうものを教科書の中に載せるのは、教育の中正の上から、しかも義務教育の本旨から、私はどうかと思ひます。また、児童がこれを自分たちの教育の材料としての明瞭に消化できるものでなければならぬといふ範囲を超えておると思ひますが、この点はいかがでしよう。

○佐藤証人 私にただされますと根拠に、その評価基準がどういふものと合致するようないふもの、そういうものを予想した上でやつたのではないかと、この点を含めての御質問であります。お答え申し上げます。先ほど申し上げた通りでございます。私も相当地の教科書を個別に當ててみましたけれども、一律に、これは片寄つておる、これは片寄つていないという判断のつくようなものは、そう簡単に出来るでせう。ただいま例証されましたような内容等も、全体を精細に私なりの学識経験で読みますと、全部を評價いたしますと、そういうふうな解釈に、それだけを規制するためにやつておるというふうな向きでもないようございしますし、また、私どもの特にこの結論的に申し上げたいことは、教科書の内容そのものといふことに片手落ちがあつてはならないといふことだけが私どもの特に何度も申し上げる点なのでございします。従つて、そういうふうに見てみますと、教科書の内容にまだ研究の余地があると思ふのです。それから、まだまだ現場教師の批判もおとなしいと思ふのです。黙つておると思ふのです。そういう意味では、よくよくこういう問題が如上に上つて研究批判といふものが活発化する段階でありますので、今後いろいろ懸念される問題は解決される時期が近づいておるというように私どもは考へるわけ

をそんな角度から問題にするということではないのが現状であるということ、長野研究集会等を見ても、それからさまざまな研究会におけるところの教科書の内容の検討会においても実証されておりますから、そういう点については、努めて機会を見ましては直接参加する機会等をお持ち下さいまして、誤解がありましたらそれをお解き願いたいのが私どもの念願なのであります。

○高木委員長代理 山中君に申し上げます。申し合せの時間が経過しておりますから、簡略にお願いいたします。

○山中委員 教研大会のお話が出ましたが、私も、今あなたのおっしゃるように、直接の共産党の教育部門に対する侵略に対してあなた方が努力をしておられることは認めます。しかしながら、その努力をしておられることを認めるにしても、その共産党の意図する侵略、教育分野の支配というものが、現実には徐々に芽をふきつつあるというところに、どうしても看過できないものがある。というのは、私は、先生方が共産党員であれ、あるいはまた先生方の集団である日教組あるいはその他の団体が何であれ、かまいません。しかし、教壇に立った場合には、五十名の児童を預かろうと三十名の児童を預かろうと、それはあくまでも公正な立場でなければならぬ。ところが、実際に教育の技術、方法、考え方のものは、教育の技術、方法、考え方の題材にする教科書の中にすでに忍び込まずとる気配が濃厚になつてきているのを、私どもは非常に憂えるのであります。私はここに共産党に対するところの機関である公安調査庁の

資料を持ってきておりますが、内容について詳しく述べるとは時間がありませんので差し控えますが、長野あるいはその前の高知ですが、それらの教研大会等において、いかに日教組のこの教研大会に対する集団攻撃が重点的に行われたか、しかもまた、あなたの方の教研大会を自分たちがイニシアチブ、ヘゲモニーを握るに至るまでどのような努力を大会に集中しておったかということ、具体的に何月何日何時より何時までという人々が集まったかということ、日教組の中にある全国グループ会議というふうなものも持たれておりますし、また共産党のそのような会合に対して、あなたの方日教組講師団の教研大会に出席された人々がここに一ぱい入っておられますが、それらの人々のうち、そのグループ会議に出席をされて、しかも指導的な役割を果しておられる方もおられます。しかも、それらの人々のうちには、単にあなたの方の日教組の講師団の一人であるばかりではなく、教科書の編著に明瞭にタッチしておられる人々がおられるわけでありまして、しかもその中には明瞭に届出の共産党員もおられます。私どもとしてはそう思っているわけですから、たとえば国分一太郎、福島要一という人、こういう人は届出党員であります。その他にシンパサイザーもおられますし、いろいろとそういう人々が、あなたの方の教研大会を目ざして、共産党が重点を置いたそのグループ組織会合に出席をせられて指導的な役割を果しておられる。はたせるかな、あなたの方としてはこれに対して努力されたことも、ここには明瞭にしるされて

いるが、現実においてそれらの人々は着々と一歩ずつ地歩を固めてきつてあります。共産党の機関誌「前衛」において、長野教研大会の成功は全くわれらのバック・アップしたものであつて、新しい労働運動がここから始まつてきたのだというところを高くに謳歌しております。もちろん、大西君も立って、共産党がどう言われようと日教組の主体性に関係のあるものではないと言われました。もちろんその通りであります。しかし、それがだんだん食い込んでいくことは、私どもとしては日本の教育を考える上において無視できない。しかも、その「前衛」に取り上げられる前に、あなたの方日教組の中に集つていられる全国グループ会議、会議というのですが、その会議の出す「教育情報」という本がこれは全国の先生方にばらまかれておりますが、共産党の「前衛」が全面的に謳歌をする前に、手放しで自分たちの勝利であると言っている。ことに、第八分科会等におきまして執行部の方針を全面的にわれわれがひっくり返して、これをわれわれの方針通りに持つていったことは明らかでわれわれの党の勝利であるといつて謳歌して、それを受けて共産党の機関誌「前衛」が取り上げたのがその真相であります。これを考えますとき、今は表面に共産党が教科書を通じて現場の先生方の実際の教育を通じて支配するといふ態勢が現実的に現われてこないからといって、このような動きを黙視するに、教育といふものに關する限り事あまりにも重大である。従つて、私は、あなたの方の日教組の内部に、共産党のそういうフラク活動が教育支配

という野望を秘めて行われているというところを非常に心配するものです。あなたの方は日教組の講師団といふものがかかえていて、その中には共産党のシンパもありました、届出党員もいる。教研大会の会合の日に、時を同じうして開催される共産党の細胞会議にも出ていかれる、こういう人を依然としてかかえておられる。日教組は、表面においては、迷惑であるから今後共産党はお断りする、日本の教育を守る立場上峻拒すると言われたそうでありまして、そうでなければならぬとわれわれも考えるが、現実にはあなたの方と直接間接のつながりをこのように持たせておられますから、私どもはこれを手証人の最も良心的な答弁を願いたと思います。

○佐藤証人 お尋ねの素材として提供されました諸内容につきまして、私自身はその詳細に接しておりませんから、その点だけは前もってあらかじめ申し上げておきます。

おただしになりますように、共産党というふうな政党的活動が国民の生活諸領域または文化的な教育領域に浸透工作されるということについて、どうか、こういう端のお尋ねではなにかと私はとりました。これは、私どもは明らかに申し上げますが、反共のための文化活動とか、反共のための組合運動とか、こういうふうな規定づけはいたしておりません。これは事実でございまして。それは、憲法に規定されております通り、言論、思想、信条、すべての学問の自由や、こういうものの拘束というものは、もちろん、日本教職員組合といふこの学問や文化や人間の成長、命を最も大事とする諸営みの上において、綱領や政策に出すということとは絶対に避けなければならぬものであるといふことを確信しているからでございます。ただし、先ほども証言申し上げました通り、日教組としては、政党という一つの政治権力を行便する、そういう目的のために結成された団体が、現場の教育活動のためにその政策を計画的にグループ会議やフラク会議といふものによって持ち込まれることについては、これはいけないことなので、そういうことは絶対に避けなくてはならぬということ、避けるための努力を継続してきております。これは一共産党に限らないわけですが、自由党にせよ、民主党にせよ、社会党にせよ、党として文教政策を考へてそれを現場の教師の研究集会に持ち込むといふことであるならば、これは平等に峻拒するといふ立場に立つておるわけです。

それから、もう一つ、結論的なことになりまして、日本教職員組合というものが、そういう国民の生活権を平等に持っている人々の諸営みにおいて、特定のものを排除するために君らの努力が足らぬのじゃないかと幾らおしかりを受けても、そういうことが日本教職員組合の文化活動だけにおいて可能なものではないし、そういうことは事実上なすべきことではないし、なぜないことなのであります。そういう経緯といふものについては、お尋ねになられました趣旨からも十分明らかなことと私は存じておるわけでありまして、日本教職員組合や私自身としましては、現場の学校単位の研究が自主的に結ばれて、しかも、特別の研究家や

特別の団体に所属している人たちの研究ではなくて、平凡にじみに子供たちと一緒に生きていくための努力を精一ちの研究運動になるための努力を精一ぱいやって、それが長野の集會等でもようやく評価されましたし、本年もそのためのあらゆる努力をしてこの営みをやっていく事実から、その方向に對する期待と御協力を願ひして、国民のものになりたいという所存であることだけは明らかにしておきます。

○山中委員 これで最後にいたしますが、念のために御注意申し上げておきますけれども、あなたの方には資料がないとおっしゃいますが、明らかにこれにはあなたの方の講師団の人々の名前も載っております。また、現在においては、全国教育統一懇談会あるいは日教組の統一委員会等の名前によつて、大体これはあなたも御承知でしょうが、岩間正男氏の系統だということになつておるようであります。そういうものが教育を支配するという意圖を持つておることは事実でありますので、こういうものが表面の現象として現れないような努力は、あなたの方に課せられた最高の責任だということを私は指摘しておきたいと思ひます。

それから、誤まりをもう一つ申し上げておきますが、先ほど、あなたは、大連文部大臣を日教組の大会にお招きしたが来られなかったとおっしゃいましたが、これは逆であつて、大連さんが出席させてくれと申し込まれたのを、日教組がお断りすると言つて、大連さんが行けなかつたのが真相でありますから、お間違ひのないようにしていただきたいと思います。

のであります。全国に行監の調査に即応する指令を出したことはないとおっしゃいました。だが、それがはっきりしておりますのは、福島県においては、福島県の教職員組合の中央執行委員長長野忠夫君の名義によりまして、各学校長に文書が送附されております。それは行監の調査というものを不当に歪曲いたしておる。御承知のように、行監は過程において論議はございしますが、社会党も自由党もおりませんが、いゆる保守も革新もいづれも教科書問題をやることについて意見が大体において一致して初めてこの問題を議題にするわけでありまして、このような意味から、私が読み上げるような誤解をあなたの方の下部の組織が持つて、しかも組織的にこれを拒否する態度をとられたというところは、私は非常に遺憾なことだと思ひます。読みますと、教科書問題については現在のところ、文部官僚、民主黨議員、又はかつての教務局グループが、教育界支配の野望をもつて、極めて悪質な策動をしていくが、教育の民主化と民主的採択を熱望する大衆の抵抗により阻まれておることから、これを一挙に粉碎し、国定にもつていこうとする意圖をもつて最近急速な運動を進めて来ている。

この度、教科書問題について衆院行政監察特別委員会がこれをとりあげ、各学校毎に調査を開始するに至つたことは重大なものである。それは教科書の採択・販売・供給等にまつわる不正を摘発することによつて1 教科書会社の整理をする。  
2 教育界そのものに対する不信をもたす。

3 教科書国定化への道を拓こうとする。  
4 教科書問題に世論をそらしていつる間に教育内容改訂を強行しようとする。

等のごことが考えられる。しかもこのことによつて、特定の教科書会社、特定少数の人達の利益を合理的につくりあげようとする意圖が働いておることを見逃すことができない。

教科書会社は、今日の教育費削減や教師生活の不安に便乗し、教育振興に名をかりて、不正取引、贈収賄等、数々悪質な行為を行つて来た。しかるに行行政監察特別委員会が右のような狙いをもつて調査、摘発に及ぶや、直ちに自社の防衛体制を固めるあまり、学校、教師及び教研団体にまで責任をなすりつけようとして来ていることを重大視しなければならぬ。

本県においては、他県に類を見ない「県教委による枠づけ採択」の事実が行われて来たことについて、行監特別委員会からは、特段の関心がもたれているという情勢が十分にうかがわれる。

われわれは、すくなくとも本県における学校、現場には、かかる不正が行われていることは、ないと確信するものであるが、何等かの事象を故意に拡大して取上げられる恐れもなしとしないうで、教育委員会に対し、事の真相と経過を伝え、善処方を要請して来た。その結果は六月十六日出張所會議議通告として各職場に発せられたものである。われわれは国定の復活をあくまで阻止し、民主的な採択を実現させ、不当なる調査摘発にも対処する方針のもとに厳秘裏に調査を行うことに決定した。

校長各位は、この点を諒とせられ、別紙調査書により事実について親展書をもつて至急お知らせ願ひたい。尚、本調査は固く秘密を守るものであり決して個々に迷惑のかかるものでないことを附言する。

これがその内容でございますが、読売新聞は、その福島版におきまして、御承知の通り大きな活字でもつて、「国定復活の運動、教組衆議院調査委員に非協力指令」というようになっております。新聞の内容を読み上げることにはやめますが、ただいまのような、福島県教職員組合の中央執行委員長の名前によりまして、各学校長に、しかも行政監察委員会が教科書問題を取り上げた眞義というものを歪曲して、このようないわゆる協力してはならないとするのがごとき文書を現場の職員に配布したことに對して、われわれは、国会の権威の上から、また本委員会の権威の上から、まことに遺憾とするものでございします。あなたはたまたま福島県の出身でもありますので、私は幸いとしてお聞きをするわけでありまして、日教組としてこのようなことについてどういうようにお考えであるかまた、個人として御承知ならば、自分としては日教組としてどういう態度をとるべきであると思ひ、またとつたか、それらの点についてお話しを願ひます。

○佐藤証人 午前中も申し上げました、福島県の教職員組合がたゞいま読み上げられましたような指示といひますか通達といひますか、そういう文書を出されましてということとは、ごく最近に至りまして私自身に送付されたもので承知いたしました。ただし、その説明を伺いましたところが、行政監察委員会等を取り上げられておる問題を重視して、そうして、現場において混乱するような事実があつてはならない、たゞし、そういうものは幾ら聞いても全然隠されてしまふので、それで秘密文書としてならこの事実を資料として出してもらへるので、それを出していただくためにその文書は出されたということ、責任ある者として、私自身も福島県教職員組合の役員の一入でありますので、特にその事実を申し上げるわけでありまして、それから、もう一つは、これは行政監察特別委員会の事務の官僚の方が日教組本部の私のところにも参られました。しかも開口一番私は詰問を受けたのです。日教組は今回の行政監察に對して非協力的態度をとつたのではないかと、秘密指令を出したではないか、こういうふうになつておりましたので、私は何のことやらわからなかつたのであります。それどころではない。私自身も証人喚問に付されまして、鋭意努力をいたし、管々として資料を集めたりしておる。教科書問題の眞実についてこの際国会で国民的な立場に立つた審議検討が行われて、教科書というものがよりよくなるための手だてを講じられるというチャンスといふものを重視して、協力こそすれ、それに対して非協力的な態度をとるといふことは、日教組のすべての諸会合において一言もそういうことはなかつたのでありますし、私自身もそういう立場で参つておりますので、福島県教組がたまたまそのような文書を出されたという眞意については、私自身も尋

ねた経緯だけをここに申し上げる次第でございます。かりに国会の審議権に對する拒否的なものであるというふうな解釈されたり、そういう印象づけられるような文書の表現であつたならば、その点は遺憾なことであると私は思います。

○高木委員長代理 高津正道君。

○高津委員 今までの証人の中には、知らぬ存ぜぬというようによく言われる証人があり、いろいろわれわれは不満を持っておつたのでありますが、本日佐藤証人はきわめて忠実に、ほとんど行監にサービスし過ぎるくらいに懇切にしかも明快に答弁をされるので、私たちは非常に感謝しておるのでありますが、なお一、二の点をお伺いしたいと思ひます。

第一は、日教組は日本の保守勢力から非常に攻撃され、またねらわれておると思ふのであります。私は、日教組というものがあの組織を守つてその運動を進めていなかつたならば、日本の民主化はおくれたであらう、教育の民主化もほとんどできなかつたであらう、また教職員の人々のいわゆる労働条件はもう今日のように維持することはできなかつたであらう、こういうふうに考へておるのでありますが、佐藤証人は、これは行監委員会の全員でないことはもちろんであります、私のこのような考へに對して、どういうようにお考へでありましょうか。御意見をイエスカノーか、どちらでもいいから、ごく短かい質問ですから、簡単に御答へ願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 簡単に申し上げるために短かい記録を申し上げます。「教員組合の健全な発達もまた教師の民主的な

生活及び修養のために大切なことである。」「というところから書かれて、

「他の勢力に手段として利用されるようなことがあつてはならない。民主主義は当然政治的の発達を促すのであるが、政党の争いがはげしくなつて教師がそのための道具につかわれるようになる」と、国民全体を公平に取り扱うべき教育の仕事をめられ、また教師がそのために政党的勢力によつて動かされるおそれがある。むしろこのよう

な弊害を防ぐためにこそ、教員組合は必要なのである。すなわち、もし政党から不当のあつぱくがあつて、教育の方向がゆがめられたり、教師の身分が不安定になつたりするおそれがあつたときには、教員組合はその団結の力をもつて、教育の正しいありかたを、教師の身分の安定とを保障しなければならぬ。もとより教師といへども政治に関心をもちべきであり、かたよらぬ立場にありながら、諸政党的動きには十分の注意をはらい、事に應じ機に臨んでよいことはよいとし、わるいことはわるいとする有力な意見を述べ、政治を正しい方向に指導しなければならぬ。教員組合がこうした意味で勢力を増してゆくことが健全な発達であつて、それはただ教育者だけの幸福ではなく、国家のために大きな奉仕をすることになるのである。」という文部省が出した新教育指針の趣旨通り私は感じておりまして、ただいまの御質問の趣旨につきましては、天野元文部大臣なども言われましたように、日本教員組合がもし教育の民主化の手をゆるめたるならば、教育というものの及び民主主義というものの對するその弊害は顯著ではなかつたかという中央教育

審議会において述べられました趣旨等も、私どもは意を強くしてその趣旨通りに存じておるわけでございます。

○高津委員 日教組は、御存じのように教育二法案が通過する場合に非常に反對をされたのでありますが、その教育二法案が通過した後に現場の教師の方にどのような影響が現われておるか、その点を、今よりももっともっと短かく何か語つていただきたいと思ひます。

○佐藤証人 二つあります。その一つは、現場の教師のものを語り合うことの自由が著しく警戒的になつた、こういうことが述べられております。それから、もう一つは、従来は協力的に容認しておつた人々が、二法律の実施を契機にして、学校の教育に對して干渉が非常に激しくなつてきた、こういう事実が明らかに述べられておるのが実情でございます。

○高津委員 教科書会社の資本主義的な売り込み競争が激甚になつて、そのありさまは全くものすごいものがあるのであります。そこで、郡でも市でも町でも売り込みの競争があるのであります。そのために、大会社の社長や専務、戦争で言えば大将、中將といふ者までが、そういうところに乗りに出していつて運動しなければならぬやうになつておるのであります。そこで、今度教科書の値段が高い、種類が多い、いろいろな理由で教科書問題が取り上げられると、民編統一というやうな解決案が出て、その中の一つとして、府県単位のような大きな単位で教科書を採択して、その果ではあまり多くの教科書が採択されないやうにする、だから教科書の売り込みの勝負は県単位で

やればよいのだ、こういうやうな意見が出ておるのでありますが、もしもそのようなことになれば、個々の戦場を統一して大会戦の決戦場を幾つかにし、ばりりますから、その決戦場に臨むところの教科書の出版会社といふものは、全く大手筋だけになるのであります。これは私の見解でありまして、そうすれば、大手筋の集中化がこに現われまして、これは教科書出版界における中小の会社をぶつぶす結果になるであらう、そして、民編の現在の教科書制度といふものがこわれて国管へ移ることになり、結果として必ずやういふ方向に向くことになるであらう、このように私は考へるのであります。個人としてのあなたはどんなふうにかの現象を簡単に承わりたいと思ひます。

○佐藤証人 各県が幾つかの教科書の種類にこれを統一して、その中から現場教師が選ぶというワケづけをするという方式を実施することは、せつかく教科書の民主的なあり方や、そのための充実に努力して参つた今日までの努力の方向から見ますと、それはきわめてせつかなことであり、むしろ宣傳競争、売り込みのための激烈な場を設定するだけであつて、決定的にこれは避けらるべきものであるし、避けねばならない、こういう立場に立つております。ただ、証言を求められましたその説明の中で、中小会社が云々といふことがございましたが、日本教職員組合は、いかなる会社であらうとも、会社の存続のために教科書制度といふものが維持されなければならないといふことだけは毛頭考へておらないわけでありまして、それは、内容のよろしい、

現場教師の判断に適合した教科書を作つて、良心的にやるところは残るでしょうし、ときの指図等によつて表現されるやうな教科書は信頼を失うでしょうし、自然淘汰といふもので、あまり長い期間でなくて、短い期間にむしりいい教科書が残る、ようやくそのさざしきで起きているといふふうには判断されますので、私どもは、教科書会社の存続のために、中小企業であらうと大資本であらうと、その存続のために教科書制度を守りましようといふやうなことは毛頭考へておりません。ただし、為政者や国会等における方々の御努力によつて、倒産や失業といふものがなくて済ませるやうな状態になることは期待されますが、日本教職員組合が教科書の問題という立場から企業を守る運動などといふことをやつておるのではないといふことは明らかにしておきたいと思ひます。

○高津委員 私の言つたことの大部分に賛成で、中小企業を守るといふ見地から教科書制度を日教組は守らうといふ議論は引き出せないのだ、こういうあなたの付加された部分にも私は同意しますが、ところで、さらにお尋ねしますが、教科書の採択の場合、一つの原で一種類あるいは二種類、三種類まで、上から、よけいといった会社の分を残して、四位、五位以下は削つてしまふ、そういうやうに教科書の種類をしばるといふ案が出ておるのであります。が、しかしこの解決策といふものも、少数者がまるで無視されるではないか。デパートだけがいよいよを出すのではなくて専門店にもなかなか見られるべきものがあるのでありますから、こういう点もあるし、それからまた、そう

いうことになれば、あなたは中小企業のこととは別の場合は考えるが教科書の場合からは考えないということ、それはまさにそうでありまして、全くその場合も肉肉強食で、大手筋を助ける結果になるわけでありまして。しかも大手筋を助けるためにこういう提案をしておる者さもある場合においては、この動機、このような事情というもの、は、われわれはそこを強く認識しなければならぬと思ふのであります。だから、第一から第二、第三までしぼるといふ、こういうやり方は、どういうようにお考えでしょうか。

○佐藤証人 政策としてしぼるものを打ち出すということについては反対であります。理由は簡単でございます。大手筋というような大資本を擁する会社の教科書が全国を支配するのではなにか、こういう御指摘でございますが、それは内容が問題なのであります。内容が、現場の教師のまじめな研究の観点から判断される限りにおいて、その判断と要求にこたえないものは、いかに資本の力があるとしても、宣伝をもつてしようと、それは破滅いたしますので、そういう点については、私もその角度で教科書というものを伸ばすという立場に立つておるわけなのでございます。しぼるといふ政策については、当然独占的な力のあるところが残ることになる可能性が今のところありますので、しぼるといふことを急いではないとせんし、それを政策として出されることについては、徹底的に私も日本教職員組合も反対でございます。

○高津委員 肉肉強食、そうして大手筋がみな独占的な方面に向うということ、とは、日本のあらゆる産業にみな現われておることでありまして、この教科書出版業界にもまた、問題が起るたびごとに、それをひねくつておると、必ずそこへ帰着してしまふ。われわれはこういうことを注意せねばならない。そんなことを考えておる行政委員もおるといふことを認識してお帰りをお願いいたします。

どうも長い間御苦勞さまでした。

○高木委員長代理 神田大作君。

○神田(大)委員 だいたい証人も長時間で疲れておりますので、私は今までの証人の証言において大体了解いたしましたので、簡単にただ一点だけお尋ね申し上げます。

それは、私たちは子供のころ、天孫降臨というようなことが歴史にありまして、天照大神が降臨したというようなことを麗々しく事実としてわれわれは教えられた。そのような史実に即しないところの統一した思想のものと教科書によって教えられてきたのであります。

〔発言する者あり〕

○高木委員長代理 静粛に願います。――

○神田(大)委員 神田君、質問を続けて下さい。

○神田(大)委員 そうですね、間違った歴史を教えられてきました。しかし、現在のようないくつかの本を見ますと、私は今の子供は非常に幸福だと考えております。事実を一つ一つ教えてきておるのである、私たちは、現在のこの教科書を見まして、一つも偏向しておるというようには考えておられないのであります。証人は、この何人かの委員によって偏向教育ということを言われておりますけれども、現在の教科書が偏向しておるかどうかと

いう点につきまして、あなたの率直な意見を承わりたいと思ひます。

○佐藤証人 今日展示会に出されまして教科書をすべて網羅して長時間にわたって研究するという機会を私自身持ちませんので、私の証言は限られたものになります。一般的な見方としても、今日の教科書自身が偏向教育という――これ自身、私自身がわからない問題の定義でありまして、そういう意図や、そういう方向やそのために素材として編集されておる教科書はないと私は存じます。簡単にございまして、問題は、考え方を規制する、思想を統制する、子供たちが見て考える感じ方を統制する、こういうことが一國の教育問題である、論議する機会においてかりに論議されることになりまして、これこそが重大なことであります。いろいろな考え方の子供たちが持つので、そういうための各種各様の素材を間違ひなしに提供するという立場こそが、教科書編集の内容として一番重要なことで、私が朝から努力をして皆様の前に陳述いたしました真精神というものがそこにあることだけははつきりおくみ取りをいたしたいわけでございます。

○神田(大)委員 そうしますと、先ほど山中委員などからも指摘されましたようなことは、一つの事実を記述したのである、それを讀んだ子供がそれによってどういふような考え、思想を持つかということとは自由だ、そういうことからいいたしますと、現在発行されておる教科書は、文部省のいわゆる指導要領に基いてこれが出されてきておるのである、文部省の指導方針にのっとった教科書であつて、それが審議会といひますか、そういうものを通過

過いたしました、これが一般の市場に出されておるといふ点において、正しいものと私は考えます。それで間違ひないと思ふのですが、特に文部省の指導要領に沿つておるかどうかという点について証言をお願いしたいと思います。

○佐藤証人 簡単な事例がございまして。特に私が社会科関係について読みました範囲においては、向米一辺倒的に書いたというようない意図を読み取れるような材料はございせんが、アメリカの民主主義の発達だけや、アメリカやイギリスの二、三の自由主義国家と言われる国家だけの産業の発達や経済状態だけが克明にページをさいておつて、それが歴史や社会科の教科書でありながら、すべての領域にわたつた素材の提供の全然ない教科書というもの、二、三ございまして。ただし、それが偏向を旨として編集したものであるかどうかというような判断を私自身は持ち得ない内容であるということ、を附帯いたしたいわけですが、これは書名を言えと言われれば出すこともできます。

それから、もう一つは、指導要領及び検定基準を運用する問題は、その人によってなさいますので、そういう調査員に、執筆者でもなければ執筆もできない人を大量に頼む、しかも東京在住の人を頼むというふうなことになる、きないような人が調査に当りますから、内容の学問的な検討もできなければ、全くおめでたい検討をして、笑ひものになるような意見書を出すという事実も二、三聞き及んでおるわけですが、そういうことから、実は精力をしぼって素材を盛つてやつたものに対する内容

容検討が十全に果されないうために、教科書の問題がいまだに地についたものになり得ないという事実がありますので、私もどしどしはここの点に非常に努力をいたしたわけですが、それから、指導要領そのものも、先ほど申し上げましたように、国民公開の場所において相当時間をかけて、そうしていろいろの領域の学者や実践家の意見を出し合う機会を持つて成案を得るという手だてを一つもとれないでおりますので、そういう意味合いにおいては、幾多不備がある、こういうことだけは幾つかの例証がございまして、これが現状なのでございまして。

○神田(大)委員 現在の文部省の指示しているところの指導要領があまりにこまか過ぎて、執筆者にいたしましては非常に狭められて、教科書を編さんするの非常に難しい、もう一つ自由な、もっと広範な立場において執筆されなくてはならない、それには指導要領というものの規制がこまか過ぎるという批判がありまして、証人はその点についてどうお考えになりますか。

○佐藤証人 これは、教科書の執筆や編集にタッチしました大ぜいの方々、口をそろえて提唱される事実でございますから、そういう意味合いのところ、が顯著であるということ、その事実をもつても指摘できると思ひます。

○神田(大)委員 そうすると、何人かの委員によって、その偏向教科書だといわれるものも、そういうようにこまかい規定をされました文部省の指導要領になつておるかどうかが検討され、そういうふうな狭い範囲において、苦心をされて作られたものであつて、決して偏向的な教科書ではないという

ことが証言されると思うのであります  
が、それに違ひありませんか。

○佐藤証人 数多い教科書個別に、絶  
対に偏向でなく、しかも公平で望ま  
しい、しかも児童の発達段階に即応し  
た教材の配列が行われているという証  
言のできないことをはなだ遺憾に存  
ずるのであります。それは、個別的に  
見ますればいふ不備なものが多い  
のが現状であるということだけは、実  
際の報告書によって明らかなのであ  
ります。その点だけは申し上げておき  
ます。

それから、もう一つ、御質問になり  
ました、しばしば使われております偏  
向というのに対しては、私は偏向と  
いうものを問題にする人の立場自身が  
偏向した場合に、まことにこれは  
困った事態が起るということだけ非常  
に心配しておりますので、客観的な立  
場から、子供たちの発達段階を無視し  
て子供たちに無理に押しつけるような教  
育、おとなの考えを押しつけるような  
教育、こういうものがあつてはならな  
いという意味というところであるなら  
了解できますけれども、日本教職員組合  
やあるいは私どものやり方に対して偏  
向だということをしばしば安易にお使  
いなさいますけれども、それは実に私  
どもとしてはわかり得ないことなので  
ありまして、立法院の皆様方において、  
そういうことについては私どもの十分  
納得できるようなものにしていただ  
きたいと思つております。

○高木委員長代理 証人に申し上げま  
すが、健康状態はどうですか。もし健  
康状態が耐えられないようなものでは  
らば、皆と諮つて延期をしようかと考  
えますが、どうですか。

○佐藤証人 私は、ただいまのような  
御質問に対してならば、十分にお答え  
が継続できますから、無制限に夜半に  
及ぶということではなければ、可能で  
ございます。

○高木委員長代理 佐々木秀世君。

○佐々木(秀)委員 長時間にわた  
り証言をいただいておりますので、お疲  
れであろうと思つておられますので、私  
の質問に對しましては要點だけをお答  
え願ひたいと思つております。

「高木委員長代理退席、山中委員長  
代理着席」

あなたの御証言によりますと、われ  
われも同感でございますが、教育は公  
正でなければならぬというところは異  
論のないところであります。そのため  
に、本を作るにいたしまして、また  
それを検定するにいたしまして、採  
択にいたしまして、公平に行わな  
ければならぬわけでありまして、そこ  
で、日教組といたしまして、各方面の学  
者の方々と御相談なさつて、いわゆる  
講師団というものでございまして、そ  
れらの方々にいろいろ諸問なさいま  
すというところもこれはけっこうなこと  
と私は思ひます。ただ、その場合にお  
きまして、その学者の方々を選定した  
しに当りまして、その選定され  
る人がほんとうに公正、妥当な人であ  
り、しかも知識の深い人であり、しか  
も利害や何か全然関係してないとい  
う立場の方々をお選定なさることが  
当然だと私は考えますが、先ほど御証  
言をいただきましたあなたの方の選定  
された講師団の中に、何か各会社に関  
係しているとか何とかいふことを承  
わつたことがありますがどうか、そう  
いう点からまずお答えを願ひたいと存  
じます。

○佐藤証人 会社というのは、おそ  
らく教科書出版、編集関係だと思ひま  
すが、日教組の講師団の選定としては、  
少くとも、私が昨年後半就任した  
しまして、今年度の選定に至りまして  
が、教科書の執筆に定まるといふ  
ことは条件に入れない、会社の編集顧  
問であつてみたり経営者であつてみ  
たり、会社の重要な政策を決定するよ  
うな、影響を及ぼすような立場に立つ  
方々、こういう方々は、いかに学識者であ  
ろうとも、これは絶対に入れない、こ  
ういふ立場であります。

○佐々木(秀)委員 私のもとに来てお  
ります資料では、大内力さんという東  
大の教授は二葉書籍の役員をしており  
ます。以下読み上げますのは、ことご  
とく書籍会社の顧問であり役員であ  
る。今井善次郎さん、日本作文の会中  
央委員長、この方は実教出版株式会  
社、永昌吉さん、東大教授、これは東京  
書籍であります。飯塚浩二さん、東大  
教授、これは古今書院であります。佐  
藤功さん、これは三省堂であります。  
日高六郎さん、これは中教出版株式会  
社の役員であります。馬場四郎さん、  
教育図書社の役員であります。宮原誠一  
さん、これはやはり実教出版株式会  
社であります。それから宗像誠也さん、  
この人は教育出版の役員であります。  
その他ありますが、私のもとに参つて  
おります資料の講師団の方々は、この  
ように各出版会社の顧問なり役員なり  
をいたしておるのでありますけれども  
も、こういう点は、御調査なさつての  
上でお選定なさつたのでありますから、  
それとも、こういうことは知らないで  
講師団としてお選定したのかどうか、

承わりたいと思ひます。

○佐藤証人 講師団の方々をお願い申  
し上げます場合には、教科書会社の理  
事者的な、そういう立場の役職にお  
つきになつておられる場合は御遠慮願  
ひたい、こういうことを申し上げまして、  
執筆、編集スタッフまではその選定の  
内容に入れないでやつておりました、御  
本人の方々からすべて御了解を得た上  
でのごことであるので、日本教職員  
組合として、申し上げていきますよう  
な条件に當つておられる方々ではないと存  
じます。

○佐々木(秀)委員 顧問というよう  
な立場においてもお断わりするという先  
ほどの御証言のように承わつたので  
すが、この中には確かに顧問をなさつ  
ておられる方もおられるのですが、そ  
ういふ方々に対してはどういう御処置  
をとられるお考えでございませうか、  
承わりたいと思ひます。

○佐藤証人 教科書問題の行政的な検  
討のこの場で、名前を指定して示され  
ました事実につきましては、国会の選  
良の方が例証されるのであります。さ  
ら、おそろく根拠のある事例も多いの  
ではないかと存ぜられますので、日本  
教職員組合の私が責任を持つて証言し  
ました内容事項にそつする場合のこと  
につきましては、私どもは別途検討す  
るといふことでございします。

○佐々木(秀)委員 それでわかつまし  
た。世間から疑ひを受けるようないろ  
んな立場にある人は、われわれとして  
も、そういう特殊な、しかも教職員組  
合という公正な行動をしなくちゃなら  
ぬ方々の講師団としては不適任であ  
る、こう考えましたので、以上御証言  
をいただいたわけでありします。

そこで、私は、教育のあり方につ  
いて伺ひたいのであります。もち  
ろん民主主義を基調とする公正妥  
当な教育でなければなりません。しかし  
ながら、われわれは、敗れたといひ  
ながら、いやしくも一つの国を形  
づくつておるのであります。そこで、個  
人の集まりの社会であり、社会の中  
の個人であり、しかもその社会が一つ  
の国家という形をなしてわれわれ民  
族が生をうけているのであります。そ  
ういふ現実の姿に即した教育のあり  
方というものが必要であるものか  
ないものか。こういう質問をいたし  
ますと、

ややとすると、あるいは逆行教育だ、  
あるいはまた祖國愛などという反動  
思想だといふことを世間で言わ  
れておられますが、やはり國を形づく  
つておられる以上は、その國を愛さ  
ない者はございませぬ。そのい  
わゆる祖國愛といふものが戦争の形  
に使われてはいろいろの弊がありま  
すが、いやしくも文化國家としてこ  
の獨立國家をより一そう発展せし  
め、しかしそれが世界平和に貢  
献するといふ形でいくことは、決  
して逆行でも何でもないと思つて  
いるのであります。その中に生れた  
子供たちといひまして、その現実の  
姿といふものも、児童の上に押しつ  
けるのではないし、そういう形も教科  
書の上には現れておらず。そういう  
点に對しての証人のお考えを承わ  
りたいと存じます。

○佐藤証人 きわめて根本的なお尋  
ねでございますが、私は、お尋ねにな  
りましたような趣旨、つまり、日本の  
子供たちが、日本といふ國を形成し  
て、その中で日本人の幸福といふもの  
をお

互いに実現し合うのだ、そういう国の活動というものを世界のすべての国々の承認を求めながら、国民の自由なつまり幸福を追求し、幸福を築く国家の営みに対して干渉しない、こういう状態を実現するために、教育という営みはそういうことを勇敢に、確に真実に把握させる、子供たちにそういう素材を間違いない提供されなくてはならない、こういうふうな考えをおるわけですね。従って、愛国心を否認するということからは毛頭ございせん。それから、家族生活を仲よくやっていると、こういう意味の私どもの考え方というものも、世上取りざたされて、あほかも何か別なように解釈されたりする向きがありますが、私たちの真実のものは、こういう報告書をごらんいただきまして、もうわかりますように、それから、現実にやっております私どもの年間を通しての活動は大会などに出る論証で明らかでありますので、その点は、お尋ねのそういう向きの趣旨というものについては、私どもは生かすための努力を惜しみません。

○佐々木(秀)委員 まことに私ども同感でございます。ただ、そういうことは否認いたしませんという御証言でございまして、それが具体的にどう現われているか。最近教科書問題が出て参りましてから、われわれもほんとうに不勉強であつたのでありますが、最近努めて小中学校の教科書を見るようになりまして。しかしながら、私は残念だと思ふことは、以上申し上げましたことは常識としてだれも反対する者がないと思うのですが、ただそれがどれだけ教科書の上に現われているかということを見ますと、どうも民

族性あるいは愛国思想というものがなかなかわれわれの目には映らないのであります。あなたがずっと担当されて、ことに文化活動をやる上からは十分その点の御研究がなされておると思いますが、そういう感じからいたしまして、もう少し積極的にそうした方面の教育に力を注いでいいとお考えになりますか、現在の程度である程度そういう趣旨が徹底されているとお考えになりますか、その点を承りたいと存じます。

○佐藤証人 ただいまの問題は、少くとも今日のおとなのすべてにこれを要請し、おとなたちのそういう生活態度まで一挙に築こうとしても、なかなか実現できない問題があるようでありまして。少くとも子供を育てる教育文化活動というねらいは、ただいま御指摘されたような立場に立つて、子供たちの国というものに対する認識と、それから自分の命を大事にすると同じようにお互い民族自身の民主主義を確立していく、こういう立場の認識といひますか、つまりゆがみをなくして、そういう立場の子供たちに成長してもらふための資料活動というものに主力を置いておられますので、お尋ねの点につきましては同感でございます。

○佐々木(秀)委員 同感でなく、今の形で十分であるか、もう少し力を入れるべきであるかということをお尋ねしたのであります。

○佐藤証人 今日出版されている教科書が、素材を通してどうかというお尋ねのようでございますが、この点から申し上げることは、容易に論断はできません。しかし、少くとも現場教師の採択の立場に立つてもものを見る場合に

は、その点を非常に重視している、こういうことだけは事実でございます。それから、教科書が民間で編集され、民間検定になりましたその当初から今日までわずか七年でございまして、この間における教科書は、克明に検討しますと、ずいぶん不備なものもありまして、実にこつけないところを力説するものもなかったわけではありませう。今こうして国民的検討をされる時期におきまして、ようやくそういうことに対するお互いの提唱や認識や努力というものが続けられることによつて、これは解決しなくてはならない問題が内包されているであらう、こういうふうに存じます。

〔山中委員長代理退席、高木委員長代理着席〕

佐々木(秀)委員 戦争前のわれわれの子供時代の小学校の教育は、その大きな目標があったのであります。しかも、指導要領と申しましようか、日本国民の育て方という意味からしても、こういうことを言つと、まさに逆戻りの証言をいたさることになります。日本の教育勅語は戦争前の教育のいわゆる基本であつた、こう私は思うのであります。戦争によつて、アメリカの要請もありまして、この教育勅語は廃止されました。教育勅語の中には、もちろん皇室中心主義を強調し過ぎた点もございするし、また時代に逆行した部分もあったかと思われまふ。しかしながら、教育勅語の中の、私たちの考えによりますと、親に孝行する、夫婦相和し朋友相信じというようなことは、時代がいつの時代になつても、決して逆行ではないと存じます。あの教育勅語の大部分にわたります字句に

は、人生生きる道に対する大きな教えが含まれておると考えます。そうした一つの教育の根本というものが打ち立てられておりました。現在はそれがなくなつておるのであります。あの形を私は直ちに復活しろと言ふのはございせんが、こうした民主主義の時代にふさわしい教育の根本、いわゆる民族性の愛国心、しかも世界平和に基く趣旨を入れた教育の根本のものが打ち立てられなければ、現場の教職員といへども教育の方法については非常に悩みの多いのではないかと考えます。そうした点に対する証人の考え方を述べたいと存じます。

○佐藤証人 基本的な考え方のお尋ねであります。教育勅語というものは、先ほど神田委員からも御指摘になりましたように、神話に始まって、それが国を立てることの中心であり、こういう一つの根本的な認識、そういう立場から出されました徳目主義——孝行、友愛あるいは勤勉、こういうような徳目主義によつて教科書の内容、教科書そのものが編集される、こういうことは、私どもとしては、するべきでない、徳目主義による教科書編集はなさるべきものがない、こういうことであります。それはどういふことかと申しますと、問題は、今日一番必要なことは、日本人の一人々の生活や考え方の中心に、ほんとうの意味におけるところの自分の権利の主張とともに、他人とともに生きる、他人と権利のゆがみを排除し合う、こういう一つの個人の自覚、お互いに生きられる状態のために、社会生活というものをどのようにしてお互い努力すべきか、こういう把握が根本なので、そういう認識を持ち合うた

めの教育活動の素材提供ということが主なのでありますから、そういう立場から編集されておる今日の教科書、教育基本法や検定基準に指定されております今日の内容の提供の仕方であらうい、ただし、そのものをより具体的に、私が申し上げましたような子供たちの認識し合うための数多い素材提供というものと、討議の場所を持ち合せようというなら、徳目主義といふものは、そういう練成された個人によつておのづから表示されていく、こういうことで、教育の民主化を提唱し、今日も努力しているのが現状でございます。

○高木委員長代理 佐々木君に申し上げますが、持ち時間が経過いたしましたから、簡略に願います。

○佐々木(秀)委員 そういふことで承つておると、時間がないということでございますので、具体的な問題に移ります。

先ほど価格の問題が出たのであります。教科書の価格は現在の価格でそれほど高いとは思われないという御証言でございました。私は教科書の価格はばらばらに高いと考えています。これは意見が違つていますので、議論になりますからやめますが、ただ一言、証人の参考のために申し上げますが、かつて石井君を証人に呼んだときも私は言つておりました。物価指数から言つても非常に高いのです。学校の先生は、学問の方面ではいろいろ知識が深いのであります。経済方面では非常にうといのじゃないかと考えるのです。失礼な話であります。たとえば、物価指数から言つても、私の小学校時代の修身が三銭でした。国語と称するも

のが六銭でございました。その当時の  
はがきが一銭五厘なんです。今三百数  
十倍になって五円です。鉄道運賃の一  
キロ当りの値が百八十倍になってい  
る。三銭や五銭の教科書が、ただいま  
そこで読んだのを見ましても、大てい  
八十五円、九十円の定価であります。  
そうすると、内容がよくなった、ある  
いは印刷が進んだということは別とい  
たしまして、そういう物価指数から  
言っても、なぜ千五百倍だの、千三百  
倍だのという高い価格の教科書を子供  
に与えなくちゃならぬか。しかも、日  
本は戦争に負けて経済力が非常に弱  
まっています。各家庭の生活も非常に程  
度が低くなっている。ことに勤労階級  
の人たちの生活は楽じゃない。そのた  
めにストライキまでやって、〇・五の  
手当の問題までも闘争する。こういう  
中であって、一家庭において一年間に  
三百円あるいは五百円、千円という金  
が節約されることは、これは経済的に  
非常に大きな問題であります。そうい  
う点において、私は現今の教科書は高  
いという結論であります。そのこと  
をあなたと議論しようとは思いません  
。ただ、ここに材料がありますから  
申し上げますが、東京の教職員組合が  
発行している夏休み、冬休みのおさら  
い帳、北海道は北海道の教職員組合で  
発行しております。その原価計算は、あ  
なたの御証言によりますと、本年度の  
は十七円八十五銭、昨年度のは十六円  
何がしというところで、それを十八円に  
売っているから実費頒布だということ  
でございまして、十六円何がしかの  
ものを十八円で売るといふことになり  
ますと、原価から言くと、すでに二割  
あるのです。私は小売り商人出であり

まして、たとえばビール一本売って何  
銭もうかるというようにことをやって  
きた。そういう点から言くと、三割、  
三割という利益は非常に大きな利益に  
私たちは考えております。しかも、教  
科書の全国的に使われている数字は、  
あなた御承知の通り、正式の教科書だ  
けで二億四千万冊、夏休み、冬休みお  
さらい帳、あるいはテスト・ブックそ  
の他いろいろな児童の必要とするもの  
を含めると、おそらく三億冊以上にな  
ると思われまゝ。金額も二百億以上  
になるのであります。その二割、三割  
という数字は、何十億という金額にな  
るのであります。だから、小さいと思  
っているのも、一冊で二円、三円もう  
けたと思っているものが、積み重なっ  
て大きな数字となる。こういう点にわ  
れわれは考えが向くのであります。先  
ほどのおさらい帳のあなたの原価計算  
はどこから聞いたか知りませんが、私た  
ちの調べによると、こんなざら紙の夏  
休みのおさらい帳というものは、たと  
えば五十万冊なら五十万冊、百万冊な  
ら百万冊という部数を言っているとい  
う業者に聞いたのですが、八円ないし  
九円でできると言っています。それを十  
八円で売っている。しかし、十八円で  
売っているのは、あなたの御証言通り、  
これは原価頒布だと信用いたしまして  
う。そこで、東京の教職員組合で出  
しているのは四十八ページでありま  
す。北海道の冬休みおさらい帳という  
ものは、あなたがごらんになっても、紙  
の質は同じだということはおそらくと  
もわかると思えます。それからページ  
は八ページ少い。しかるに、東京都の  
教職員組合で出しているのが十八円  
で、北海道のおさらい帳が定価三十円

であります。同じ教職員組合で出して  
おいて、どうしてこう違うんだらうと  
私は不思議でならないのであります。  
こういうことを総合して、先ほどあな  
たは石井証人は精神錯乱のようなこと  
を言われたが、石井君自身が、日  
教組の幹部として、教科書の問題や夏  
休み、冬休みのおさらい帳に関係した  
人であります。しかも、その人の口か  
ら、日教組が当初これを作った全  
的に配布した、そうして多額の利潤を  
あげました、その利益をどこに納めた  
かと言ったところが、日教組の一般  
計に入れたと、はつきり宣誓をし  
てここで証言しているのであります。  
もしこれがうそだということになれば  
ば、石井証人の証言が偽証であります。  
あなたの口から出ていた実費頒布だ  
というのを、実際に確信を持って言  
われるならば、あなたの証言が違うの  
であります。どちらが正しいかという  
ことは、国会の権威に基いて正しい真  
実をつかむ、正しい調査をするとい  
うことも何十億であります。三割、五  
割、十割と違ってくる金額を考えると  
き、われわれはただ単に一冊において  
十二円違うからという簡単にそれを  
放置するわけには参らないのであり  
ます。あなたは、これを両方ごらんにな  
って、どういふところにこうした大  
きな変化が生まれてくると思われ  
るか、しかも相当の利潤をあげている  
か、石井証人の証言が真実でないの  
か、あなたの確信ある答弁をいただき  
たいと思います。

とであります。その証言だけではわれ  
われは信用できないのでありまして、  
東京都においては、どのくらい経済的  
に困る児童がいるので、これだけのお  
さらい帳は無料で配付した、北海道に  
おいてはこれだけの児童に無料で配付  
した、それでプラス・マイナス・ゼロ  
だという数字的な御証言をいただか  
ないと、われわれとしては真実を述べ  
ただく証言だとは受け取れませんの  
で、一つその点は冷静に、しかも大  
きな問題でありますので、ゆつくりお考  
え願って御証言をいただきたいと存  
じます。

○佐藤証人 先ほどお尋ねなさいまし  
た内容に、教科書の問題を含めて、価  
格の妥当性を私が証言しているんでは  
ないか、こういうふうにおただしであ  
ります。その点は、私の出してあり  
ます資料によつて、物価指数や国民生  
活の諸条件との比較の上から、教科書  
だけをとりまれば、全然国定教科書  
の内容よりいいのであります。その  
いう向きまで計算に入れた場合に、  
必ずしも高いという資料は私の調査内  
容では出し得なかつた、こういうこと  
であります。ただし、今日の教科書が、  
出版業者が相当の利潤をあげていて、  
こういう事実を私は否認したのではご  
ざいませぬ。従つて、原価計算とい  
うものを文部省においても経済界  
においても十分出されましても、徹底的  
に格安にする必要がある、大づかみに  
私どもしるすのと、しかも実に経済的  
な常識が発達しないと言われる私たち  
の頭で計算しましてさ、今日の教科  
書は約三〇%程度は、今のままで手  
ぶらで引き下げることだって可能で  
ないか、こういうことさえ私どもとし

ては資料的には考えられる、従つて、  
それを値下げするということは絶対必  
要なことなんだ、こういうことにつ  
いて私は証言申し上げているわけであ  
ります。従つて、今日出されている教科  
書そのものがもっと安く生産できな  
いか、こういうことに対しては、安く生  
産できるんじゃないか、安く生産させ  
るだけの運動が必要である、こういう  
ことを証言申し上げておりますので、  
その点だけはお答え申し上げます。  
それから、次でございしますが、北海  
道のと東京のと比較してのことでは  
ありますが、これは間違いなく北海道  
の方が高いのでございます。ただ、私  
は、これについての報告書を読んだ  
という証言はできませんが、東京の場  
合だけは、私自身実際に伺つたので、申  
し上げます。教職員自身は、出版や  
か教員組合に機械があつてやるわけ  
ではありません。一切それは委託して  
やるわけでありまして、その委託して  
いる先のほうについてはよくわかり  
ませんけれども、教員組合やあるいは  
これに関係している教職員というもの  
は、もともと利潤をあげることを目  
途としていて、これは会計決算を要求されるもの  
で、それは会計決算を要求されるもの  
で、監査を経た資料によつて報告を  
いただいたので、それを私は信じて証言  
申し上げたわけなんです。北海道の場合  
におきましては、その資料がございま  
せんのでわかりませんが、この比較にお  
いて高い値段であるということだけ  
は、私、わかります。ただし、その内  
容の構成については私は不明でござ  
いますので、そういう意味の証言はでき

かねるのであります。

それから、日教組が当初に学習帳等によって一般会計に云々というようにお尋ねの内容につきましましては、私自身も証言記録等も拝見いたしましたので、私の知り得る範囲内において十分調査をいたしました。しかも、私自身、結成前から日教組の諸会合には必ず出席しておりますので、そういう報告事項や発給文書等を克明に検討いたしました。したが、一般会計に利潤の組み入れをされたというような証憑書類というものは全然ございません。それから、その編集自身も、誤解されては困りますので明らかにいたしますが、教科書研究協議会という機関が教育出版社でしか何かの出版会社と契約を結んでなされたという書類がありません。

て、教員組合がこれと契約をしたり編集をしたり出版をしたりしたのではなかったという事も事実として出されました。それから、印刷の使い方ににつきましては、これはむしろほんとうに私自身はじめに調査した資料に基づくものであります。決して日教組の関係者によってやられていたのではなくて、教科書研究協議会の方々と、それから契約された出版社との間における印刷のやりとりでございまして、日教組の責任ある機関の人々が参画をしていないという事実はないわけでありまして、石井さんがその印刷について相当敬受けて取って、そうしてそれの編集関係者等に対する配当がきわめて微弱であつたという編集者からの不満の実証資料というものは、ごく最近たくさん出てきたというような現状でございまして、日本教職員組合がその編集をしてきたり、あるいはその利潤目当

に、あるいはそれを一般会計に繰り入れたというような証憑は、私はつかみ得ませんでしたし、そういうことではなかったのが事実であります。これだけを証言申し上げます。

○佐藤証人 その決算報告書というものが克明にここに出されているわけですが、作品展覧会に使う、それから人件費に使う、連絡費に使う、広告料に出す、見本の配本に使う、それから輸送費とか、そういう克明なものも十四項目にわたって決算報告書というものが出されているわけでありまして、その資料に基いて私は申し上げました。それから、なお残余のものについてはどうするかという点については、口頭で報告いたしましたが、若干のものは来年度の教育研究、つまり研修や研究、それから夏休み、冬休みの問題もある、そういうようなことで、それは繰り越しながらやっている、こういうような口頭報告をいただいた次第でございまして、

ありますね。

○佐藤証人 組合の機関に出された決算報告によりそれから、現実に担当している人に当ってそれを実証した。これ以外のことは、役職を持っている私として調査の方法はございませんし、それから、業者に対して、一体これは幾らでござるか、こういうことについて二、三聞きましたが、つまり、何と云うのですか、価格に投票して請け負うことをやらせませんが、そういうようなことになった場合の価格ならば、大体東京でやっておるような価格では出せない、しかし、責任なしに、あるいは可能ではないかという点で出そうとすれば、もっと安くできそうなのとスッたて出せるけれども、しかし業者はそんなことでは応じないだろうという点をおっしゃる方が多くて、ただいまお尋ねになりましたような内容の証言を私が責任資料として出せるようなものはつかみ得なかつた、こういうのが事実でございまして、

をして本の価格を三〇%下げたとすれば、六十億の金というものが助かるじゃないですか。これは大きな金額であります。しかも日本の国民生活が経済的に非常に破綻に瀕している今日、日教組としてそれだけの確信を持っておられるならば、その値下げをするためのいろいろ工夫と努力と行動があらわにされるべきだと私は考へるのであります。ただ、品物が戦前よりもよくなっているからこの程度でいたし方がない、あるいは、そう高いと思わぬというような消極的な考へと、三〇%安くしてやろうという積極的な考へ方だけで、すでに六十億の金が減ってくるのであります。そういう点に対して、日教組は今日までどういう具体的な行動をなされたか、努力をなされたか、その点についての御証言をいただきたいと思ひます。

それから、ただいま私の承わつた中の一つ落ちてくるのであります。あなたの方で貧困な児童に無料配付したというその数字、これを一つ明らかにしていただきたい。

○佐藤証人 私、各県のは出し得ません。東京のだけは、直接伺つて報告いたしましたが、出されておりますが、全児童数の七%である、こういうふうな報告をいただきました。その全児童数は幾らかというところは、この資料には計算して持つて参りませんでした。

○佐藤証人 私はその点までの詳細な実証資料というものは当っておりませんので、責任ある証言の場所です。上げることはできません。

○佐藤証人 そうすると、あなたの冬休み、夏休みのおさらい帳に対する御証言は、ある方面から報告をいただいた資料であつて、あなたの直接調査なさつたという資料ではないので

○佐藤証人 日本教職員組合が教科書の価格や内容をすべての領域にわたつての研究をようやく可能にしましたのは三年前からでございまして。それ以前は準備期間というものは、官僚統制や、非常に干渉を行へるような教科書のやり方や、国定との二重仕組みの温存組織や、こういうものを排除するための努力で消耗して参つた。そして三年前に至つてようやく教科書の内容や価格の問題についての検討ができるようになった。昨年長野県において行われた研究会において、ただいま私が証言しましたような結論を出すところまで到達したという現状でございまして。従つて、昨年この結論が出ましたその過程において、私どもは、教科書の協会に對し、また各県の教育運動及びその中に

○佐藤証人 東京の児童は、大体私の方で調べて、こういうおさらい帳を使うのは八十五万とか聞いているのですが、その七%を無料配付したとしても、十六円のものに十八円で売ると、まだそこに幾らか利潤が残るのですが、その処分はどうなさつておりますか。

○佐藤証人 私はその点までの詳細な実証資料というものは当っておりませんので、責任ある証言の場所です。上げることはできません。

○佐藤証人 そうすると、あなたの冬休み、夏休みのおさらい帳に対する御証言は、ある方面から報告をいただいた資料であつて、あなたの直接調査なさつたという資料ではないので

○佐藤証人 組合の機関に出された決算報告によりそれから、現実に担当している人に当ってそれを実証した。これ以外のことは、役職を持っている私として調査の方法はございませんし、それから、業者に対して、一体これは幾らでござるか、こういうことについて二、三聞きましたが、つまり、何と云うのですか、価格に投票して請け負うことをやらせませんが、そういうようなことになった場合の価格ならば、大体東京でやっておるような価格では出せない、しかし、責任なしに、あるいは可能ではないかという点で出そうとすれば、もっと安くできそうなのとスッたて出せるけれども、しかし業者はそんなことでは応じないだろうという点をおっしゃる方が多くて、ただいまお尋ねになりましたような内容の証言を私が責任資料として出せるようなものはつかみ得なかつた、こういうのが事実でございまして、

○佐藤証人 日本教職員組合が教科書の価格や内容をすべての領域にわたつての研究をようやく可能にしましたのは三年前からでございまして。それ以前は準備期間というものは、官僚統制や、非常に干渉を行へるような教科書のやり方や、国定との二重仕組みの温存組織や、こういうものを排除するための努力で消耗して参つた。そして三年前に至つてようやく教科書の内容や価格の問題についての検討ができるようになった。昨年長野県において行われた研究会において、ただいま私が証言しましたような結論を出すところまで到達したという現状でございまして。従つて、昨年この結論が出ましたその過程において、私どもは、教科書の協会に對し、また各県の教育運動及びその中に

○佐藤証人 私はその点までの詳細な実証資料というものは当っておりませんので、責任ある証言の場所です。上げることはできません。

○佐藤証人 そうすると、あなたの冬休み、夏休みのおさらい帳に対する御証言は、ある方面から報告をいただいた資料であつて、あなたの直接調査なさつたという資料ではないので

○佐藤証人 組合の機関に出された決算報告によりそれから、現実に担当している人に当ってそれを実証した。これ以外のことは、役職を持っている私として調査の方法はございませんし、それから、業者に対して、一体これは幾らでござるか、こういうことについて二、三聞きましたが、つまり、何と云うのですか、価格に投票して請け負うことをやらせませんが、そういうようなことになった場合の価格ならば、大体東京でやっておるような価格では出せない、しかし、責任なしに、あるいは可能ではないかという点で出そうとすれば、もっと安くできそうなのとスッたて出せるけれども、しかし業者はそんなことでは応じないだろうという点をおっしゃる方が多くて、ただいまお尋ねになりましたような内容の証言を私が責任資料として出せるようなものはつかみ得なかつた、こういうのが事実でございまして、

○佐藤証人 日本教職員組合が教科書の価格や内容をすべての領域にわたつての研究をようやく可能にしましたのは三年前からでございまして。それ以前は準備期間というものは、官僚統制や、非常に干渉を行へるような教科書のやり方や、国定との二重仕組みの温存組織や、こういうものを排除するための努力で消耗して参つた。そして三年前に至つてようやく教科書の内容や価格の問題についての検討ができるようになった。昨年長野県において行われた研究会において、ただいま私が証言しましたような結論を出すところまで到達したという現状でございまして。従つて、昨年この結論が出ましたその過程において、私どもは、教科書の協会に對し、また各県の教育運動及びその中に

○佐藤証人 日本教職員組合が教科書の価格や内容をすべての領域にわたつての研究をようやく可能にしましたのは三年前からでございまして。それ以前は準備期間というものは、官僚統制や、非常に干渉を行へるような教科書のやり方や、国定との二重仕組みの温存組織や、こういうものを排除するための努力で消耗して参つた。そして三年前に至つてようやく教科書の内容や価格の問題についての検討ができるようになった。昨年長野県において行われた研究会において、ただいま私が証言しましたような結論を出すところまで到達したという現状でございまして。従つて、昨年この結論が出ましたその過程において、私どもは、教科書の協会に對し、また各県の教育運動及びその中に

おける教科書問題の検討に際しまして、よい内容でもっと安くすることが可能であるという世論を、実証的に作りながら、お互い国民的な期待にこたえるためにやりましたという運動や申し合せを何度も重ねて今日に至った。そして今日ここに皆様の前で不当私が証言できますこの時期に至りましては、特にこういう運動の焦点というものを明確に出しまして、私どもとしては国民的な期待に沿うための努力を傾注して参ったという事実を証言申し上げる次第でございます。

○佐々木(秀)委員 その点に対しては、大きな組織でありますので、組織の力をもって、われわれもいたしますから、あなた方も今後とも積極的な御努力をしていただきたいと思ひます。これに関する御証言をいただくことはこの程度にしておきます。

次は、いわゆる採択の問題であります。採択の問題につきましては御証言をいただいたのでありますが……

○高木委員長代理 佐々木君、簡単に願ひます。

○佐々木(秀)委員 簡単にやります。全国的に非常に忌まわしい問題が起きておる。供応あるいは買収が起きておるといふ各委員からの発言に対して、あなたは、そういう事実はおそれないであろう、ただ軽いお茶を出されたとか、あるいは暑いときには氷水とかいうような御証言でありましたが、あなたの言うお茶というのは酒の間違いじゃないですか。(笑)これは酒とお茶とを間違えておるのじゃないかと私は申し上げたい。しかも、現に、新聞に出た長野県におきましては、もうすでに検察庁で取り上げられておる問題

があるのです。すでに告訴されている問題がある。これは新聞にも出ております。しかもこの被告は現職の学校の教員であつた人でありまして。ここで名前を申すことははばかりますが、新聞にも出たことでありまして、あなたも御承知だろと思ひます。長野県のほかにも、すでに検察庁の問題として取り上げられておる問題があるのであります。これはことごとく供応であり買収であります。金額も書いてあります。こういう点はあなたは答えられなかつたのであります。こういうことを御承知になつておりながら、真実をできるだけ隠蔽しようとしてお茶と氷水で流してしまつたのか、その点に對してのはっきりした御証言をいただきたいと思ひます。

○佐藤証人 暑い中での答弁であるので、なるべく簡潔にするよう努力いたしましたから……つまり、数多くの教師に対してじゃないのです。教師から指摘されて、業者の誘惑はいかぬ、教育の潔癖性を汚す、これは疑獄と同じものであつて、教育の現場まで汚されてはたまらないから嚴肅に禁止されなければならぬ、そのための運動をしなければならぬという提唱や報告には数多く接しておる、これは前申し上げた通りであります。

それから、各県に起つておりますそれそれのケースについて、個別的に詳細に知ることは私できませんが、つまり、そういう誘惑によるところの忌ましい事件のあることをきわめて遺憾のこととして私どもは認識せざるを得ないし、こういうことがあつたといふことの証言は申し上げておる。

それから、酒、お茶の問題がございましたが、それはすべてを私が酒の場合何の場合というように証言せずにはたのでありますから、その点は御理解を願ひたいのであります。

○佐々木(秀)委員 採択もまた公正でなければならぬのであります。金で買収されたり、あるいは酒や茶者に踊らされて第二の国民を養成する大事な教科書を選定するといふことがかりにあつたといふはしましたならば、重大なる問題であります。これは一つの事実を究明するだけの意味ではございませぬ。採択全般の是正を行わなければならない。私はこういう点についてあなたの証言を求めておるのであります。暑い折だからなるべく簡略に言つてその点は省略したといふことですが、あなたは故意にこの問題に限つてはお茶と氷水で簡単に逃げてしまつたが、その他の問題に對してはもう丁寧過ぎるほどの御証言をいただいたのであります。私の手元に参つておられます全国からの投書というものは数限りなくあるものであります。しかも、この日教組の講師団の中の弥永昌吉さんという東大教授の人のことについても投書が来ております。きのうは、供応、買収その他いろいろな飲み食いのことに関しての投書を私は長々と読み上げましたが、しかし、本日はそれをまた別の部面から繰り返すことを省略いたしますが、仙台、兵庫、あるいは長野、福島、各方面から来ております。また、業者の方、図書館の方でも、そういうことはあるという事実をここで証言しております。しかも、宣伝普及あるいは接待、研究会費といふような名目をもって全価格の四・八%はその費用として見ていられるといふ会社もございまして。あるいはまた、

さうの証人の証言では、四・八%が宣伝普及その他の費用になつていられるといふことを言つております。さうすると、さうした……

〔簡明々々〕と呼び、その他発言する者あり

○高木委員長代理 静肅に願ひます。

○佐々木(秀)委員 社会党はこういうことを言つて聞かぬにくだらうが、しんばうして聞いて下さい。

○高木委員長代理 佐々木君に申し上げます。簡単に願ひます。

○佐々木(秀)委員 そこで、洲本市の鍋藤旅館に校長先生や先生方を四十名くらい集めて、茶會連をはばかせ飲めや歌えの大騒ぎをした、東京から社長なり重役なり役員の方々が来た、——東京の教科書会社は東京書籍といふ会社ださうです。そして、一緒に来た人の名前は、この講師団の中に入つております弥永昌吉東大教授、それもおりましたと、こう書いてある。そうすると、日本の教科書をめぐるといふものは、著作者と編集者、それからそれを作る会社、学校の教員、そして学校の教員あるいはその中の団体が編著者となつて、さうして、採択する場合に、あなたの証言によると現場の先生の意見を尊重してやらなくちゃならぬといふことになつて、さういふことで、作る人も発行する人も買入人もぐるになつたのでは、迷惑するのはいないか学童とその家庭だけではありません。さういふ点で、先ほどから価格の問題も、膨大ないわゆる飛び上りの高い価格がつけられていられるのかかわらず、それが高いと言ひ切れなかつたり、しかも三〇%値下げがでさうといふのに、いろいろ御努力はな

さつていてありましたが、それがまだ実現していないといふような実情等々を考えますと、日本の小中学校の教科書の実情といふものはまさに伏魔殿であります。忌まわしいいろいろな事件の重なり合ひであります。ここをわれわれは是正しなくちゃならぬといふ考え方でやつているのであります。さういふ問題が各地に起きているといふようなことに対して、あなたの方では、日教組として先ほど資料を読んでいただきましたが、しかし、具体的な供応、買収などといふことは書いていない。ただ抽象的な文字によつて、一応知り得たといふことであります。が、そんなことでは私はさういふ現実の姿は解消できないと思ひます。もしさういふ問題が起きた場合は、日教組としては今後どういふ処置をとるか。そのときはさういふやり方をするといい。厳然たる態度をもつて臨めば、そこに小学校の先生の誘惑もなくならないと思ひます。これは誘惑する方の立場も悪うございまして。しかしながら、選挙違反におきまして、ごちそうした方もされた方もこれは同罪でございます。さうした実情といふものは一日も早く根底からなくさなければなりません。で、日教組といひましたのは、これら問題が今日繰り出しているものでありますから、厳然たる態度をもつて一つ臨んでいただきたいと思ひます。そので、最後に、あなたとして、あるいはまた日教組として、さういふ態度でこれの根絶を期すか、——先ほどのさういふ御証言では私は満足できないんです。一つそれに対する御覚悟のほどを承わりたいと思ひます。

きんの証人の証言では、四・八%が宣伝普及その他の費用になつていられるといふことを言つております。さうすると、さうした……

〔簡明々々〕と呼び、その他発言する者あり

○高木委員長代理 静肅に願ひます。

○佐々木(秀)委員 社会党はこういうことを言つて聞かぬにくだらうが、しんばうして聞いて下さい。

○高木委員長代理 佐々木君に申し上げます。簡単に願ひます。

○佐々木(秀)委員 そこで、洲本市の鍋藤旅館に校長先生や先生方を四十名くらい集めて、茶會連をはばかせ飲めや歌えの大騒ぎをした、東京から社長なり重役なり役員の方々が来た、——東京の教科書会社は東京書籍といふ会社ださうです。そして、一緒に来た人の名前は、この講師団の中に入つております弥永昌吉東大教授、それもおりましたと、こう書いてある。そうすると、日本の教科書をめぐるといふものは、著作者と編集者、それからそれを作る会社、学校の教員、そして学校の教員あるいはその中の団体が編著者となつて、さうして、採択する場合に、あなたの証言によると現場の先生の意見を尊重してやらなくちゃならぬといふことになつて、さういふことで、作る人も発行する人も買入人もぐるになつたのでは、迷惑するのはいないか学童とその家庭だけではありません。さういふ点で、先ほどから価格の問題も、膨大ないわゆる飛び上りの高い価格がつけられていられるのかかわらず、それが高いと言ひ切れなかつたり、しかも三〇%値下げがでさうといふのに、いろいろ御努力はな

さつていてありましたが、それがまだ実現していないといふような実情等々を考えますと、日本の小中学校の教科書の実情といふものはまさに伏魔殿であります。忌まわしいいろいろな事件の重なり合ひであります。ここをわれわれは是正しなくちゃならぬといふ考え方でやつているのであります。さういふ問題が各地に起きているといふようなことに対して、あなたの方では、日教組として先ほど資料を読んでいただきましたが、しかし、具体的な供応、買収などといふことは書いていない。ただ抽象的な文字によつて、一応知り得たといふことであります。が、そんなことでは私はさういふ現実の姿は解消できないと思ひます。もしさういふ問題が起きた場合は、日教組としては今後どういふ処置をとるか。そのときはさういふやり方をするといい。厳然たる態度をもつて臨めば、そこに小学校の先生の誘惑もなくならないと思ひます。これは誘惑する方の立場も悪うございまして。しかしながら、選挙違反におきまして、ごちそうした方もされた方もこれは同罪でございます。さうした実情といふものは一日も早く根底からなくさなければなりません。で、日教組といひましたのは、これら問題が今日繰り出しているものでありますから、厳然たる態度をもつて一つ臨んでいただきたいと思ひます。そので、最後に、あなたとして、あるいはまた日教組として、さういふ態度でこれの根絶を期すか、——先ほどのさういふ御証言では私は満足できないんです。一つそれに対する御覚悟のほどを承わりたいと思ひます。



○米田委員 あなたは、先ほど、歴史やなんかの御専攻と承わりましたが、歴史の中で一揆だけがこのようにビッグ・アップしなければならぬほど大切でございましょうか。普通の思想であればもともと大切なことがあるのでもしありとすれば、そういうこともここに御指摘にならないければならぬ

が、さらに、三行ほどのものでありますから、読んででもよろしいのですが、社会科の基本的なねらいというのは、基本的な人権というものの認識をより民主的に把握して、それを実現する一つの手だてや努力というものが真実の命のかてになるようにするのがねらいである、という立場に立って社会科

國憲法のある今日、教科書の中に人権が尊重されないと、ここに書かれていような心配の教科書が検定されるということは、夢にもないはずだと私は思うのであります。(近江絹糸があるじゃないか)と呼ぶ者あり)それは教科書と違ひでしょう。よく区別して下さい。

少くともどんなに考えても一年前にやらなければならぬものが、改訂が発表されない前に、準備したというようなことで明らかに改訂展示するといふようなことがあるという報告に接しまして、私どもはびつくりしたわけですよ。そういうことから見ますと、すいぶん牛を見通して、こんなのが出るのではな

なんです。あいまいな言葉ではな  
 に、ここにあるのだというふうにお  
 し願えませんでしょうか。  
 「幽霊は出せないよ」と呼ぶ者  
 り」



で、広い意味において民主化ということとを私は規定いたしておりますので、社会科学の中で検討し合うというものは、社会科学の基本的なものとして出されております通りに、その点というものを広義に解釈して、そうして人間を尊重し合う友愛というものが行われる、こういうようなものが含まれていられるように解釈していただきます。

それから、この中に出しましたのは、今現場で問題として私たちの研究集会で問題に出されたものだけに限定して、それについてのみポイントを整理したわけでありまして、これ以外に必要な問題がたまたまあるということとを私は申し上げておきたいわけですが、そういうものは常時行われているわけではございませんから、その点についての誤解が印象的であるとしましたら、そうでないよう御了解願いたい。

○米田委員 倫理の責任の問題は何かでしようか。  
○佐藤証人 私が申し上げました証言の中でお聞き取りいただきましたわけでありまして、教師であるがゆえの教師の倫理というものがあつた。そのために私どもは努力し合つておるのではありません。これは、少くとも、ここにありますように、戦域を通し、働くという機能を通してのみお互いの国家形成も社会もあるべきでありますから、そういう意味における職能におけるところの果すべき役割とともに、それを能率化するところの、しかも社会的的信用というものを基盤に置かなければならぬという教師の要請ということが重なるほどありまして、それを全うするために特別に教育研究運動等まで私どもはやつておる、こういうことで

ございます。  
○高木委員長代理 もういいですか。簡単に願ひたいのですが……。

○米田委員 そうしますと、今まで日教組の方がたとえは文部大臣の部屋の中にすわり込みをやつたり、廊下にすわり込みをなさつた。そのほか地方の教育委員会でも同様なことをおやりになった。こういうようなことは、一般の勤労者であれば場合によれば許されることであつても、——法の上で許される許されないは別です。私は倫理の問題を言つておるのです。教師なるがゆえに、そういう大臣が公けの仕事をやれないようになるまで多数の人がすわり込みだりするのは、今の教師の倫理性から言つて、あなたはさういふことと考へておられますか。非常によいことと、さういふこととでないのかということではないか。

○佐藤証人 日教組の活動内容についてのおただしであります。一体すわり込みといふものについて可否はどうか、こういうこととございまして、すわり込みをするといふようなこととあり得るし、あつたでしようし、そういうことが決して悪いことであるとは言ひ切ることがないわけでありまして、大臣が会える条件を持つてゐるのに故意に会わないといふ場合には、お会いできるやうにして下さいといつてお願いするといふことが、会うといふこととの継続状態であり、それまでを否認して行つたならば、何にも会えないといふことになる。そういうことなので、別にそれだけを取り出しておただしになるような向きではないのでございまして。  
○米田委員 これは教科書に非常に思

想的の関係がありますから、あなたはおわかりにならぬかもしれないけれども、これは非常に大事なことです。  
○高木委員長代理 米田君に申し上げますが、あなたの持ち時間を相当経過しているの、簡略に願ひます。

○米田委員 承知しました。  
もし先生がすわり込みを大臣室や教育委員長室にできるならば、今度は生徒が先生に同じような方法で校長室なり教員室にすわり込みができると私は思う。おれはするのだけれども、生徒はするとは言えないだろう。そこで、そういうような教育でいいかという問題なんです。そういうような考え方でこういう基準を書かれていかうという問題を私は心配してゐる。先生がそういうすわり込みをやれば、生徒もやつてもいいということになる。京都大学でもそうです。そういうことが私は心配で、そういう考え方の人が、そういうことをやる人がどういふような評価基準なるものを作る資格があるかという疑いがある。そこでこれをお聞きするわけなんです。これは水かけ論になるかもしれないが、天下国家のため、日本の教師のために、詭弁はどうでも言えますけれども、りんとした、国民の師表になり得るだけの倫理性を日教組も持ち、日本の教員がそれを目標に進むといふ考え方に切りかえていただきたい。何かといへば、すぐ、金よこせ何よこせと、一般勤労者の運動と同じようなことを過去の日教組は、——今は教育の方に熱心になりましたから、これは古傷を申し上げてはなはだ申しわけありませんけれども、だんだんと少くなりつつありますが、これは一切絶縁

していただきたい。私も、議員ですけれども、教育者の一人です。それで、教師といふもののもっとも大衆から尊敬せられるものになつてもらいたい。これが私の偽わらない、腹からの希望です。これだけ申し上げて、時間がありますればうんと言ひたいのですけれども、終ります。

○高木委員長代理 佐藤証人、何か答えることがございしますか。  
○佐藤証人 はい。

○高木委員長代理 簡単に願ひます。  
○佐藤証人 評価基準を書く資格がないなどという言葉をあなたに言われましても、私どもは資格がありますし、現実には教育を担当してゐるのですから、そういうきめつけに対して返答を申し上げるに、あなたのようなお説も最近風潮としてとみに顕著になつてきたという事実は私も知つておりますので、その点を申し上げまして、私たちの努力を誓うといふことについて信用下さるようお願い申し上げます。

以上でございします。  
○高木委員長代理 それでは、証人に対する尋問はこれにて終了いたしました。

証人には長時間にわたつて御苦勞でございました。

○高木委員長代理 この際お諮りいたします。本委員会設置の決議によりまして、本委員会は少くとも月一回調査報告書を議長に提出いたすことになつておりますが、ただいま諸君のお手元に配付いたしてあります通り簡単な調査経過の報告書を委員長において作成いたしましたのでありますが、これを議長に提出いたすことに御異議ありませんか。  
○高木委員長代理 御異議なしと認め、さう決しました。

なお、字句の訂正整理等につきましては委員長に御一任願ひます。

〔行政監察特別委員会調査報告書  
行政監察第二十二号本号末尾に掲載〕

○高木委員長代理 次会は八月一日午前十時より開会いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後六時三十三分散会

行政監察特別委員会調査報告書  
行政監察第二十二号  
標記の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。

昭和三十年七月二十九日  
行政監察特別委員長 篠田弘作  
衆議院議長 益谷秀次殿  
七月申における本委員会の調査の概要

小、中学校における教科書関係事件  
現在、我が国において小、中学校における教科書は多種多様にわたり、大小出版業者が乱立し、これが検定ならびに採択等に関し、とかくの風評も生れ、これが、学童並びに父兄に及ぼす影響等も懸念し、世上大いに関心を抱いてゐる向もある。そこで、義務教育の本旨に鑑み、これが真相を明らかにすることは極めて意義あることと考へ本委員会は前月に引続き「小、中学校におけ

る教科書関係事件」の調査を進め  
左記の通り証人を喚問して証言を  
求めた。

七月一日

社団法人教科書  
協会事務局長 白根 孝之君

七月四日

主婦代表 神田 清子君

大日本講談社  
教科書局長 由井 千春君  
(錦会代表)

教科書供給協  
議会全国連合 芳根 次朗君  
会幹事

七月六日

大日本図書  
株式会社常 早川 康一君  
務取締役

佐賀県教育  
書株式会社 高場 季光君  
務取締役

七月八日

元文部省教科  
用図書分科審 石井 一朝君  
議会副会長

七月十一日

元文部省教科  
用図書分科審 石井 一朝君  
議会副会長

七月十五日

東京教育  
大学教授 石山 脩平君

日本PTA全  
国協議会会長 塩沢 常信君

七月二十二日  
二葉株式会社  
取締役秘書役 樋口 悦君

七月二十五日  
教育出版株  
式会社社長 北島 織衛君

七月二十八日  
東京書籍株式  
社常務取締役 四条 輝雄君

七月二十九日  
日本教職員組  
合 佐藤幸一郎君  
教育文化部長

昭和三十年八月九日印刷

昭和三十年八月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局